

様式 1 - 1 - 1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度（第五期）
	中期目標期間	令和6～10年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	経済産業大臣（法人全般に関する評価） 産業基盤整備業務については財務大臣と共同して担当			
	法人所管部局	中小企業庁	担当課、責任者	長官官房総務課長
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長
主務大臣	財務大臣（産業基盤整備業務に関する評価） 経済産業大臣と共同して担当			
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長

3. 評価の実施に関する事項
—

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価				
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況		
		令和6年度	令和 年度	令和 年度
		A		
評価に至った理由	<p>項目別評価は以下であり、各項目別評価やその重み付けを踏まえ、全体の評価は「A」評価とした。</p> <p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 地域牽引・成長志向の中小企業への支援：「S」</p> <p>2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援：「S」</p> <p>3. スタートアップの創出・成長への支援：「A」</p> <p>4. 事業継続・経営体力強化への支援：「A」</p> <p>5. 経営環境変化対応への支援：「A」</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する事項：「A」</p> <p>III. 財務内容の改善に関する事項：「B」</p> <p>IV. その他業務運営に関する重要事項：「B」</p>			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	—
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	—

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	—

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書 No	備考
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
地域牽引・成長志向の中小企業への支援	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○				I-1	
企業の成長段階に応じた新市場開拓支援	<u>B</u> ○	<u>S</u> ○				I-2	
スタートアップの創出・成長への支援	B○	A○				I-3	
事業継続・経営体力強化への支援	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○				I-4	
経営環境変化対応への支援	A○	A○				I-5	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く

※3 年度評価における令和7年度は自己評価を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書 No	備考
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項	A	A				II	
III. 財務内容の改善に関する事項	B	B				III	
IV. その他業務運営に関する事項	B	B				IV	

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-1	地域牽引・成長志向の中小企業への支援		
関連する政策・施策	中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出に向けた相談・助言やハンズオン支援、成長志向の中小企業等による飛躍的成長を実現するための、大胆な設備投資支援、官民一体による支援体制の構築、海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	重要度高・困難度高：指標1-2	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート番号：003896

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期 目標期 間最終 年度値 等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数（ハンズオン支援に至らない事業者も含む）	中期目標期間において、5,000社以上 令和7年度 1,000社以上		1,430社	1,305社				予算額（千円）	104,034,094 千円	222,505,322 千円			
ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」（※）の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 ※「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費	中期目標期間において、ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」（※）の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る		中小企業実態基本調査のデータの伸び率の2割（＋12.5%）を上回った（＋12.9%・達成率100.4%）	中小企業実態基本調査のデータの伸び率の2割（＋6.5%）を上回った（＋10.2%・達成率103.5%）				決算額（千円）	3,000,040 千円	5,801,538 千円			
								経常費用（千円）	2,775,851 千円	5,580,599 千円			
								経常利益（千円）	145,456 千円	△65,145 千円			
								行政コスト（千円）	2,775,851 千円	5,580,599 千円			
								従事人員数	779の内数	800の内数			

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価
<p>(定量指標)</p> <p>指標1-1: ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数(ハンズオン支援に至らない事業者も含む) 5,000社以上</p> <p>・7年度: 1,000社以上</p> <p>指標1-2: ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」(※)の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る</p> <p>(アウトカム指標) 【重要度高】 【困難度高】</p> <p>※「付加価値額」=営業利益+人件費+減価償却費</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>指標1-1: ハンズオン支援の実施においては、経営者との対話と傾聴を通じて本質的課題を設定する「課題設定」の段階から支援を開始することが重要であり、そのプロセスが企業の主体的な課題解決への取組や事業成果へと繋がる。また、経営者の意欲や課題解決の実現可能性等を見極めることも必要なため、ハンズオン支援に向けた事前ヒアリングや調査を実施した事業者数を指標とする。</p> <p>なお、水準感については、伴走型の支援手法を丁寧にかつ</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(中期目標で定める定量指標に係る7年度実績値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1-1: 1,305社</li> <li>・指標1-2: 中小企業実態基本調査のデータの伸び率の2割(+6.5%)を上回った(+10.2%・達成率103.5%)</li> </ul> <p>(年度計画で定める指標に係る7年度実績値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営アドバイス等の相談・助言利用者の「役立ち度」が5段階評価において上位2段階の評価を得る割合: 目標値70%以上 実績値99.3%</li> </ul> <p>(1) 成長を促す一貫した支援</p> <p>○地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等に対して、新事業展開や成長分野への参入、事業再構築、IT導入、研究開発・技術の高度化等のテーマで、専門家による相談助言やハンズオン支援を実施。経営課題を的確に把握し、その課題に応じた支援を実施することにより、成長・挑戦への後押しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンズオン支援事業(総合) 売上拡大・生産性向上等に向け、中小企業等が組織的にPDCAサイクルを回しながら経営課題の解決を図るため、長期で専門家を派遣して支援を実施。(支援件数: 317件、支援回数: 2,858回)</li> <li>・ハンズオン支援事業(IT) ITシステム導入による経営課題の解決・経営改革を計画的に実現するため、経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業等に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、企業内CIO候補者の育成を支援。(支援件数: 39件、支援回数: 297回)</li> <li>・ハンズオン支援事業(特定) 中小企業等の営業強化・コスト低減等の特定・個別の経営課題の解決を図るため、短期・集中的に専門家を派遣して支援を実施。(支援件数: 91件、支援回数: 603回)</li> <li>・ハンズオン支援事業(テストマーケティング) 新規性の高い優れた新製品・新技術・新サービスを持ちながら販路開拓が困難な中小企業等に対し、マーケティング企画のブラッシュアップや首都圏又は近畿圏でのテストマーケティング活動に関する支援を実施。(支援件数: 80件、支援回数: 425回)</li> <li>・事業再構築相談・助言 成長・発展を目指す中小企業等の新分野展開、事業転換、業種転換や事業再編等</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価: S</p> <p>以下のとおり、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていることからS評価と判断。</p> <p>【量的成果の根拠】</p> <p>中期目標・中期計画上の指標に基づく指標1-1については達成率120%以上、指標1-2については達成率100%以上となる実績を達成。</p> <p>【質的成果の根拠】</p> <p>概要: 定量指標を上回る支援実績を確保しつつ、成長志向の高い中小企業に対する重点的な支援を実施。「企業カルテ」システムによる情報の一元化とAIを活用した分析により支援を精緻化するとともに、経営者との対話と傾聴を徹底的に行い、各種ソフト支援を組み合わせた伴走支援を実施。また、「中小企業成長加速化補助金」等による設備投資支援を通じて企業の成長を後押し。併せて、「100億宣言」及び「経営者ネットワーク」の形成を推進した結果、同様の取組が企業や自治体等にも波及し、全国的な成長機運の醸成という顕著な成果を創出。</p> <p>○「100億宣言」を起点とした成長機運の醸成と「経営者ネットワーク」の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業庁や経済産業局、金融機関等との連携を通じ「100億宣言」の周知活動を集中的に行い、申請受付開始(7年5月)以降、全国の中小企業3,052件(8年3月末時点)が宣言。高い目標を掲げる企業行動の広がりを通じ、短期間のうちに中小企業の成長機運を醸成。</li> <li>・宣言企業の経営者等が地域・業種を超えて交流する「経営者ネットワーク」イベントを7年度では全国8地域で開催(計1,782人参加)。売上高100億円を達成した企業の経験を共有するとともに、人材確保・M&amp;A等の課題を集中的に議論する複数社でのグループディスカッションを機構職員がファシリテーター</li> </ul>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p>

<p>広く普及していく必要があることから、単に件数を増やすことだけを目指ることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、これまでのハンズオン支援事業や4年度から開始した事業再構築相談助言事業を踏まえて推計した4年度の実績値を基準として、指標を設定する。</p> <p>指標1-2：前期においてハンズオン支援の目標が中小企業実態基本調査のデータと比較して1割以上上回ると設定していたこと等から、今期は、より高度な伴走型の支援を実施していくことを踏まえ、より成長度合いを高めることを目標とし、前期よりも高い指標を設定する。</p> <p>&lt;重要度高・困難度高の設定理由&gt;</p> <p>指標1-2</p> <p>【重要度高】：地域での良質な雇用創出、経済の底上げに貢献する成長志向の高い中小企業等への伴走支援の必要性は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2023」にも掲げられており、地域社会のみならず我が国経済の発展において極めて重要度が高い。</p> <p>【困難度高】：支援にあたっては、個々の中小企業等が抱える多様な課題へ柔軟な対応が求められるとともに、顧客や競合等の外部環境を踏まえた差別化された戦略、戦術作</p>	<p>の事業再構築が円滑に進むよう相談・助言を実施。（支援件数：346件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産工程スマート化診断 専門家との3回の面談を通して、生産工程の自動化、ロボット化等に向けた設備投資やデジタル技術活用の提案を実施し、中小企業等の生産工程の効率化、可視化、管理体制の確立を支援。（支援件数：68件）</li> <li>・研究開発・技術の高度化に取り組む企業に対する支援 各地域本部にもものづくり支援の専門家を配置し、研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業等に対し、G o - T e c h（成長型中小企業等研究開発支援事業）を中心とした研究開発計画のブラッシュアップ支援及び事業化に向けたサポートを実施。（支援件数：1,155件） 各地域本部において、経済産業局等と連携しつつ、研究開発の成果普及や事業化の促進等を目的としたセミナー・フォーラム・ビジネスマッチング等を開催。（開催回数：38回、支援企業数：495社） G o - T e c hの個別プロジェクトの事業化を促進すべく、機構が有する各種支援ツールを紹介、提供。（ツールの紹介・提供による支援件数：413件）</li> </ul> <p>○地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等を発掘・支援し売上高100億円超の成長を実現するため、職員を中心とする伴走支援チームを組成した上、中小企業等の成長戦略や経営課題に合わせて機構内外の様々な施策を提案し、飛躍的成長の実現を支援する成長企業伴走支援事業を実施。（採択件数：106件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「100億宣言」の運営・管理 飛躍的成長の実現を目指す中小企業が「売上高100億円」という野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを自ら宣言する「100億宣言」の運営・管理を実施。（宣言公表数：3,052件）</li> <li>・経営者ネットワーク形成 「100億宣言」を行った、又は関心のある中小企業経営者が地域・業種を超えて出会い、共に成長を目指すことを目的とした経営者ネットワークを中小企業庁、経済産業局及び金融機関等と連携の上、全国各地で開催。（実施回数：8回、延べ参加者数：1,782人）</li> <li>・重点ハンズオン支援事業 経営戦略の策定や組織体制の構築など、飛躍的成長を実現する上で生じる様々な課題を解決するためのハンズオン支援を実施。（支援件数：37件、支援回数317回）</li> </ul> <p>(事例)</p> <p>飛躍的成長企業支援の取組の一環として、日本政策金融公庫との連携による「100億成長挑戦プログラム」を開催（全5回）。本プログラムでは、売上高100億円を目指す企業の経営者・経営幹部が、国内外の経営環境・経営資源の分析、あるべき姿やビジョンの明確化を通じ、具体的な成長戦略の立案に取り組み、最終的に100</p>	<p>ター役となって実施。これらを通じて、成長意欲のある企業経営者同士の「出会い」、「気づき」と「学び」の場を提供。</p> <p>○伴走支援と成長投資による持続的成長の後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構職員が、地域金融機関等と連携しつつ、機構との接点が無かった企業に対しても能動的にアプローチし、支援先を発掘。経営者との膝詰め対話によって課題を把握し、海外展開や人材確保等の成長段階に応じた支援を行う等、伴走支援先として重点支援に着手（106件）。</li> <li>・中小企業庁と連携した「中小企業成長加速化補助金」の制度設計・運用を通じ、「100億宣言企業」の大胆な成長投資を後押し（第1次公募：応募1,270件、採択211件。第2次公募：応募878件）。</li> </ul> <p>○A Iを活用した「企業カルテ」システムによる成長支援基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援先企業の経営課題や支援進捗等を機構内で共有・可視化する「企業カルテ」システムを新たに構築（21万件の既存支援データを収録）。補助金申請データ等のA Iによる整理・分析と掛け合わせ（A Iが各社の潜在課題を具体的に提示）、伴走支援の高度化・効率化を促進。</li> </ul> <p>《法人の業績向上努力のポイント》</p> <p>概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「100億宣言企業」をはじめとする成長志向の高い企業を対象に、経営者同士が経験や課題を共有し、相互に学び合う経営者ネットワークの形成に中小企業庁とともに取り組み、成長に向けた気づきや刺激を生み出す場を創出。こうした経営者ネットワークの取組が、地方自治体や金融機関、地域の有力企業等にも広がっており、地域から飛躍的な成長企業を創出する気運醸成につながっている。</li> </ul> <p>取組に至るきっかけ・動機と解決に向けた方向性の検討：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ志の経営者が直面した課題や苦悩、それをどのように乗り越えてきたかといった実体験の共有が、経営者にとって大きな刺激や気づきにつながるとの経営者の声を踏まえ、経営者同士がお互いにメンターとして学びあう、経営者主体の新たなネットワークの枠組みを創設。</li> </ul> <p>具体的な取組／取組に関する創意工夫：</p>
---	--	---

<p>りなど、質の高い実践的な支援が必要となり、また前期の目標よりも2倍高い水準の成果を目指すことから、達成の困難度は高い。</p> <p>&lt;想定される外部要因&gt;      想定される外部要因としては、初年度を基準として業務遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外貨規制の改善など輸出環境の整備が進むこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p> <p>以下2～5のセグメントにおいても同様。</p>	<p>億実現に向けた自社の「戦略企画書」を発表。プログラム終了後は、策定された戦略企画書をもとに、機構のコンシェルジュ担当職員・専門家と、日本政策金融公庫が連携し、伴走支援フェーズへと移行。</p> <p>○令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、成長志向の中小企業による飛躍的成長を実現するため、以下の取組に活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な設備投資の支援として、中小企業成長加速化補助金を創設。令和7年度補正予算（第1号）でも予算措置がなされ、計2度の公募を実施し、適切な制度運用・審査等により第1回公募に関し補助金採択先を決定。（第1回公募：採択件数211件（申請件数1,270件）、第2回公募：申請件数878件）</li> <li>・新事業・新分野進出、海外進出やM&amp;Aなど早期の対応かつ実務的な取組が必要となる経営課題に対して、民間法人（コンサルティング会社、監査法人等）と連携した実務的な支援を行う官民共創型プロジェクト支援事業の制度設計・運用を開始し、支援を実施。（プロ民間法人登録数：28法人）</li> <li>・海外展開や販路開拓の実現に向けて、専門家による戦略立案や市場調査・分析、海外企業とのマッチングや商談等の支援を実施。          「戦略的パートナーシップ構築支援事業」採択企業：29社          「成長市場進出支援事業」第1期の3社は支援完了。第2期の8社を支援中。          「グローバルネットワーク形成支援事業」フランスミッション参加企業の公募を実施し、15社を選定。</li> <li>・右腕人材等の育成・確保に向けて、人材確保・定着のための相談・助言、経営幹部の育成強化に向けたオーダーメイド型の研修等を実施。          「人材確保ノウハウ集中支援事業」支援社数：54社          「人材定着・開発簡易診断事業」支援社数：30社          「飛躍的成長企業向け人材育成事業」支援社数：18社</li> <li>・経営戦略の策定や組織体制の構築など、飛躍的成長を実現する上で生じる様々な課題を解決するためのハンズオン支援を実施。（支援件数37件、支援回数317回）</li> <li>・成長志向の中小企業に関する各種情報や支援進捗を機構全体で共有できる「企業カルテシステム」を7年10月に本格稼働。（登録企業：889社、登録企業への接触回数：1,331件）</li> </ul> <p>○令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、成長志向の中小企業に対する大胆な設備投資の支援とともに、賃上げや米国関税など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対するソフト支援として、以下の取組に活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業成長加速化補助金において、7年12月26日から公募を開始。</li> <li>・賃上げ・価格変動対応型重点支援事業の実施について検討し、受託事業者の企画選考を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100億宣言企業への支援メニューとして、経営者ネットワークイベントの開催を機構が主体的に検討・実施。全国で計8回開催し、延べ約1,800人の経営者等がネットワーク形成の場に参加。</li> <li>・トークセッションについては、毎週中小企業庁と打合せを行い、宣言企業にとっての「学び」の深さ、自社経営における再現性、多様な打ち手による成長の可能性といった観点から議論を重ねた。その結果、成長志向企業が直面する課題を共通テーマとし、先輩経営者、宣言企業、金融機関といった異なる立場の登壇者を配置することで、参加企業が自社の取組に置き換えて考えられる構成とした。</li> <li>・グループディスカッションにおいては、参加企業の関心を踏まえたテーマ設定（例：人材確保・育成、成長資金の調達手法）や規模・地域等の属性に基づくグループ構成の工夫により、議論の深化を図るとともに、各グループには機構職員がファシリテーターとして参画し、議論の具体化を主導。</li> <li>・また、イベントは回を重ねる中で内容を高度化。例えば、初回イベントにおけるM&amp;Aによる成長戦略の議論を踏まえ、その後は実務面の視点を補完するため、金融機関にもグループディスカッションに参加いただくなど、支援のつながりを意識した運営へと発展させた。これらの運営ノウハウは機構内のみならず、イベントに参加した経済産業局や自治体等とも積極的に共有し、他地域における同様の取組への横展開を推進した。</li> </ul> <p>結果・気づき：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構主催の経営者ネットワークイベントのコンテンツが、中小企業庁、経済産業局等が主催する同種のイベントにおいても活用されており、横展開につながっている。</li> <li>・ネットワークイベントへの参加を契機として、参加企業同士が相互に企業訪問を行うなど、新たな関係構築に発展する事例も確認された。加えて、経営者ネットワークの取組が自治体や100億宣言企業自身によって展開されるなど、地域における自発的な取組としても広がりを見せている（大分県、和歌山県等）。</li> <li>・こうした取組はメディアでも取り上げられるなど高い注目を集めており、全国各地で成長企業を創出する気運が高まっている。</li> </ul>
---	---	--

	<p>(2) 多様な経営課題への対応</p> <p>○生産性向上、販路開拓等の多様な経営課題について、対面又はWebにて全国9地域本部において専門家による相談・助言を実施。また、相談内容に応じて、よろず支援拠点等の各地域の支援機関等への橋渡しを行ったほか、相談・助言での中小企業等の課題把握を元に「J-GoodTech (ジェグテック)」の登録・活用につなげる等、機構の支援策を複合的に組み合わせ、実効性の高い支援を実施。</p> <p>・経営相談件数3,398件 (うち33.3%をWeb相談で対応)</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-2	企業の成長段階に応じた新市場開拓支援		
関連する政策・施策	海外展開等に向けた経営戦略の立案・具体的な準備に係る伴走支援や他の支援機関等との連携支援	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号及び第24号
当該項目の重要度、困難度	重要度高・困難度高：指標2-2	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート番号：003896

2. 主要な経年データ													
③主要なアウトプット（アウトカム）情報								④主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
海外展開を志向する企業への支援件数（※） ※商談に向けた商材・サービスの磨き上げや進出市場の検討、戦略立案等の市場開拓準備における専門家による助言等の件数	中期目標期間において、50,000件以上 令和7年度10,000件以上		12,433件	12,842件				予算額（千円）	3,745,738千円	5,154,482千円			
海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数）	中期目標期間において、7,500件以上 令和7年度1,500件以上		1,881件	1,961件				決算額（千円）	3,238,740千円	3,456,223千円			
								経常費用（千円）	3,069,721千円	3,374,082千円			
								経常利益（千円）	△132,816千円	△396,918千円			
								行政コスト（千円）	3,069,894千円	3,374,082千円			
								従事人員数	779の内数	800の内数			

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価
<p>(定量指標)</p> <p>指標 2-1: 海外展開を志向する企業への支援件数50,000 (※) 件以上</p> <p>※商談に向けた商材・サービスの磨き上げや進出市場の検討、戦略立案等の市場開拓準備における専門家による助言等の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年度: 10,000件以上</li> </ul> <p>指標 2-2: 海外展開の挑戦件数(商談等の進展があった件数) 7,500件以上</p> <p>(アウトカム指標) 【重要度高】 【困難度高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年度1,500件以上</li> </ul> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>指標 2-1: 4年度実績は11,000件程度であるが、その前までの実績はコロナウイルス感染拡大に伴い漸減傾向で推移した反動による要因もあるため、支援件数については、前期(元年~4年度)実績の平均を基準に指標を設定する。</p> <p>指標 2-2: 4年度実績は1,400件程度であるが、その前までの実績はコロナウイルス感染拡大に伴い漸減傾向で推移した反動による要因もあるため、前期(元年~4年度)実績の平均を基準とし、その2割増となるより高い指標を</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(中期目標で定める定量指標に係る7年度実績値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標 2-1: 12,842件</li> <li>・指標 2-2: 1,961件</li> </ul> <p>(1) 新市場開拓支援</p> <p>○中小企業等の海外展開に関し、専門家による相談・助言、セミナー等による情報提供を行い、海外進出や国際取引等を行う上での経営上の課題解決を支援。また、海外展開に向けた事業戦略の立案等について、ハンズオン支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外展開を検討・実施している中小企業等に対して、豊富な実務経験等を有する海外ビジネスの専門家による相談・助言を実施。</li> <li>・地域支援機関や金融機関等との共催で海外展開セミナーを開催し、国際取引や海外展開における留意点等の情報提供を実施。</li> <li>・Webサイトの運営により、海外展開アドバイス支援で入手・集積した海外の情報や専門家の培ったノウハウ等の情報発信を実施。</li> <li>・7年度に新設したテストマーケティング支援事業の活用企業に対し、海外展開に関する相談・助言も組み合わせ支援を実施。</li> <li>・海外展開に向けた事業戦略の立案、事業計画の仮説検証を含む具体的な準備、海外展開後の事業再編や撤退等の事業計画の見直し等に関しては、海外事業のビジネスモデルを組み立てるために必要な調査分析や検討を専門家が伴走しながら支援。併せて、海外現地での商談同席や視察同行等も実施。</li> <li>・アドバイス件数: 8,655件、セミナー参加人数: 1,215人</li> <li>・海外展開ハンズオン支援実施件数: 110件、海外展開ハンズオン支援終了後の課題整理等達成件数: 44件</li> </ul> <p>○国内中小企業約30,000社が活用しているビジネスマッチングのWebプラットフォーム「J-GoodTech (ジェグテック)」を活用し、社会的な課題や新製品の開発、共同研究・共同開発等の新たなビジネス展開に関する取組を実施。また、機構の各種事業や支援機関等による商談会等との相乗効果の創出を図るとともに、各種Webコンテンツの充実や登録企業による情報発信の促進等を強化し、サイトの活用を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的な課題等に対応したマッチングの推進について、「SDGs、カーボンニュートラル商談会」を実施。(ニーズ掲載件数: 338件、マッチング件数: 3,150件)</li> <li>・「令和6年能登半島地震」の復旧復興に向けた支援のため、J-GoodTech</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価: S</p> <p>以下のとおり、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていることからS評価と判断。</p> <p>【量的成果の根拠】</p> <p>中期目標・中期計画上の指標に基づく指標 2-1については達成率120%以上、指標 2-2については達成率100%以上となる実績を達成。</p> <p>【質的成果の根拠】</p> <p>概要:</p> <p>「2025大阪・関西万博」において、中小企業の魅力・価値発信に向けた「未来航路」イベントを開催。単発のイベントにとどめることなく、万博を契機とした中小企業の国際展開と中長期的な市場開拓を推進するため、会期後までを見据え、来訪した海外企業とのCEO商談会や海外政府機関とのネットワーク構築を実施(万博レガシーの創出)。</p> <p>また、海外展開を目指す者の裾野拡大に向け、地域金融機関等と連携した事業者発掘を強化するとともに、7年度より輸出準備段階の事業者向けの「テストマーケティング支援」事業を開始。先端技術等の成長分野など、特定分野に関心の高い国を対象としたマッチング、生成AIを活用したジェグテックの品質向上、「戦略的パートナーシップ構築支援」による成長志向型企業の海外展開支援等に取り組んだ。</p> <p>○中小企業の世界に向けた魅力・価値発信 ~「未来航路」イベント~</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・万博会期中に会場で展示イベント「未来航路」を開催し、全国から発掘した中小企業の魅力・価値を世界に発信(83社出展/先端技術・伝統工芸品等。この他1,830社を特設サイトに掲載)。5日間で34,960人・80団体が来場。国内外の幅広い年代の来場者から、「日本の技術力の高さに驚いた」「これらのサービス・製品が実装される未来が楽しみ」等の高い評価を多数</li> </ul>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p>

<p>設定する。</p> <p>&lt;重要度高・困難度高の設定理由&gt;</p> <p>指標2-2 【重要度高】：国内外の様々な構造的変化によって経済社会の変革が進む中、中小企業等が持続的な成長・発展を図るためには、既存の国内市場の開拓に留まらず、海外等の成長・拡大する新市場の開拓に挑戦し、新たな需要を獲得することが必要であり、重要度は高い。</p> <p>【困難度高】：海外展開の比較的初期段階の中小企業等に対する商材・サービスの磨き上げに加え、販路開拓力の強化、経営戦略の見直し、海外展開の実現可能性検証等の多様で専門的支援が必要であり、また前期の実績よりも高い水準の成果を目指すことから、困難度は高い。</p>	<p>h (ジェグテック) 内に「6年能登半島地震 復旧・復興マッチングサイト」を開設(6年1月30日)。被災地域の復旧復興の連携・取引ニーズを確認し、全国の大手企業、中小企業とのマッチングを実施。(ニーズ掲載件数(累計)：107件、マッチング件数(累計)：284件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップ向けの特設サイト(スタートアップマッチングスクエア)で、スタートアップ向けのニーズ発信を実施。(ニーズ掲載件数：197件、マッチング件数：1,493件)</li> <li>・信金中央金庫と連携し、「米国関税対策商談会」(信金中央金庫との海外販路開拓商談会)を実施。(マッチング件数：694件、商談数：135件)</li> <li>・機構と経済産業局(東北、関東、中部、中国、四国、九州)が連携して地域経済を牽引する中堅・中小企業「地域未来牽引企業」のさらなる成長に向けた事業連携・共創ニーズを常時発信する枠組みとして「みらいPitch」を実施。対面でのピッチイベントも2回開催。(関東、九州)</li> <li>・機構、経済産業省、英国ビジネス・通商省の共同プロジェクトとして、6年8月末にジェグテックの「日英防衛産業 × J-GoodTech (ジェグテック)」展示会サイトを開設し、継続して公開。(英国企業掲載件数：63社、日本企業掲載件数：46社)</li> <li>・輸出・海外展開を希望する中小企業等へのプッシュ型の支援を実施。海外企業からの商談を受けるために、企業ページのブラッシュアップ、英語ページの作成支援等を通じて、海外企業とのマッチングをサポート。(専門家の支援活動件数：2,125件、海外マッチング件数：1,632件)</li> <li>・海外企業のビジネスニーズを一元的に集約した「海外マッチングスクエア」において、海外ニーズの発信を強化。(海外ニーズ掲載件数(累計)：1,423件)。</li> </ul> <p>○日本の中小・中堅企業等とパートナーとなる海外企業との合弁会社の設立、共同開発・技術提携、日本企業への生産委託や輸出等の事業連携を促進するため、海外企業の招聘による対面、及びオンラインのハイブリッド型商談会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外CEO商談会で分野別のマッチング機会を提供する等し、環境(エネルギー分野)、先端産業(AI・IT・IoT分野)、医療(医療機器分野)において、日本企業の製品購入、代理店契約、日本企業との共同開発、合弁会社設立などを希望する海外企業が商談会に参加。</li> <li>・中小企業に対して海外進出意向調査を実施し、進出意欲が最も高いインドとのマッチング機会を創出。ベンガルール商工会議所、インド工業連盟と連携し、インドCEO商談会を2回実施。日本企業の製品購入、代理店契約、日本企業との共同開発、合弁会社設立などを希望するインド企業が商談会に参加。</li> <li>・海外企業に対し「J-GoodTech (ジェグテック)」の活用を促し、日本企業の指名を受け付けるとともに、海外企業の取引ニーズをJ-GoodTech (ジェグテック)で公開し、ニーズと関連のある多くの日本企業へ配信。実施に際しては、海外政府機関等の協力による海外企業選定、「J-GoodTech (ジェグテック)」を活用した商談の事前コーディネート、商談におけるサポート及び商談後のフォローアップ等に取り組んだ。</li> </ul>	<p>いただいた。</p> <p>○万博を契機とした新市場開拓に向けた戦略的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-GoodTech (ジェグテック)内に特設サイト「大阪・関西万博マッチングポータル」を開設し、継続的にマッチング機会を提供。海外企業の万博への来日に合わせ、万博テーマウィーク(環境技術等)等と連動した商談会や国別商談会等を実施し、日本企業の新たな進出先の発掘を後押し。個別商談会：50回(商談件数：449件、商談継続率44.4%) 海外CEO商談会：10回(国別7回・テーマ別3回、商談件数：1,274件、商談継続率63.8%)</li> <li>・会期前からの切れ目ない広報活動を実施。(メディア発信、SNS等(10/1～8の間で12万回表示))</li> <li>・会期後も、「未来航路」の特設サイトや「大阪・関西万博マッチングポータル」での情報発信、商談会開催後の専門家による助言等を通じ、継続的に支援。「未来航路」出展企業を対象とした交流会による企業間ネットワーク形成等を通じ、万博を契機とした新市場開拓を中長期的に後押し。</li> <li>・万博を契機に、パリ・イル・ド・フランス商工会議所やフィリピン商工会議所と新たにMOUを締結し、海外CEO商談会を開催するとともに、フランスでの新たな商談会企画につなげる等、日本企業の新たな進出先を開拓。海外ミッション団との交流を通じ、新たに15の海外政府機関と連携し、接点の薄かった欧州等へもネットワークを拡大。</li> </ul> <p>○輸出準備段階の事業者へのきめ細かな支援と支援機関連携による裾野拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出準備段階の取組を一層促すため、「新規輸出1万者支援プログラム」参加者に対するヒアリングを実施(実績2,463件)し、事業計画策定や7年度に新設した「テストマーケティング支援事業」等の施策を組み合わせたアドバイスを実施(実績8,655件)。米国、フランス、タイ、ベトナムで新たに行ったテストマーケティング支援(191件)では、試飲・試食・体験を通じて現地消費者等の生声を得られる仕組みを構築。現地ニーズの把握を通じて、輸出への挑戦を後押し。</li> <li>・地域金融機関等と連携して、輸出準備段階の事業者の発掘を強化。産品輸出の実現等、「海外ビジネス支援パッケージ」※の取組を全国に展開(121の地域金融機関が参画)するとともに、新たに日本商工会議所と連携した「海外展開イニシアティブ中小機構コネクト事業」を開始。</li> </ul>
---	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商談前に日本企業・海外企業に対しWebでのオリエンテーションを行い、商談成約率を高めるために、目的の深掘り・すり合わせを実施。商談後は、速やかにアンケートを実施し成約に向けた条件、課題を把握し、電話やWebミーティングを通じてフォローアップを実施。</li> <li>・海外アドバイス件数：250件、商談件数：285件</li> </ul> <p>○「2025大阪・関西万博」において、中小企業庁と機構の共催で日本の中小企業の魅力・価値を国内外に発信する事業「2025大阪・関西万博展示 未来航路-20XX年を目指す中小企業の挑戦の旅-」（以下「未来航路」という。）を開催。会期前後や会場外においても、万博を契機としたビジネスマッチングの促進を行い、中小企業の海外展開や外需獲得につなげた。国内外からの多様な年齢層・属性の来場者に向け、展示されている製品の体験や映像を取り入れるなど、中小企業の価値を認識しやすい展示になるように工夫を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「未来航路」開催概要 会期：7年10月3日～7日 会場：EXPOメッセ「WASSE」South会場 共催：中小企業庁 展示参加企業：83社（31都道府県） 展示手法：体験型展示：28社、映像展示77社、パネル展示全83社 メッセージ参加企業数：1,830社（47都道府県） 来場者数：34,960人（目標8,500人） 団体来場数：80団体（目標20団体）、664人 （来場団体のうち海外団体数：9団体 49人）</li> <li>・83社の展示企業だけでなく、公募企画で寄せられた全国の中小企業1,830社からの「未来への挑戦メッセージ」を企業名とともに万博会場内展示の一部としてインタラクティブに表示。関西圏だけでなく、全国の中小企業が万博に参加することで万博機運醸成に寄与。</li> <li>・開会式等に参加した多様なメディアやSNS発信を通じ、国内外に中小企業の魅力や価値の発信を行うとともに、来場者から中小企業や本展示に対する高い評価を得た。（メディア来場社数：延べ39社 58人、メディア掲載件数：120件（10月3日～10月31日））</li> </ul> <p>○「2025大阪・関西万博」を契機として中小企業の海外展開や外需獲得につなげるため、万博特設Webサイトでの参加企業紹介を効果的に行うとともに、会場外でも機構支援事業や他機関との連携を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期前から「万博特設Webサイト」での発信を効果的に行うとともに、会期後も「未来航路」で発信した1,830の「未来への挑戦メッセージ」や展示参加企業情報を継続的に発信。加えて、「未来航路」会場全体を3Dバーチャルで映像化し、展示の追体験が出来る動画をオープニング動画等とともにWebサイトで公開。（3Dバーチャル映像公開日：7年11月28日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※日本政策金融公庫・日本貿易保険・日本貿易振興機構・機構による連携支援スキーム</li> </ul> <p>○戦略的マッチング機会の創出による輸出挑戦への後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・80に及ぶ海外政府機関等とオンライン会議を重ね、相手国側の関心を把握・分析した上で、先端技術等の成長分野や社会課題解決等の分野に着目した海外CEO商談会を拡大（対前年度比で倍増）。また、例えばインドCEO商談会では、現地企業との連携ノウハウやBIS認証制度※等に関するセミナーを開催し、中小企業の提案力向上に寄与。 ※インド標準規格局（BIS）が運営する製品の品質・安全性を保証するための認証制度</li> <li>・J-GoodTech（ジェグテック）におけるマッチングの品質向上・効率化に向け、新たに、企業・技術情報やマッチングデータ、補助金データ等を利用した生成AIによる提案サポート機能を実装（8年3月）。</li> </ul> <p>○海外展開・販路開拓による中小企業の飛躍的成長の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の飛躍的成長を図るため、戦略的パートナーシップ構築を支援※（実績29件）するとともに、自社に優位な成長市場への進出支援や、海外政府機関・海外企業等とのネットワーク構築支援を開始。 ※事業連携や代理店契約などに向けたアクションプランの策定、商談の設定、専門家による助言をトータルで支援</li> </ul> <p>《法人の業績向上努力のポイント》</p> <p>概要： 大阪・関西万博の開催を契機に、海外政府機関等との連携を大幅に拡充。来日した海外企業・ミッション団のニーズを踏まえ、日本企業との商談を設定するとともに、商談に合わせた企業訪問等も実施した。また、大阪海外ビジネスワンストップ相談窓口等と連携し、大阪・京都を中心に商談機会を創出し、テーマウィーク等と連動した商談会を展開。商談後は支援方針会議を通じ、継続的なフォローアップ支援につなげた。</p> <p>取組に至るきっかけ・動機と解決に向けた方向性の検討： ・大阪・関西万博の開催を契機に、多くの海外政府機関等から日本企業との連携や商談設定に関する要請を受けるとともに、海外企業CEO・経営者等を含むデリゲーション等を受け入れる機会の増加が見込まれた。来日企業等は日本企業への高い関心</p>
--	--	--

- 加えて、「2025大阪・関西万博」の会期前（7年3月）に「J-GoodTech（ジェグテック）」内に万博特設サイト「大阪・関西万博マッチングポータル」を開設。「未来航路」展示企業のみならず、環境、ヘルスケアといった万博に関連するテーマの中小企業等の情報発信を継続的に支援。
- 「未来航路」展示企業同士の成果や学びの共有、企業間のネットワーク作りを進めるべく、会期後に展示企業間の交流会を開催。（36社、49人が参加）
- 会場外においても、展示参加企業83社のうち60社をJ-GoodTech（ジェグテック）に新規登録し、これを活用したマッチングを推進。また、展示参加企業やメッセージ参加企業に対し、継続的に機構の販路開拓支援施策（海外CEO商談会、J-GoodTech（ジェグテック）商談会、海外テストマーケティング、海外ハンズオン支援等）の活用を促進。

○令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、賃上げや米関税措置など事業環境の変化に直面する中小企業等に対する支援として、以下の取組に活用。

- 海外ビジネス見直し等にかかる伴走型アドバイスや調査を行う支援スキームを新たに立ち上げ、各地域本部を通じて周知。
- J-GoodTech（ジェグテック）を活用した仕向け地変更に関する特設サイトの構築に向け、検討を実施。
- 輸出先に合わせた販売資料等の作成から展示会等による効果検証、専門家によるブラッシュアップを一体的に行う支援スキームを構築し、その具体的な実施方法を検討。
- 民間が実施する展示会内での海外展開アドバイス支援を試行的に実施。（FOOD EX、Gift Show）

（2）他機関との連携による支援

○中小企業等の成長段階に応じた支援を行うため、業務連携先である国内の支援機関等、海外政府関係機関、民間パートナー企業等と連携・協働した支援を実施。特に、海外展開の実現性を高めるため、日本貿易振興機構との連携強化に取り組んだ。

- 日本政策金融公庫、日本貿易振興機構、地域金融機関等と連携し、海外への販路開拓・拡大を図る中小企業者・小規模事業者に、課題やニーズの把握から海外ビジネスマッチング支援や金融支援までの一体的な支援（海外ビジネス支援パッケージ）を5年度から継続して実施。7年度は東北銀行、四国銀行等121地域金融機関が参画する支援体制を構築（支援中の社数：1,711社）。本取組の一環として、機構の専門家が輸出・海外展開に関する助言を実施し、中小企業の海外ビジネスマッチングを促進。
- 日本商工会議所と連携し、各地商工会議所に寄せられる海外展開に係る幅広い課題への相談に円滑に対応するため「海外展開イニシアティブ中小機構コネクト事業」を7年12月より開始。

を有し、単発商談に終わらせず継続的な取引につなぐ仕組みが求められた。

- このため、海外政府機関等との連携を基盤に、来日海外企業のニーズを的確に把握した上で、日本企業との商談設定や企業訪問等を一体的に行う方針を検討した。併せて、万博という機会を最大限に活用し、万博会場内外や関西地域を中心とした商談機会の創出、「J-GoodTech（ジェグテック）」や海外CEO商談会等の既存施策との連動を図ることで、全国の中小企業の海外への販路開拓につなげる方向性で実施することとした。

具体的な取組／取組に関する創意工夫：

- 日本貿易振興機構が事務局となり大阪府・市や経済団体等で組織された「大阪海外ビジネスワンストップ窓口」に機構（近畿本部）も参画し、海外機関等から入った73ヶ国133件の問い合わせに対応。商談以外の要請（ナショナルデーへの招待、表敬訪問、イベント協力要請等）も含まれたが、誠実に対応することで関係性を構築し、商談ニーズを発掘。商談会開催にあたっては、自治体を含む関係者との調整、ブリーフィング準備、オンライン・対面の商談、セミナー開催等、国ごとに異なる要請へ丁寧に対応。「案件を拾う」「条件を整える」「相手に繋ぐ」ことを繰り返して個別商談会を関西圏に留まらず全国各地（例：山形県）で設定し、7か月間で実施回数は50回に到達。
- 万博テーマウィークに連動した分野別商談会（先端産業、医療機器、環境技術）や国別商談会を海外CEO商談会として大阪・京都で10回開催。国別商談会は開催9か月前、分野別商談会は6か月前から準備し、連携する海外政府機関等（連携80機関）に企業推薦を依頼。海外企業の商談目的（代理店契約、共同開発等）、希望する取引形態、連携ターゲット、海外企業の商談ゴール等をオンライン・ヒアリング等で複数回確認し、真の商談目的を深掘り。日本企業に対しても提案書作成や商談の進め方等を個別に支援し、精度の高いマッチングを実現。また、大阪・京都開催でありながら商談対象の日本企業は全国を対象とし、海外企業が商談希望先を指名する新たな手法（逆指名型）による商談も取り入れた。
- 商談後のフォローアップのため、7年10月から本部・地域本部の「支援方針会議」を立ち上げ毎月開催。商談直後のアンケート等で課題を把握し、再商談設定や専門家支援等を実施。

結果・気づき：

- 万博をきっかけとし、カナダ、モンゴル、ラトビア、ガイアナ

	<p>○海外展開初心者や輸出準備段階の中小企業者、又は新市場展開を目指す中小企業者を対象とした海外展開テストマーケティング「海外市場開拓トライアル」（受容性調査）事業を、民間パートナー企業と連携して実施。併せて、専門家による支援（仮説立案とブラッシュアップ、調査結果のフィードバック、フォロー等）を通じ、海外展開を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に輸出国や地域が未決定の中小企業等に対し、Webアンケート調査等を実施。（支援件数：252件）</li> <li>・現地調査輸出国や地域が決まっている中小企業等については、現地に商材を輸送し消費者やバイヤーへアンケート調査を実施。（6企画、支援件数191件（調査実施国：アメリカ、フランス、タイ、ベトナム））</li> <li>・海外市場開拓トライアル（地域本部実施型） 6地域本部が各地域の中小企業者の要望に沿ったテストマーケティングを実施。（支援件数：123件）</li> </ul> <p>○「新規輸出1万者支援プログラム」に引き続き取り組み、経済産業省、中小企業庁、日本貿易振興機構と連携しつつ、輸出に関心のある企業の掘り起こし、専門家による輸出相談を実施。また、これまでプログラムで支援した輸出準備段階にいる中小企業等に対しフォローアップ調査を行い、進捗を確認。（ヒアリング件数2,463件）</p> <p>○新市場開拓支援を見据え、海外の支援機関等との関係構築・連携強化を推進。また、日本の中小企業等の海外展開に係る投資環境整備を目的として、海外の中小企業や支援機関等に施策情報や支援ノウハウの提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の関心が特に高い一方で機構の連携先が少ない国に焦点を当て、フィリピン（フィリピン商工会議所）及びフランス（パリ・イル・ド・フランス商工会議所）と協力覚書を締結。ビジネスマッチング等を通じた中小企業支援について連携を強化。</li> <li>・158カ国が一堂に会する「2025大阪・関西万博」を契機ととらえ、新たな海外機関とのネットワーク構築や、関係性が希薄となっている海外機関への再接触など、プッシュ型の活動を実施。</li> <li>・更に、職員によるアメリカやドイツ・イギリスへの調査及びその後のフォローアップ面談等を通じ、機構の事業内容等について詳細に説明するなど施策を普及。新たに12州19機関との接触を実現。</li> <li>・これらの取組の結果、436人の海外関係者との接触を実現。接触国数については、6年度16カ国から7年度23カ国との結果となり、初接触や再接触の海外機関を含め、より広域的なアプローチを実現。</li> </ul>	<p>等、これまで関係が薄かった地域の政府機関等とつながったほか、既連携先との関係強化に至った。これらの取組も通じ、日本企業との取引意欲が高い各国の企業との商談が実現。今後もこれらの連携関係を継続し、中小企業のマッチング機会創出につなげていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組を通じ、万博を契機とした商談は設定して終わりではなく、商談後の状況把握と継続的フォローアップを制度として運用することが成果創出の要であると再確認。海外企業との再商談設定や成約に向け、本部と地域本部が一体となって海外展開ハンズオン支援、海外展開テストマーケティング支援、他の支援策等も活用してフォローを継続している。</li> <li>・多くの海外機関等からの多様なニーズに正確かつスピーディーに対応する観点から、マッチング精度向上と業務効率化の必要性を再認識。これを踏まえ、J-GoodTech（ジェグテック）が保有する85,000件のデータ（中小企業・技術情報、マッチングデータ等）を用いて、大手企業・海外企業のニーズに適合する上位50社を地域別に導き出す生成AIを活用した仕組みを開発。提案サポート機能による、今後のマッチングの効率化や質の向上につなげた。</li> </ul>	
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-3	スタートアップの創出・成長への支援		
関連する政策・施策	成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドへの出資、インキュベーション機能や産学官のネットワーク等を通じた全国でのスタートアップの担い手の確保・育成への支援	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第5号、第14号及び第24号
当該項目の重要度、困難度	重要度高：指標3-2	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート番号：003896、021003、022111

2. 主要な経年データ													
⑤主要なアウトプット（アウトカム）情報								⑥主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期 目標期 間最終 年度値 等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数（※） ※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（ベンチャー型）、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）、グローバルスタートアップ成長投資ファンド等への出資件数（再生ファンドは除く）。	中期目標期間において、70本以上 令和7年度14本以上		17本	17本				予算額（千円）	29,868,061 千円	35,616,868 千円			
出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数（アウトカム指標）【重要度高】	1,650社以上 令和7年度330社以上		398社	402社				決算額（千円）	29,114,146 千円	25,651,787 千円			
								経常費用（千円）	8,523,282 千円	4,839,520 千円			
								経常利益（千円）	△5,137,671 千円	3,392,400 千円			
								行政コスト（千円）	8,530,135 千円	4,849,998 千円			
								従事人員数	779の内数	800の内数			

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価
<p>(定量指標)</p> <p>指標3-1:各ファンド(再生ファンドを除く)への出資件数を70本以上(※)</p> <p>※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド(ベンチャー型)、中小企業成長支援ファンド(バイアウト型)、グローバルスタートアップ成長投資ファンド等への出資件数(再生ファンドは除く)。</p> <p>・7年度14本以上</p> <p>指標3-2:出資先ファンド(再生ファンドを除く)によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を1,650社以上(アウトカム指標)【重要度高】</p> <p>・7年度330社以上</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>指標3-1:ファンド事業は市場の変動に特に左右されること、官民ファンド幹事会での指標設定方法も直近10年平均で設定されていることから、同様に直近10年の実績の平均を基準に指標を設定する。なお、成長志向の中小企業等へのリスクマネー供給やGPによるハンズオン支援強化等の観点から、中小企業成長支援ファンド(バイアウト型)は20本以上の出資となるよう最大限努める。</p> <p>指標3-2:投資件数は増加</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(中期目標で定める定量指標に係る7年度実績値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標3-1:17本</li> <li>・指標3-2:402社</li> </ul> <p>(年度計画で定める指標に係る7年度実績値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インキュベーション施設退去時における退去企業売上計上率:目標70%以上 実績値71.8%</li> </ul> <p>(1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給</p> <p>○「スタートアップ育成5か年計画」等を踏まえ、スタートアップ等へのリスクマネーの供給を促進するため、成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドに積極的に出資を行った。また、起業支援ファンド出資事業、中小企業成長支援ファンド出資事業(グローバルスタートアップ成長投資事業を除く)においては、ベンチャーキャピタルの裾野の拡大と多様化を促進するため、設立間もない初号・2号ファンドに対する出資や若手キャピタリストが組成するファンドへ積極的に出資を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業支援ファンド出資事業、中小企業成長支援ファンド出資事業(グローバルスタートアップ成長投資事業を除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資ファンド数累計10本、ファンド総額累計1,404.3億円、機構出資契約額累計215億円</li> </ul> </li> <li>・グローバルスタートアップ成長投資事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資ファンド数累計2本、ファンド総額累計 USD4.1B、EUR683M(7,343億円)</li> <li>機構出資契約額累計 USD10M、EUR10M(33.0億円)</li> <li>※Global SMRJ VCFund 2023 LPの内数</li> <li>※1ドル=150円、1ユーロ=180円で換算</li> </ul> </li> <li>・起業支援ファンド出資事業、中小企業成長支援ファンド出資事業(グローバルスタートアップ成長投資事業を除く)における10本の内、初号・2号ファンドには5本に出資を行った。</li> </ul> <p>○中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資に注力。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度補正予算にて措置された中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業について、6年度末に2本(100億円/120億円)出資実行しており、7年</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価:A</p> <p>以下のように、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていることからA評価と判断。</p> <p>【量的成果の根拠】</p> <p>中期目標・中期計画上の指標に基づく指標3-1及び指標3-2については達成率120%以上となる実績を達成。</p> <p>【質的成果の根拠】</p> <p>概要:</p> <p>「スタートアップ育成5か年計画」が折り返しを迎え、スタートアップ・エコシステムの裾野拡大に向け、若手キャピタリストのファンド組成支援や海外VCへのLP出資等を通じてリスクマネーの供給基盤を強化。スタートアップに対する販路開拓支援を通じて事業化・海外展開を促進し、スタートアップのスケールアップに貢献。地域に根差したスタートアップの発掘やVCとの接点創出を通じ、投資機会を拡大。</p> <p>○スタートアップの成長促進のためのリスクマネー供給の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクマネーの供給拡大に向け、7年度から新たに(一社)東京国際金融機構と連携し、若手キャピタリストと国内外投資家とのマッチング機会を創出。初号・2号ファンドへの出資(5本)とあわせ、民間LP出資者の参画を促進し、若手キャピタリストによるファンド組成を後押し。</li> <li>・グローバル資本の呼び込みに向け、海外にネットワークを有する国内VCや日本貿易振興機構等と連携し、海外VCに対するアプローチを積極的に実施(16ヶ国・76社と面談)。仏・米のVCファンドへの出資を実現。加えて、ファンド運営者が限られ、担い手の発掘が困難なメザニンファンド(「100億企業育成ファンド」)への出資や、債務保証によるデットファイナンスを通じた資金供給も実施。これらの投資を通じ、ユニコーン企業(及びユニコーン予備軍)の創出に貢献。また、東証グロース市場のIPO停滞下にあっても、新興市場におけるIPO10社を輩出。</li> </ul>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p>

<p>傾向にあるものの、市場の動向に大きく影響を受けること等から過去10年間の実績の平均を基準に指標を設定する。なお、成長志向の中小企業へのリスクマネー供給やGPによるハンズオン支援強化等の観点から、中小企業成長支援ファンド（パイアウト型）は160社以上となるよう最大限努める。</p> <p>＜重要度高の設定理由＞ 指標 3-2</p> <p>【重要度高】：「スタートアップ育成5か年計画」において海外のベンチャーキャピタルも含めて、ベンチャーキャピタルへの公的資本の有限責任投資による投資の拡大、ベンチャーキャピタルと協調した政府によるスタートアップへの支援の拡大等を進めること、「実行計画2023」において、成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、M&amp;A等の取組について集中支援を行うことが掲げられており、スタートアップや成長志向の中小企業へのリスクマネー供給やGPによるハンズオン支援強化の重要度は高い。</p>	<p>度においては補正予算残額20億円の早期執行に努めてきた。事業趣旨、機構出資額との適合性、他補正予算事業の事業執行の優先度等から7年度中の出資実行には至らなかったが、継続的にファンド運営者の探索、面談・意見交換を実施している。また、サーチファンド型ファンドについても、中小企業庁とも連携し、継続的にファンド運営者の探索、面談・意見交換を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等の事業承継や成長に資する中小企業成長支援ファンド事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資ファンド数累計5本、ファンド総額累計495.71億円、機構出資契約額累計150億円</li> </ul> </li> <li>○ファンドへの出資にあたっては、民業補完、民間資金の呼び水としての役割を重視し、機構の出資比率を50%以内に抑えつつ、ファンド運営者によるファンド組成後、早期の出資に努めた。また、リスク分散を考慮し事業採算性の確保を図るため、ファンド運営者の投資実績、投資先企業に対する経営支援実績等を重視した上で、機構での検討を重ね、外部専門家からの意見聴取、外部有識者による出資先候補評価委員会での審議結果を踏まえ、迅速かつ適切な審査を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資ファンド数累計21本、ファンド総額累計9,351億円、機構出資契約額累計448.25億円</li> </ul> </li> <li>○組成後のファンドに対しては、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底して行った。また、投資先企業の事業成果の向上等を目的に、機構のインキュベーション施設や「J-GoodTech（ジェグテック）」等の施策を継続的に紹介。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的には、投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を1,227回実施し、適切なファンド運営が行われるよう努めた。</li> <li>・存続期限が迫っているファンドに対しては、早期の回収を図るよう他のLP（有限責任組合員）とともにGP（無限責任組合員）との折衝を重ねるなどの指導・交渉を行った。</li> <li>・投資先企業の事業成果の向上に係る取組として、ベンチャーキャピタルへの出資を通じた資金面の支援のみならず、創業・スタートアップ支援部と連携したソフト、ハード面も含めた複合的な取組を推進。機構が主催するアクセラレーションプログラム「FASTAR」や起業家表彰制度「Japan Venture Award」、IVSやRAMEN TECHといった首都圏外で開催されるスタートアップ関連イベント内でのスタートアップ等からの相談対応のほか、インキュベーション施設入居企業等の機構支援先で、ファンドからの出資を希望する先については、事業内容とファンドの投資方針を検討の上で、ファンド運営者と相対でマッチングする取組を定期的に実施した。</li> </ul> </li> <li>○産業競争力強化法の革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証に取り組んだほか、指定金融機関の拡大を推進した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業拡大ステージにあるディープテックベンチャーを対象とする債務保証制度に</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○販路開拓支援によるスタートアップの事業化・海外展開の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンド投資先を含むスタートアップの事業化・販路開拓に向け、J-GoodTech（ジェグテック）を活用した大手企業・海外企業とのマッチングを実施（提案件数：1,493件 ※）。例えば、医療用ロボットを扱うスタートアップとインド企業との間で代理店契約が成立し、初の輸出を実現。</li> <li>※ J-GoodTech（ジェグテック）内のスタートアップ向け特設サイト「スタートアップマッチングスクエア」の掲載ニーズに対するスタートアップ等からの提案件数</li> </ul> </li> <li>○地域に根差したスタートアップ発掘と投資機会の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、名古屋STATION Aiへのサテライトオフィス開設等、地域のスタートアップ支援拠点とのネットワークを強化するとともに、地方スタートアップイベントへ積極的に出席（7回）。</li> <li>・アクセラレーションプログラム「FASTAR」において、ゼブラ企業など地域課題解決型スタートアップの発掘・採択を行い、地域発スタートアップとVCとの接点創出を促進。</li> </ul> </li> </ul> <p>《法人の業績向上努力のポイント》</p> <p>概要：</p> <p>国内外のベンチャーキャピタルへの出資機能強化を目的に、グローバルスタートアップ成長投資事業を運用。主体的なファンド運営者の探索やコミュニケーション等を通じて知見を蓄積し、海外ベンチャーキャピタルによる日本のスタートアップへの投資を喚起することで、日本のスタートアップ・エコシステムのグローバル化に寄与した。</p> <p>取組に至るきっかけ・動機と解決に向けた方向性の検討：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「スタートアップ育成5か年計画」において、成長初期段階やグローバル展開を目指すスタートアップへのリスクマネー供給を強化する方針が示され、投資実績とノウハウを有する機構が、内外ベンチャーキャピタルが運営するファンドへの出資機能を強化することが求められた。</li> <li>・これを受け、令和4年度第2次補正予算で200億円が措置され、「グローバルスタートアップ成長投資事業」を創設。出資対象を、従前の国内ベンチャーキャピタルから海外ベンチャーキャピタルに拡大した上で、日本のスタートアップへの投資を確実に促す制度設計を実施し、取り組むもの。</li> </ul>
--	---	---

	<p>より、製造・物流現場における次世代自動化DXソリューション開発・提供事業者との契約を締結。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7年度末時点で保証先12社、保証残高10,892百万円 (革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度及び革新的データ産業活用円滑化債務保証制度)</li> <li>指定金融機関登録に関する周知や相談対応等を通じ、指定金融機関の拡大に取り組み、新たに1機関が指定を受けた。(計26機関)</li> </ul> <p>○その他、各種の法認定を受けた事業者等の借入等に対する債務保証制度に関する相談に対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部経営資源活用促進投資事業円滑化債務保証制度(産業競争力強化法)、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証制度(地域再生法)、社外高度人材活用新事業分野開拓促進債務保証制度(中小企業等経営強化法)、経営力向上促進債務保証制度(中小企業等経営強化法)の活用を図るため、金融機関等からの相談対応を実施。</li> </ul> <p>○各種の債務保証制度の活用を促進するため、金融機関を中心に周知を実施。</p> <p>○令和6年度補正予算として措置された100億企業育成ファンド出資事業(M&amp;Aや新事業展開等により成長を目指す中小企業等に対して、メザニン・ファイナンス等によりリスクマネーの供給を実施)について、成長を企図する中小企業へのメザニン・ファイナンス等を通じた出融資という、ファンド運営者の担い手が少ない、極めて難易度が高い取組となったが、国内の該当可能性があるファンド運営者と丁寧かつ緊密な議論、出資要件に沿った提案とすべく交渉を実施し、出資。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出資ファンド数累計1本、ファンド総額累計47.5億円、 機構出資契約額累計20億円</li> </ul> <p>○令和7年度補正予算(第1号)により追加的に措置された出資金について、ディープレックスタートアップが行う大型のデット調達を後押しする債務保証制度の拡充に向けて検討を実施。</p> <p>(2) スタートアップへの支援</p> <p>○各地域の事情に応じたスタートアップ・エコシステム(支援機関等や大学、金融機関、ベンチャーキャピタル等)と連携し、起業家の発掘・支援に関するイベント企画、相談対応、インキュベーションマネージャーの派遣等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの地域事情や体制に応じ、大学や地方公共団体等との連携やスタートアップ拠点でのイベント企画や相談対応等を通じて、起業者の発掘・支援を実施。</li> <li>中部本部、近畿本部において地域のスタートアップ支援拠点であるSTATI ON Ai(名古屋)、JAMBASE(大阪)に機構のサテライトデスクを設</li> </ul>	<p>具体的な取組/取組に関する創意工夫:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5年度に組成したファンドオブファンズの親ファンドである「Global SMRJ VC Fund 2023 LP」を通じ、海外VCが運営するファンドへ出資。</li> <li>7年度においても、複数本の新規出資契約締結を目標とし、ファンド運営者の探索やコミュニケーション、デューデリジェンスにあたっては、ファンドオブファンズ任せとせず、機構が主体的に動くことを重視。</li> <li>具体的には、海外にネットワークを有する国内VC、日本貿易振興機構、経済産業省等と連携し、ネットワーキングイベントへの参加や個別面談を通じて海外VCへのアプローチを実施。制度開始以来、累計で153社の海外GPと面談・意見交換を行い、令和7年度には76社134回の面談を実施。そのうち7社について初期デューデリジェンスに着手するなど、出資候補先パイプラインの充実に努めた。</li> <li>機構は国内VCへの出資実績は豊富であるが、海外VCへの対応は本制度が初めてであり、コミュニケーションに係る言語はもちろん、ファンド規模や考え方、文化・価値観が異なるファンド運営者への対応はハードルが非常に高い。</li> <li>例えば、本制度では、海外VCが、機構出資額の1.0倍以上を日本のスタートアップに投資することを出資要件としているが、このような要件を付すことは一般的ではなく、ファンド運営者、他LP投資家とも拒否反応が非常に強い。また、要件を受け入れる場合でも、ファンド運営者にとっては日本投資に係る体制整備やパイプライン構築が大きなハードルとなる。このため、有力な海外VCほど出資要件に難色を示すケースも多かったが、政策目的を丁寧に説明するとともに、各VCの投資戦略に即した形で日本投資の実現可能性を具体的に議論し、交渉を重ねることで案件化につなげた。</li> </ul> <p>結果・気づき:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ファンドオブファンズの親ファンドである「Global SMRJ VC Fund 2023 LP」を通じ、欧州拠点のVC1本、米国拠点のVC1本の、計2本の出資を実行。出資ファンドから本邦スタートアップへの100億円超の大型投資が行われるなど、我が国スタートアップ・エコシステムのグローバル化に貢献。併せて、ファンド運営者の選定に係る評価観点や審査プロセスについても知見を深め、今後の制度運営に活かせる体制整備を進めた。</li> </ul>	
--	---	--	--

	<p>け、地域ネットワークへの参画を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のスタートアップ関連イベント（HAKE H（北海道）、DATERISE（東北）、TechGALA（中部）、BLAST SETOUCHI（四国）、RAMEN TECH（九州）等）に出展し、機構の支援策に関するPRを実施したほか、「JVA」・「FASTAR」等の支援先企業のビジネスマッチングを推進した。また、IVS、ICC、ILS等の全国規模の大規模カンファレンスにおいても同様の取組を展開し、起業家、投資家、事業会社等に対する機構支援策の認知度向上に貢献した（各イベント来場者は約7万人規模）。</li> <li>・IPOやM&amp;A等を目指す創業予定者や新規創業者に対し、スタートアップの支援に必要な知識や経験が豊富な専門家が相談対応を実施。また、大学発スタートアップの創出を支援するため、各大学と連携し、セミナー・研修等を実施。</li> <li>・IPOやM&amp;A等を視野にユニコーンや地域中核企業を目指すスタートアップや新しい事業に挑戦する企業、個人を1年間集中的に支援するアクセラレーションプログラム「FASTAR」を実施。174社の応募の中から38社を採択し、6年度からの継続案件37社を含め、計532回の支援を実施。6年度採択企業34社が投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを2回開催し、マッチングを促進（参加者計539人）。支援の最後のピッチイベントでは、VCやCVC・事業会社に所属する審査員や観覧者とのマッチングを実施。</li> <li>・スタートアップのマッチング機会の創出に向け、先述のピッチイベント内でのマッチングのほか、「J-GoodTech（ジェグテック）」内のスタートアップ向け特設サイト（スタートアップマッチングスクエア）を活用した支援や、「Bio Japan2025」への出展支援を実施。（33社出展、商談引き合い180件）</li> <li>・大学が運営するインキュベーション施設にインキュベーションマネージャーを派遣する「インキュベーションプログラム強化・発展事業」では、派遣先を公募し4大学を決定。今期は東京大学に派遣を開始し、来年度は東京科学大学、東北大学、名古屋大学に派遣を開始する。機構の研究シーズの事業化やスタートアップのインキュベーション等に関する支援ノウハウを活かし、大学と連携しながら、大学発スタートアップの起業や成長を支援。</li> </ul> <p>○インキュベーションマネージャーが、機構の他事業や各地域の支援機能と連携しつつ、施設入居者の様々な支援ニーズに対応することを通じて、資金調達等を含め入居者の事業化の促進に取り組んだ。また、施設退去時と施設退去後2年経過後の調査・分析を行い、支援効果の測定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インキュベーション施設数29施設、入居者数464者</li> <li>・インキュベーション施設における支援活動の一環としてセミナー、ワークショップ、勉強会等を実施するとともに、入居者等の課題に応じたコーディネートを実施。（開催回数81回、延べ参加者数2,777人、コーディネート支援件数1,774件）</li> <li>・入居企業に対して、専門家派遣、機構出資ファンドからの投資、マッチングイベントへの出展等、機構の支援ツールを活用して支援。（マッチングイベントへの出展企業71社、ファンドの投資先企業38社）</li> <li>・地方公共団体や地域支援機関等が実施する展示会への出展、補助金・助成金の獲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方、多数の海外VCとの面談・対話を通じて、日本投資の実現性を高めるための体制やパイプライン構築の重要性を認識。併せて、出資要件を受け入れてもらうためには、丁寧かつ長期的な対応を通じて政策目的への理解を深めてもらうことが、案件創出に不可欠であるとの認識を得た。</li> </ul> <p>○債務保証業務（財務省共管業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業拡大ステージにあるディープテックベンチャーを対象とする債務保証制度により、製造・物流現場における次世代自動化DXソリューション開発・提供事業者への契約を締結。</li> <li>・7年度末時点で保証先12社、保証残高10,892百万円（革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度及び革新的データ産業活用円滑化債務保証制度）</li> <li>・指定金融機関登録に関する周知や相談対応等を通じ、指定金融機関の拡大に取り組み、新たに1機関が指定を受けた。（計26機関）</li> </ul>	
--	--	--	--

	<p>得、大学研究者とのマッチング等を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「B i o J a p a n 2025」への出展を支援。(33社出展、商談引き合い180件)</li> <li>・機構の広域ネットワークを活用し、各地域で機構インキュベーション施設がハブとなり地域のスタートアップ支援機関等と連携したイベント等を実施。</li> <li>・入居企業の新製品や技術力をメディアに紹介する等の取組を実施し、入居企業の持つ技術力、新規製品の周知に貢献。(メディア掲載数531件)</li> <li>・ベンチャーキャピタルや事業会社等、日本政策金融公庫等の金融機関との連携を通じ、入居企業の資金調達の支援を推進。(投資受入金額(累計)32,146百万円、融資借入金額(累計)2,037百万円)</li> <li>・入居企業14社が当年度内に5億円以上のエクイティでの大型資金調達を実施し、I P Oに向け事業を加速。他にも、大学ファンド等、国内外のベンチャーキャピタルや事業会社から出資を受けるなど、入居企業に多くの投資機関が注目。</li> <li>・今年度退去した企業85社(支援機関を除く)のうち、売上計上化達成企業数61社(売上計上化率71.8%)</li> <li>・4年度にインキュベーション施設を退去した企業の売上高平均伸び率は5.8%、従業員数平均伸び率は12.2%、資本金平均伸び率は-2.8%(売上高平均1,340百万円→1,417百万円、従業員数平均26.1人→29.3人、資本金334百万円→325百万円)、地域への定着率は65.7%)</li> </ul> <p>○創業の啓発と促進に向けて、モデルとなる起業家を表彰する「第25回J V A ( J a p a n V e n t u r e A w a r d s )」を実施。アントレプレナーシップの醸成及びチャレンジ精神の普及を目的に、セミナーやパネルディスカッション等により創業やスタートアップの取組事例を紹介。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J V A応募者323人の中から、経済産業大臣賞、科学技術政策担当大臣賞、中小企業庁長官賞、機構理事長賞など、計15人のベンチャー企業経営者を表彰。これに加えて、ベンチャーキャピタリスト奨励賞を表彰し、ベンチャー企業に対して成長実績を挙げており、今後一層の活躍が期待されるキャピタリスト2人を表彰。</li> <li>・J V A過去受賞者によるキーノートスピーチ、V Cと起業家によるピッチイベント及びノミネート者によるパネルディスカッションを実施。</li> <li>・リアル参加者：135人、オンライン視聴の参加者：276人、満足度：88.4%</li> </ul> <p>○F A S T A R採択企業等が抱える経営課題に応じて、スタートアップを支援することを目的とする支援機関(22機関)の連携協定「P l u s」の参画機関へ繋ぐなど、機構外の支援ツールの活用も積極的に実施。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-4	事業継続・経営体力強化への支援		
関連する政策・施策	3機関（事業承継・引継ぎ支援センター・中小企業活性化協議会・よろず支援拠点）の連携促進等、事業承継・引継ぎ、事業再生、よろず支援拠点による収益力向上等に向けた支援、支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上支援、支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献、情報収集・提供の積極的な推進、将来の事業廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の着実な運営等を実施。	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号、第8号～25号、第2項第1号
当該項目の重要度、困難度	重要度・困難度高：指標4-2	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート番号：003896

2. 主要な経年データ													
⑦主要なアウトプット（アウトカム）情報								⑧主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支援機関等の支援する者への支援件数	中期目標期間において、100,000件以上 令和7年度20,000件以上		26,322件	29,671件				予算額（千円）	1,211,894,512千円	1,460,825,165千円			
講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数 （アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】	中期目標期間において、1,200件以上 令和7年度200件以上		174件	254件				決算額（千円）	1,507,073,812千円	1,518,876,170千円			
地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数	中期目標期間において、80,000人以上 令和7年度16,000件以上		21,528人	19,817人				経常費用（千円）	1,491,053,664千円	1,527,000,896千円			
支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数（※） （アウトカム指標） ※支援機関等サポート事業（支援機関IT化支援サポート事業含む。以下同じ。） において提供した機構ノウハウ・ツールを活用した機関数	中期目標期間において、10,000機関以上 令和7年度2,000件以上		2,579機関	2,456機関				経常利益（千円）	△122,709,222千円	111,252,534千円			
								行政コスト（千円）	1,491,170,499千円	1,527,014,648千円			
								従事人員数	779の内数	800の内数			

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価
<p>(定量指標)</p> <p>指標4-1: 支援機関等の支援する者への支援件数100,000件以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7年度20,000件以上</li> </ul> <p>指標4-2: 講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数1,200件以上</p> <p>(アウトカム指標) 【重要度高】 【困難度高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7年度200件以上</li> </ul> <p>指標4-3: 地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数</p> <p>80,000人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7年度16,000件以上</li> </ul> <p>指標4-4: 支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数</p> <p>(※) 10,000機関以上</p> <p>(アウトカム指標)</p> <p>※支援機関等サポート事業(支援機関IT化支援サポート事業含む。以下同じ。)において提供した機構ノウハウ・ツールを活用した機関数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7年度2,000件以上</li> </ul> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>指標4-1: 4年度実績は24,327件であり、着実に支援件数は増加しているものの、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、前期(元年～4年度)実績の平均を</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(中期目標で定める定量指標に係る7年度実績値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4-1: 29,671件</li> <li>指標4-2: 254件</li> <li>指標4-3: 19,817人</li> <li>指標4-4: 2,456機関</li> </ul> <p>(年度計画で定める指標に係る7年度実績値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業活性化全国本部の中小企業活性化協議会に対する相談対応・助言等が中小企業活性化協議会の課題解決につながったとする中小企業活性化協議会の割合: 目標70%以上 実績値95.8%</li> <li>よろず拠点への研修受講者数: 目標800人以上 実績値1,058人</li> <li>よろず拠点への研修の実施後、研修を通じて得られた支援事例や支援ノウハウ等を参考に、よろず拠点運営の改善を図り、成果があったとする割合: 目標80%以上 実績値88.2%</li> <li>中心市街地・商店街等診断・サポート事業(巡回型支援、パッケージ型支援)及び中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)派遣事業の役立ち度: 目標70%以上 実績値95.7%</li> <li>小規模企業共済の新規加入者数: 目標70,000者以上 実績値103,371者</li> <li>中小企業倒産防止共済の新規加入者数: 目標50,000者以上 実績値54,593者</li> <li>連携事業継続力強化計画支援件数: 目標300件以上 実績値395件</li> </ul> <p>(1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援</p> <p>① 3機関の連携(事業承継・引継ぎ支援センター・中小企業活性化協議会・よろず支援拠点)</p> <p>② 3機関間での連携が円滑に行われるよう、地域本部では各都道府県で実施される「3機関連携推進会議」に出席し、経済産業局等とも連携を図りながら、連携状況の確認や問題点を把握するとともに、機構からの情報提供等を実施。3機関の全国本部を担う本部では、地域本部を通じて把握された連携上の課題をもとに、各機関への助言や情報提供に繋げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域で3機関が連携し、支援機関向けの説明会や合同相談会を実施。</li> <li>3機関連携情報共有サイト「3機関連携に係る情報共有ページ」を通じて、各地域の3機関連携イベント情報や支援事例等を共有。</li> <li>3機関の全国本部の統括専門家で構成する「統括会議」を年2回開催し、各地域の連携状況や支援事例を共有するとともに、連携上の課題を把握し、各機関への助言に繋げた。</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価: A</p> <p>以下のように、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていることからA評価と判断。</p> <p>【量的成果の根拠】</p> <p>中期目標・中期計画上の指標に基づく指標4-1、指標4-3、指標4-4については達成率120%以上、指標4-2については達成率100%以上となる実績を達成。</p> <p>【質的成果の根拠】</p> <p>(1) 事業承継・引継ぎへの支援</p> <p>概要:</p> <p>事業承継への対応が喫緊の課題となる中、基礎自治体を軸に地域一体で事業承継支援を行うための体制を構築。事業承継を行う際に身近な支援者である地域金融機関や商工会議所等に対してOJT支援を実施し、支援機関の自走化を促進。また、関連制度の見直し等を通じ、支援機関等による事業承継計画の策定を促進するとともに、事業承継・引継ぎ支援センター向け研修を拡充。</p> <p>○基礎自治体を軸とした地域一体での支援の裾野拡大と体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継への対応に重点的に取り組んでいる地域に対し、基礎自治体、センター、商工団体等に対する面的支援を実施。例えば、高知県では、県、事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、他地域の先駆的モデルの共有等をテーマとしたセミナーを開催。県内23市町村、30商工会・商工会議所、4金融機関が参加し、県内一斉の取組へと展開。</li> </ul> <p>○支援機関等の自走化支援と事業承継計画策定支援の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域金融機関や商工団体といった身近な支援者が、自ら事業承継計画の策定支援を担えるよう、より高度な支援スキルの獲得を目的とした講習と実践(OJT)を組み合わせた支援を実施(実績225件、前年度比+86件)。例えば、東春信用金庫(愛知県)では、全支店長を対象に座学と専門家同行の下での事業者への訪問を通じた支援を実施し、新たに4件の事業承継計画</li> </ul>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p>

<p>基準に指標を設定する。</p> <p>指標4-2：本指標は機構主催の講習会等により事業承継計画策定等を学んだ支援機関等が、実際に計画を策定した件数をカウントするものであるが、現状、事業承継計画策定は事業承継・引継ぎセンターが行っており、支援機関等はほとんど計画策定を行っていない。そのため、5年度の策定見込み件数は年間30件と見込んでいることから、これを5年後に10倍にすることを目標とし指標を設定する。</p> <p>指標4-3：機構が実施する講習会等を通じて、重要な政策テーマに係る支援スキルをインプットした支援機関等の職員の数（8テーマ※）を2,000機関（全国の主要な支援機関等の約半数）の職員が受講した数、16,000人を基準として指標を設定する。</p> <p>※重要な政策テーマとは、売上拡大（販路開拓、経営計画等）、IT、経営改善（事業性評価等）、創業、事業承継、人手不足、カーボンニュートラル（以下、「CN」という。）、その他（インボイス、知財、SDGs、BCP等）の8テーマ。</p> <p>指標4-4：前期で成果目標としていた対象はITプラットフォームの活用機関数のみであったが、今期ではそれ以外の支援ツール等の活用機関数も加味することとなるため、前期(元年～4年度)実績の平均(1,447機関)に(※)、新</p>	<p>②事業承継・引継ぎへの支援</p> <p>○地域での事業承継を推進するため、基礎自治体と複数の支援機関等（各自治体、商工団体、地域金融機関、事業承継・引継ぎ支援センター等）が連携する講習会等を開催し、地域に根差した支援ネットワークの構築を支援。</p> <p>○地域での事業承継支援の定着、自走化に向け、各地域本部が地域支援機関の実状に沿ったカリキュラムを検討。例えば、座学と実践（OJT）を組み合わせた講習会等を通じて、事業承継に係る知識習得に加え、支援機関職員自らが事業承継計画書を策定できるようにするなど、支援能力の向上を図った。また、地域本部による優良な支援事例をまとめた広報ツール「Growth」（フリーペーパー）を新たに発行し、その内容を元に動画コンテンツも作成・公表（4事例、視聴回数53万回）。地域支援機関や事業者に対し、事業承継円滑化支援事業の認知度向上及び利用促進を図った。</p> <p>○事業承継計画の策定のみならず、事業承継前後の課題解決に向け、講習会等において価格転嫁ツールやCN支援、経営後継者研修等を周知したほか、地域支援機関等サポート事業と共同で「IT経営サポートセンター」の活用と事業承継支援を組み合わせた研修を開催する等、機構の持つ他の支援機関支援ツールを活用し、支援機関等の伴走支援力強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援機関等の支援する者への支援件数：29,671件</li> <li>講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数：254件</li> </ul> <p>○全国48の事業承継・引継ぎ支援センターの職員の支援力強化のため、事業承継やM&amp;Aに関する高度・専門的な相談への対応、助言を実施。センターの職員等を対象とした職能別・テーマ別の研修を実施し、支援力の強化を図った。また、優良な取組を横展開することを目的として、支援事例の表彰制度の新たな立ち上げ等を実施。また、中小M&amp;Aガイドラインに基づき、センターにおけるM&amp;Aトラブルの防止に向けたM&amp;Aトラブルの実例を用いた研修等を実施。（プロジェクトマネージャー研修（参加者数48人）、新任プロジェクトマネージャー研修（参加者数8人）、承継コーディネーター研修（参加者数45人）、サブマネージャー研修（参加者数103人）、エリアコーディネーター研修（参加者数126人）、データベース研修（参加者数196人）、オンデマンド研修（参加者1,151人））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の事業承継ネットワーク会議や金融機関連絡会議等に参加し、優良事例等の提供を行い、事業承継診断による掘り起こしの推進を図った。</li> <li>優良な取組を横展開することを目的として、支援事例の表彰制度を新たに立ち上げ。事例の選定方式をセンターの互選とし、投票により優良支援事例を決定して表彰を実施。（最優秀賞：長野センター、大分センター）</li> <li>センターの認知度向上及び早期・円滑な事業承継の実現に向け、支援事例を取り上げた誌面（フリーペーパー3冊・6事例）及び動画（視聴回数235万回）を作成</li> </ul>	<p>を策定。第三者が伴走して当事者間の対話を後押しすることで、意思決定が進み、親族内承継も実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優良な支援事例をまとめた広報ツール（広報誌・動画）を新たに作成（再生回数53万回）。</li> <li>制度面では「事業承継・M&amp;A補助金」でセンター又は機構による計画策定支援を加点要素とする改正を実施し、講習・OJTで培った支援力が発揮できるよう環境を整備。</li> </ul> <p>○全国的な事業承継・M&amp;A支援の基盤形成・底上げに向けたセンターへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県のセンターの体制強化や、各センター向け研修の拡充（例：M&amp;Aトラブルの実例を用いた研修）を図るとともに、各センターが自薦する支援事例（78事例）の中からセンター・経済産業局・中小企業庁の投票により優良事例を選定する表彰制度を新設。これらを通じた現場ノウハウの結集と全国への横展開により、支援の質向上に寄与。</li> </ul> <p>《法人の業績向上努力のポイント》</p> <p>概要：</p> <p>中小M&amp;A市場の拡大に伴い多発するM&amp;Aトラブルを未然に防止し、安心・安全なM&amp;A支援の実施を推進するため、コンプライアンス等の研修を新たに企画した。これらの取組を通じ、センターにおいて相談者をM&amp;Aトラブルから守るための支援体制を強化。</p> <p>取組に至るきっかけ・動機と解決に向けた方向性の検討：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小M&amp;A市場が急拡大しており、それに伴い悪質な買い手や業者によるM&amp;Aトラブルが多発。政府はM&amp;A支援機関登録制度の運営や契約書雛形の見直し等を通じて市場の適正化を図っているが、地域における中小M&amp;A支援を担う事業承継・引継ぎ支援センターにおいても、トラブルを未然防止する取組が必要と認識。</li> </ul> <p>具体的な取組／取組に関する創意工夫：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センター業務に携わる職員のリテラシー向上や知見の獲得によるトラブルの未然防止を図るため、新たに、M&amp;Aトラブルやコンプライアンスをテーマとした研修を実施した。</li> <li>M&amp;Aトラブルをテーマとした研修は、センターにおいて支援実務を担うサブマネージャーを対象に実施（51人受講）。M&amp;A当事者同士の契約書や仲介契約書における論点の解説、代表的なトラブル事例とその対応についてディスカッションを实</li> </ul>
--	---	--

<p>たに加味する他の支援ツール等の活用見込み(約500機関)を勘案したものを基準として指標を設定する。</p> <p>※4年度のITプラットフォームの活用機関数の実績は2,004機関であり、着実に増加しているものの、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、前期実績の平均を採用する。</p> <p>&lt;重要度高・困難度高の設定理由&gt;</p> <p>指標4-2</p> <p>【重要度高】：事業承継ガイドラインや中小M&amp;Aガイドラインによる事業承継の進め方についての理解の促進、中小M&amp;A推進計画等に基づく各種支援施策等、円滑な事業承継・引継ぎに向けて国の取組は認識されつつある。一方で、依然として中小企業等における高齢の経営者や後継者未定の割合は高く、経営資源の散逸や地域経済への悪影響を防ぐために、事業承継を促進する重要度は高い。</p> <p>【困難度高】：地域における事業承継支援の定着、自走化を進めるため、支援機関等の相談対応力の向上や事業承継計画の策定スキル習得に向けた支援の強化が必要であり、また、5年度の策定見込み件数は年間30件に対し、これを5年後に10倍にすることから、困難度は高い。</p>	<p>し、ダイレクトメール(50万通)での誌面送付や動画広告を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継に関する2つのポータルサイトを1つに統合し、公表事例の検索性とサイトの回遊性を高め、相談者や支援機関からの問い合わせに繋がりやすいWebサイトを構築。</li> <li>・センター職員の規律意識の更なる向上を図るため、新たな研修を開発。(M&amp;Aトラブルをテーマとした研修(参加者数50人)、コンプライアンス研修(参加者数730人))</li> </ul> <p>○マッチング機会の創出・増加に向け、センターが利用する事業承継・引継ぎ支援データベースについて、例えば、優良な買い手の情報に関して相談者の了解のもとセンター間で共有し、データベースの機能強化を実施。併せて、データベースの円滑な運用に向け、保守管理及び問い合わせ対応を実施するとともに、データベースの改修に向けたヒアリングや現状把握を実施。また、センターにおける効率的な業務実施に向けて、業務手順書の見直しを行うとともに、初任者が早期にキャッチアップできるよう研修動画を新たに開発。</p> <p>○中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資に注力。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度補正予算にて措置された中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業について、6年度末に2本(100億円/120億円)出資実行しており、7年度においては補正予算残額20億円の早期執行に努めてきた。事業趣旨、機構出資額との適合性、他補正予算事業の事業執行の優先度等から7年度中に出資実行には至らなかったが、継続的にファンド運営者の探索、面談・意見交換を実施している。また、サーチファンド型ファンドについても、中小企業庁とも連携し、継続的にファンド運営者の探索、面談・意見交換を実施している。</li> <li>・中小企業等の事業承継や成長に資する中小企業成長支援ファンド事業</li> <li>・出資ファンド数累計5本、ファンド総額累計495.71億円、機構出資契約額累計150億円</li> </ul> <p>○組成後のファンドに対しては、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底して行った。具体的には、投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を1,227回実施し、適切なファンド運営が行われるよう努めた。併せて、事業承継・引継ぎ支援センター・中小企業活性化協議会等、機構の支援施策等について、ファンド運営者に情報提供を実施。この他、機構の主催する中小企業活性化セミナーにおいては、機構ファンド出資事業の取組状況等について、関係者に周知する機会を設けている。</p> <p>○令和7年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する支援として、以下の取組に活用。</p>	<p>施。センターに持ち込まれた実例を取り上げることで、他地域の対応を参考にしつつ、自身の業務に結び付けて考えてもらう構成とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス研修は、センター業務に携わる全職員を対象として実施(730人受講)。新たにコンテンツを制作するにあたっては、センター業務で起こり得る利益相反の考え方や情報の取扱い、中小M&amp;Aガイドラインの留意点等の事例を豊富に取り上げ、センター職員がコンプライアンスを自分事として考えられる内容とした。また、オンデマンド方式の研修とすることで、受講しやすく、いつでも内容を振り返りやすい環境を整え、センター職員全体のコンプライアンス意識の向上を図った。</li> </ul> <p>結果・気づき：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・M&amp;Aトラブルをテーマとした研修では、支援のポイントやトラブル事例とその対応を学ぶことで、センター職員のM&amp;Aスキルの向上と、安心・安全な相談対応ができる支援人材の育成に貢献した。手口の巧妙化も報告されていることから、今後も内容をアップデートしていく必要がある。</li> <li>・コンプライアンス研修を受講したセンター職員からは、「具体例と法的な説明で補完され理解しやすかった」「重要なテーマなので今後も継続実施してほしい」といった感想が寄せられ、センター職員の規律意識の向上に貢献した。内容をブラッシュアップしながら、今後も定期的な受講機会を提供していく。</li> </ul> <p>(2) 支援機関等の支援力の強化・向上支援</p> <p>概要：</p> <p>「小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)」を踏まえ、支援機関等の実践力向上に向け、価格転嫁検討ツール等の機構が開発した支援ツールを用いた講習会のほか、支援ニーズの高いDX等のテーマを含む大規模なオンライン講習会を通じて、支援ノウハウを全国に展開。併せて、支援機関へのOJT型支援等を通じ、支援力向上を促進。</p> <p>主な取組内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援現場での活用を想定した機構の支援ツールを用いた講習会の展開</li> <li>・支援現場での実践力向上に向け、実際の支援現場で直面する課題を想定したロールプレイングを取り入れた講習会を拡充。価格転嫁をテーマとする講習会では、機構が6年度に新たに開発</li> </ul>
---	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で不足するM&amp;A支援人材を育成するため「支援機関向け中小M&amp;A研修キャラバン」事業の仕様を決定し、業務請負先の公募を開始。また、全国本部の体制強化に向け、M&amp;A実務経験者の発掘を行った。</li> </ul> <p>③全国の中小企業活性化協議会への支援</p> <p>○中小企業活性化全国本部（以下「活性化全国本部」という。）は、中小企業等の収益力改善、経営改善、事業再生及び廃業（以下「再生等支援」という。）案件に中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）が対応できるよう、26人の専門家を配置するとともに、各都道府県の協議会に対し、「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」等の関連施策や事例等の情報提供、助言を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域金融機関、商工団体等が主催する研修に全国本部専門家を21回講師派遣（421機関から2,083人参加）。</li> </ul> <p>○協議会の活動に関わる専門人材の不足や、地域毎の偏在も踏まえて、特に弁護士・会計士等の民間支援専門家を育成すべく、土業向けの研修を実施するとともに、人材育成に向け以下の研修を実施（弁護士向け…リアル参加：27人、オンライン参加：376人、会計士向け…リアル参加：55人、オンライン参加：210人、オンデマンド視聴：487人、事業専門家（中小企業診断士等）向け…リアル参加：12人、オンライン参加：208人）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーの支援能力向上及び円滑な事業実施のための研修を実施。</li> <li>・再生支援ノウハウの地域への普及・定着を目的として、協議会が採用したトレーニー（金融機関職員、信用保証協会職員）に対する集合研修を実施（受講者数102人）</li> <li>・中小企業者や事業再生支援等に関心を持つ金融機関や土業等を対象とした中小企業活性化セミナーを実施（リアル参加：220人、オンライン：1,258人）。</li> </ul> <p>○活性化全国本部が実施する事業評価において低評価が固定した協議会に対しては、経済産業局、中小企業庁や認定支援機関と連携の上、定期的に面談等を実施し、案件管理・支援能力の向上、人員体制の強化、関係機関との連携強化、外部専門家の発掘・育成等に関する業務改善計画のフォロー等を実施。また、協議会の利用企業等に対して、協議会担当者の専門性や経営改善のアドバイスに関する満足度調査のアンケートを実施。今後の業務運営の改善に向け、当該集計結果を中小企業庁、各経済産業局、認定支援機関、協議会にフィードバック。</p> <p>○協議会の業務効率を高めるため、効率的な情報分析・情報共有を実現する新たなネットワークシステムの提供に向けて、システム構築の請負業者を選定・契約し、開発プロジェクトを開始。機能要件の整理や画面仕様の具体化など、開発作業を着実に進めた。また、協議会、事業承継・引継ぎ支援センター及びよろず支援拠点の利用者の利便性向上に寄与するデジタルツールを活用した仕組みづくり</p>	<p>した「価格転嫁検討ツール」（6.4万ビュー／年）や「儲かる経営キヅク君」（9.1万ビュー／年）を活用し、企業の現状把握や価格交渉のグループワークを行う等、支援手法の実践的な習得を促進（145回・前年度比7.3倍）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援ニーズの高いDXや生成AI活用をテーマとした講習会を各地で開催。さらに、「価格転嫁」「IT化・DX」「人手確保」「販路開拓」等の重点テーマを含む、支援現場で有効なノウハウをパッケージ化した大規模なオンライン講習会を初開催（参加者1,678人）し、全国に展開。</li> </ul> <p>○支援機関等の支援力向上に向けたOJT型支援と地域での支援機関間連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援機関等の支援能力向上に向け、支援機関等に対するOJT型支援を実施。例えば、A信用金庫に対し、ベテラン・若手職員や取引先企業を対象とした講習会を開催。価格転嫁に関する知識習得から実際の価格交渉を想定した資料準備、交渉応答例の学びまでを一気通貫で支援。その後、同信金による支援を通じ、実際に価格転嫁ができた取引先企業も出るなどの成果に貢献。</li> <li>・地域の広域的な支援体制の構築を後押しするため、機構主催の下、地域の支援機関等が一堂に会し、支援機関同士の学び合いや交流を行うための場を創出（例：中四国地域での10信組合同講習会）し、地域での一体的な支援力の向上や連携を促進。</li> </ul> <p>《法人の業績向上努力のポイント》</p> <p>概要：</p> <p>サービス業を中心に、最低賃金引上げや人手不足の影響が大きい業種について、内閣府・中小企業庁と調整を重ね、省力化の効果を分かりやすく示す支援ツールの開発に着手。限られた期間・条件の下で対応可能な範囲として、まずは飲食業、宿泊業等の9業種を対象としてリリース。併せて、全国の生産性向上支援センターや商工団体・地域金融機関等を通じて普及させ、全国規模での活用を見据えた検討を進めているところ。</p> <p>取組に至るきっかけ・動機と解決に向けた方向性の検討：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府が推進する「省力化投資促進プラン」において、全国の商工団体・地域金融機関向けのデジタル支援ツールも活用した全国規模での支援が求められる中、中小企業庁より、8年3月末までという極めて短期間でのデジタル支援ツールのリリースについて相談がなされた。対応には制約が多い状況ではあったも</li> </ul>
--	---	--

	<p>について検討を行った。</p> <p>○地域における支援の最大化を図るため、認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）が中小企業等の依頼を受けて実施する経営改善計画策定支援事業等の活用を促進。また、認定支援機関の支援能力向上のため、認定支援機関に対し、協議会による助言機能の活用促進。さらに、全国本部として事業運営基準の整備を行った上で、年2回、各協議会に対して、事業運営基準に則った適正な事務手続きが行われているか、検査を実施し、適正な執行を確認するとともに、効率化に向けた業務運営方法の提案を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関による早期経営改善計画策定支援事業の利用が開始されたことを受け、金融機関向けのFAQ等を整備するとともに、協議会に対して情報提供を行った。</li> <li>・経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付：2,390件</li> <li>・早期経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付：469件</li> </ul> <p>○地域金融機関等やファンド運営者と連携して再生ファンドを組成し、協議会とも連携・協働し、中小企業等の事業再生の取組に貢献した。具体的には、再生ファンド3本に出資を実施。これらのファンドはすべて協議会と連携・協働することを念頭にした座組を構築している。なお、内1本については、コロナ禍で措置された民間ゼロゼロ融資の返済本格化や保証付き融資の増大を背景に、中小企業等における事業再生支援のニーズが一層高まっている状況を踏まえ、6年3月に経済産業省・金融庁・財務省連名により策定された「再生支援の総合的対策」において要請のあった、「小規模事業者注力型再生ファンド」として出資を実施。小規模事業者に一定割合以上の投資を行うファンドに出資を行うことで、小規模事業者の事業再生の取組に貢献した。また、6年度に出資した「能登半島地震復興支援ファンド」については、投資（債権買取等）が進捗するよう、GP（無限責任組合員）や復興相談センター、地域金融機関、中小企業庁とも緊密に連携することで、7年度において第2～4号案件まで投資を実行。また、投資候補先のパイプラインも充実し、後続の案件化も進んでおり、再生支援の進展に貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資ファンド数累計 3本、ファンド総額累計 60.5億円、機構出資契約額累計 30.25億円</li> </ul> <p>○組成後のファンドに対しては、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底して行った。具体的には、投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を1,227回実施し、適切なファンド運営が行われるよう努めた。併せて、中小企業活性化協議会全国本部が主催する中小企業活性化セミナーへの、GP（無限責任組合員）の参加促進等を通じて、再生事例の紹介や機構支援ツールの情報提供等を行った。また、「能登半島地震復興支援ファンド」については、現地を訪問しての実情把握や投資委員会でのモニタリングを通じて実効性の高い取組を担保し、複数案件の投資実行と再生支援の進展に貢献した。</p>	<p>の、政策的意義の高さや機構の支援現場での中小企業等のニーズを踏まえ、機構として自主的に取組を進めることとした。</p> <p>具体的な取組／取組に関する創意工夫：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力化や生産性向上に取り組む中小企業等の中には、何から着手すべきか分からない企業も多いことから、業種別に想定される課題や解決策、取組の方向性を整理し、現場での説明や相談対応にそのまま使えることを意識して、直感的に理解できるようなイラストを中心とした構成とした。</li> <li>・開発にあたっては、7年5月以降、中小企業庁・機構・受託事業者の三者で毎週1回の打合せを実施し、限られた期間の中で、掲載内容や構成、表現方法について調整を重ねた。短期間でのリリースが求められる中、仕様の見直しや優先順位付けを繰り返し行い、実務に耐えうる内容となるよう検討を進めてきた。</li> <li>・業種別の課題や事例については、「省力化投資促進プラン」をもとに中小企業等にも親和性のある課題や取組内容案を機構内で検討。中小企業庁と連携し、その案を厚生労働省、国土交通省、農林水産省、経済産業省等の業所管省庁や業界団体を通じて確認を依頼し、現場の実態に即した内容となるよう精査・調整を重ねた。</li> <li>・また、開発途中段階から商工会・商工会議所、地域金融機関、よろず支援拠点等でデモを実施し、フィードバックを踏まえて内容や構成の修正を行い、開発に反映させてきた。</li> <li>・さらに、本ツールの活用を省力化投資補助金（一般型）やデジタル・AI導入補助金の加点措置とするとともに、観光庁の省力化投資補助金においても優遇措置の対象とするなど、活用につなげるための制度面での調整を行っている。</li> <li>・本ツールは8年3月26日にリリースしており、今後は業所管省庁を通じたPR・パブリシティ等により、現場での活用を促していく。</li> </ul> <p>結果・気づき：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力化ナビの開発途中に、商工会や金融機関向けにデモを実施しヒアリングを重ねた結果、小規模事業者はコスト面への懸念が強く、ツール導入に慎重な傾向があることが明らかとなった。このため、現場の声を踏まえ、2次開発（8年夏頃予定）において、小規模事業者によるツール導入事例等のコンテンツを追加することとした。</li> <li>・また、経営指導員や経営者がスマートフォンで閲覧するケース</li> </ul>	
--	--	---	--

	<p>○産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証制度の取り扱いはなし。(事業者からの相談対応先16件)</p> <p>○令和7年度補正予算(第1号)により追加的に措置された補助金については、経営改善計画策定支援及び早期経営改善計画策定支援の適切な推進を図るため、補助枠の新設、補助上限額の見直し等の制度改正を行った。</p> <p>④全国のよろず支援拠点への支援</p> <p>○よろず支援拠点全国本部(以下「よろず全国本部」という。)の専門家が担当のよろず支援拠点(以下「拠点」という。)を訪問するなどして各拠点の問題の把握に努め、その解決に向けた助言等の支援を実施。(各拠点への支援回数:1,115回の支援を実施(オンラインを含む))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各拠点のチーフコーディネーター等を対象に、中小企業庁が定めた拠点の事業運営に関する「令和7年度事業実施方針」の浸透に加え、最新の施策情報を提供する全国研修等を実施。(研修回数15回)</li> <li>商工団体・金融機関等の機関紙やよろず全国本部ホームページ等に拠点における支援事例や支援実績等の情報を掲載することで、拠点の取組を後方支援。</li> <li>6年度の評価結果等に基づき要改善点がある拠点に対して、改善計画の策定やその実施のための課題整理、解決のためのフォローを実施。また、拠点に係るフィードバック委員会をよろず全国本部に設置。委員によるヒアリングや実績確認により定性的・定量的な観点から実績管理・評価を実施。</li> </ul> <p>(2) 支援機関等の支援力の強化・向上支援</p> <p>①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上</p> <p>○地域の中小企業を支援する支援機関の支援力向上に資するため、支援機関等に対して、国の政策要請等を踏まえたテーマをはじめ、地域や支援機関等の状況に応じた、中小企業等の支援に必要な知識、施策情報、支援ツールやスキルの提供等を行うための講習会等を実施。講習会の実施にあたっては、支援機関の支援人材の不足や支援力を補完するため、支援ノウハウの提供(事例・支援ツール)や支援スキル提供(OJT型の人材育成)に重点化して展開。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国の支援機関等向けに実施したオンデマンド講習会においては、支援機関のニーズを踏まえ、支援業務での生成AI活用や価格転嫁支援といった、支援機関の実務に根差したテーマ設定で開催し、支援力の底上げを後押し。(開催回数:6回、受講者数:2,439人)</li> <li>更に、7年度に新規で「価格転嫁」、「IT・DX」、「人手不足対策」等の重要政策テーマを含むオンライン講習会(支援機関OJT支援事業)を実施。より実践力の強化を図ることを重視し、経営課題の抽出手法、テーマに沿った支援ツ</li> </ul>	<p>が多いとの指摘を受け、実際の利用シーンを踏まえ、モバイル専用サイトを別途作成することとした。なお、イラストで課題や解決策を示す構成については、分かりやすいとの意見が多く寄せられている。</p> <p>○債務保証業務(財務省共管業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証制度の取り扱いはなし。(事業者からの相談対応先16件)</li> </ul>	
--	---	---	--

	<p>ールの活用方法のデモやワーク、事例紹介、企業対談等を取り入れて実施。支援機関職員が支援スキルを体系的に理解・体感できる機会を提供。（開催回数：5回、受講者数：1,678人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や支援機関等の状況に応じ、個別のテーマを設定し講習会等を実施。例えば「価格転嫁検討ツール」や「儲かる経営キツク君」を活用し、企業の現状把握や価格交渉のグループワークを行う等、支援手法の実践的な習得も促進。</li> <li>・これらの取組に加え、「省力化投資促進プラン」において提唱される、全国の商工団体・地域金融機関向けのデジタル支援ツールの活用による全国規模での支援に資するため、「省力化ナビ」を開発。</li> </ul> <p>○IT化支援の更なる機能拡充・利便性向上のため、既存の「ITプラットフォーム」と「みらデジ」を統合し、新たにポータルサイト「デジwith」を開設。IT戦略やITソリューションを見える化できる「IT戦略ナビwith」、具体的な業務用アプリやIT導入事例の検索が可能な「ここからアプリ」等の支援メニューを提供。また、中小企業等の生産性向上に資するITの利活用を更に加速させるため、オンラインで専門家に相談ができる「IT経営サポートセンター」による相談対応を実施（相談件数：1,918件）。さらに、ITの利活用によって課題の解決に取り組む中小企業等に対して具体的な助言をすることで、IT導入・定着支援のサポートなどを行う専門家を派遣する「IT化支援アドバイザー派遣」を実施。（派遣件数：48件）</p> <p>○産業競争力強化法における創業支援等事業計画の認定を受けた自治体の支援スキル向上のため、創業支援担当者向け講習会を8回開催し、計1,654人が参加。また、認定自治体等との共催で、創業機運醸成イベント「Tip*S」を開催（開催回数：59回、参加者：1,480人）。さらに、認定自治体（1,539先）を対象に、創業支援に係る効果等の調査を実施。創業支援事業の実施状況、課題や支援ニーズ等の把握・分析を行い、機構ホームページや講習会を通じて情報を提供。また、調査結果を踏まえ、認定自治体における特徴的な創業支援の取組をピックアップした事例集を作成し、認定自治体向けに情報提供を実施。</p> <p>○地域の高等学校や高等専門学校に起業家教育プログラムの実施支援（34校、1,501人）や、スタートアップ経営者の出前授業（50校、6,427人）を実施。（満足度90%）</p> <p>○中小企業大学校東京校施設の一部で、創業者の育成を行う地域の拠点（Business Nest）を運営し、創業者等への支援を実施。また、中小企業大学校東京校と連携した、「伴走型創業支援の進め方」研修、日本政策金融公庫と連携した「創業者が知っておくべき値付けの戦略」セミナー並びに「『売れない』悩みを解決！生成AIを活用した営業力強化」セミナーを開催し、Business Nestにおける創業支援のノウハウを提供。さらに、SNS活用やWebマーケティング、女性創業やシニア創業に知見のある専門家を配置することで、入会希望者及びイ</p>		
--	--	--	--

	<p>ベント参加者の増加を図る体制を構築。（延べ会員数：848人、セミナー：80回、参加者数：1,486人）</p> <p>②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献</p> <p>○都道府県との連携を強化し、中小企業等が連携・共同化、経営の革新、産業集積の活性化に取り組む事業に対して、診断・助言と資金支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般高度化事業 貸付決定額14.8億円、貸付決定先10先 資金交付額29.0億円、資金交付先11先</li> <li>・新規貸付に係る診断・助言（支援件数28件、支援先16先、支援日数161人日）</li> <li>・小規模企業者等設備貸与事業 小規模企業者等に対する設備貸与制度（割賦・リース事業）の実施に必要な財源の一部として、10道府県に対して28.9億円を貸付け。 小規模企業者等に対して、342件、52.9億円の設備貸与（割賦・リース）を決定。</li> </ul> <p>○組合へ訪問して、金融機関保証の適用や1社リニューアルなど最新の高度化事業の要件等について説明。（5先）</p> <p>○各県の中小企業団体中央会や商工組合中央金庫等の支援機関を訪問し、高度化事業について意見交換を行うとともに、利用促進に係る協力やニーズの把握等を行った。（16先）</p> <p>○都道府県担当者や支援機関職員に対し、初任者研修から具体的な診断に至るまでレベルに応じた研修や説明会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修（参加者延べ180人）、新規案件対応研修（参加者44人）</li> <li>・支援機関職員向け、高度化事業の貸付制度に関する研修（参加者57人）</li> <li>・都道府県・支援機関職員向け、新規貸付に係る高度化診断研修（参加者20人）、債権管理・回収に係る研修（参加者延べ133人）</li> <li>・中小企業組合、商工組合中央金庫等向け、高度化事業説明会（計20回）。</li> </ul> <p>○高度化融資貸付先へのフォローアップとして、貸付後3年経過した利用者に対する事業目的の達成度、有効度、満足度に関する高度化成果調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度貸付先に対するアンケート調査結果は目的達成度100%（訪問4先の回答）。また、条件変更中の貸付先への経営支援のため、継続的に職員や専門家を派遣して、経営力強化の取組の支援を実施。（経営サポート事業：2先）</li> <li>・不良債権となった貸付先からの回収を支援するためのサービサー派遣等を実施。（調査アドバイザー事業：1道10県18件、回収委託支援業務：4府県11件）</li> </ul> <p>○中心市街地や商店街等の抱える課題について、中心市街地活性化協議会支援センターにおいて、勉強会・交流会・メルマガ配信・まちづくり特設サイト「まちか</p>		
--	--	--	--

	<p>つ」での事例紹介により、中心市街地活性化協議会等に対し情報提供を実施。また、中心市街地活性化に関わる様々な課題解決を推進するため、相談内容に精通した専門家の派遣を実施したほか、エリア価値の向上に向けた取組への支援のため、商店街等活性化支援事業において、専門家による助言（オンライン相談支援及び巡回型支援）、複数専門家で構成するプロジェクトチームによる伴走支援（パッケージ型支援）を実施。さらに、機構をはじめ各支援機関等が保有している支援実績データ等を一元的に集約し、専門家助言を実施する際の基礎データとして活用するとともに、専門家派遣等の質・実効性の向上を目的として、地域カルテデータベースを整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業支援回数：7地域、21回</li> <li>・オンライン相談支援：16先、18回</li> <li>・巡回型支援（支援先）：6先、12回</li> <li>・パッケージ型支援（支援先）：16先（6年度から継続8先、7年度新規8先）</li> <li>・中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業及び中心市街地・商店街等診断・サポート事業（巡回型支援、パッケージ型支援）の役立ち度：95.7%</li> <li>・データ保有状況施策利用者概要登録：81件</li> </ul> <p>○産業用地事業の終了に向けた取組を着実に実施するため、未譲渡となっている賃貸用地について、賃貸先企業と譲渡に関する協議を継続して実施。</p> <p>③情報収集・提供の積極的な推進</p> <p>○約19,000社の中小企業等を対象に四半期毎に業況判断、売上高、経常利益等の動向を産業別・地域別等に把握する「中小企業景況調査」を実施。中小企業白書に活用されたほか、日本銀行、内閣府、地方公共団体等に提供。集計システムは4月のシステム刷新後、安定運用を実現。また、政策課題や支援のあり方に関する調査として、中小企業の経営課題に関する最新の情報や支援ノウハウ、経営ノウハウ等に関する調査研究を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中小企業景況調査」の提供先数：1,297機関</li> <li>・「中小企業景況調査」のマスメディア等掲載件数：延べ98件</li> <li>・中小企業のDX推進に関する調査（2月公表）</li> <li>・中小企業におけるAI等の利活用実態調査（3月公表）</li> </ul> <p>（3）経営安定や事業継続のための支援</p> <p>○小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に係る7年度加入促進計画に基づき、関係省庁、地方公共団体、支援機関等と連携し、加入促進活動を実施。その結果、両共済制度において、在籍者数が増加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業共済制度新規加入者数：目標70,000者以上 実績値103,371者</li> <li>・小規模企業共済制度在籍者数：1,722,648者（対前年度比：35,907者増）</li> <li>・中小企業倒産防止共済制度新規加入者数：目標50,000者以上 実績値54,593者</li> <li>・中小企業倒産防止共済制度在籍者数：672,214者（対前年度比：14,933者増）</li> </ul>		
--	--	--	--

	<p>○オンライン利用率の向上を図るため、インターネット広告を通年で実施したほか、SNSやメールマガジン、パンフレット、共済契約者向けの各種通知物等を活用し、オンライン手続きのエントリーサイトとなる「共済サポートnavi」への積極的な誘導を図った。また、5年度より開始している一部手続きのオンライン化について、7年度は小規模企業共済の給付関係手続きや、中小企業倒産防止共済の解約関係手続きなどについてオンライン手続きを拡充。</p> <p>○オンライン手続きを促進するための最適な業務体制の構築に向け、業務・システム刷新プロジェクト後の委託内容や手数料体系の方向性について、委託機関とのコンセンサス形成を図るため、上部団体や取扱いの多い委託機関を中心に、地域本部とも連携しながら全国の委託機関へ訪問。</p> <p>○業務・システム刷新プロジェクトについては、開発事業者の経営層とプロジェクトオーナー（共済担当役員）による情報交換会を定期的実施。課題の共有や認識合わせを行うことで、トップダウンによる早期の課題対応を図りながら、計画実現に向けてプロジェクトを推進。</p> <p>○国の認定制度である事業継続力強化計画の普及促進、策定支援、実効性向上支援に向け、支援機関等と連携したセミナー・ワークショップの開催や専門家派遣等による複数事業者の連携型事業継続力強化計画策定及び実行に向けたフォローアップを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣により、連携型の事業継続力強化計画の策定及びフォローアップ支援を合計395件実施。（新規策定支援265件、フォローアップ支援130件）</li> <li>・加えて、単独型の事業継続力強化計画の策定・申請支援についても外部委託により1,077件実施するとともに、計画策定について気軽に相談できる窓口を開設。さらに、事業者自ら計画を策定できる環境整備の一環として、策定ツール及び解説動画も新たに作成し、特設サイトにおいて公開。</li> <li>・計画策定後の訓練及び見直しを促進するため、6年度に開発したカードゲームを用いたワークショップを普及。（申込件数：206件）</li> <li>・策定等を支援する人材の育成や情報発信に向け、機構主催及び支援機関等との共催等によるセミナーを開催。本セミナーにて、サイバー攻撃など新たなリスクに関する情報提供も実施。（開催回数：126回、延べ参加人数3,366人）</li> <li>・事業継続力強化計画の普及の促進に向け、「中小企業強靱化ポータルサイト」において、動画3本及びお役立ち情報6件を新たに掲載したほか、ポータルサイトやセミナーの周知を目的としたSNS広告を実施。（51万PV）</li> </ul>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-5	経営環境変化対応への支援		
関連する政策・施策	経営環境変化（カーボンニュートラル（CN）・グリーン転換（GX）等）への対応、中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等の実施、事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援、大規模な自然災害への対応等の緊急時への対応等	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、第2号、第6号、第25号並びに、第2項第1号～第4号及び第7号
当該項目の重要度、困難度	重要度高：指標5-2	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート番号：003896、003649、000626、003668、003896

2. 主要な経年データ													
⑨主要なアウトプット（アウトカム）情報								⑩主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期 間最終 年度値 等）	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
政策テーマ（CN・GX）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数	18,500件以上 令和7年度 3,700件以上		6,816件	4,597件				予算額（千円）	1,119,084,557 千円	526,216,853 千円			
政策テーマ（CN・GX）等の事業者による機構支援施策等の利用件数	令和7年度 440件以上		604件	574件				決算額（千円）	970,288,755 千円	268,184,605 千円			
有料研修における受講人日数	令和7年度 92,800人日以上		118,404 人日	118,150 人日				経常費用（千円）	785,294,656 千円	239,907,613 千円			
研修受講による業務への貢献数	令和7年度 2,340件以上		3,610件	3,542件				経常利益（千円）	△109,233,872 千円	△3,102,462 千円			
								行政コスト（千円）	785,613,423 千円	259,137,970 千円			
								従事人員数	779の内数	800の内数			

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価
<p>(定量指標)</p> <p>指標5-1: 政策テーマ(CN・GX)等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数18,500件以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7年度3,700件以上</li> </ul> <p>指標5-2: 政策テーマ(CN・GX)等の事業者による機構支援施策等の利用件数2,200件以上(アウトカム指標)【重要度高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7年度440件以上</li> </ul> <p>指標5-3: 有料研修における受講人日数464,000人日以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7年度92,800人日以上</li> </ul> <p>指標5-4: 研修受講による業務への貢献数11,700件以上(アウトカム指標) ※研修終了から2~3ヵ月後に行うアンケートにて調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7年度2,340件以上</li> </ul> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>指標5-1: 本事業は、政策上の要請により、機構として積極的に推進する必要のある事業という認識の下、今後のCN・GX支援の体制の拡充を図っていくことが必要であることから、5年度実績見込みに関し、積極的に事業を推進することを踏まえた6年度の伸びを加味したものを基準に指標を設定する。</p> <p>指標5-2: 水準感については上記の考えと同様。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(中期目標で定める定量指標に係る7年度実績値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標5-1: 4,597件</li> <li>指標5-2: 574件</li> <li>指標5-3: 118,150人日</li> <li>指標5-4: 3,542件</li> </ul> <p>(1) 経営環境変化への対応</p> <p>○CN・GXの普及・啓発を図るため、中小企業等がCNに取り組む機運の醸成、動機付けにつながるセミナーを支援機関等とも連携して開催。(開催件数: 46件、参加者数: 1,696人)</p> <p>○全国の地域本部にCN相談窓口等を設置し、CNの基礎知識やCO2削減に向けた取組方法等、中小企業等からの各種相談に対応。中小企業等のCO2排出量の見える化の促進に向け、専門家による現状や課題の把握、CO2排出量の算定方法等のアドバイスを行うCN診断を実施。また、CNへの取組を具体的に進めたい中小企業等に対し、専門家を派遣し、CO2排出量削減計画の策定・実行等をテーマにしたハンズオン支援を実施。(相談対応件数: 489件、CN診断件数: 43件、ハンズオン支援: 42件)</p> <p>○中小企業に対するCN・GXの取組の促進のため、支援機関等に対して、CN支援施策等の情報提供やCN支援手法習得を目的として講習会等を全国で広く実施。聴講型の講習会だけでなく、例えば「CNカードゲーム」による体験を通じてCNに関する基礎的な知識を身に付ける講習会など、実施する支援機関等の要望に応じて対応。また、支援機関の支援先の多くを占める小規模事業者(非製造業)に着目し、CNのWebページで公開している事例コンテンツの制作にあたっては、7年度は製造業以外の取組事例の発掘に注力し、取組企業の業種の幅を広げることができた。また、発信にあたっては、閲覧する支援機関等が、CNに取り組む際の支援内容や流れについて具体的にイメージしやすい内容となるよう工夫し、Web広告の活用等、効果的な情報発信を行った。(受講者数: 2,850人)</p> <p>(2) 経営基盤の強化</p> <p>①中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等</p> <p>○中小企業等の経営力強化や生産性向上を支援するため、経営者、管理者等に対し、実践的な事例研究や演習なども用いて、経営課題の解決に資する研修を</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価: A</p> <p>以下のように、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていることからA評価と判断。</p> <p>【量的成果の根拠】</p> <p>中期目標・中期計画上の指標に基づく指標5-1、指標5-2、指標5-3、指標5-4について、達成率120%以上となる実績を達成。</p> <p>【質的成果の根拠】</p> <p>(1) 経営環境変化への対応(CN・GX支援)</p> <p>概要:</p> <p>CN対応への関心が薄い小規模事業者・非製造業者等に行動のきっかけを提供するため、非製造業のCN診断事例を活用した支援機関支援や、Web診断ツールの開発・提供を実施。併せて、大企業・業界団体との連携によりCN関心層を戦略的に発掘し、相談・診断へと繋げた。また、省エネセンターとの連携により、診断から専門家派遣までの一体的な支援体制の整備にも着手。</p> <p>○CN対応の取組を促す「気づき」の創出と支援機関支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CN対応への関心が薄い小規模事業者や非製造業者等に対し、取組を始めるための「気づき」を提供するため、非製造業者に対するCNの支援事例等のコンテンツを作成し、これらの活用も含めた支援機関職員向け講習会を実施。(2,850人参加)</li> <li>更に、CNの取組段階を診断し次のステップに向けた方策と事業リスクを可視化するWeb診断ツール「キヅコ(KiducO2)」を新たに開発(8年3月)。</li> </ul> <p>○大企業・業界団体との連携によるCN関心層の戦略的発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CN対応への関心や必要性が高い中小企業の発掘に向け、全国にサプライヤーを抱える大企業や製造業・建設業団体との連携を推進(新規連携先13件)。サプライヤー・団体会員を対象としたセミナー等を通じて支援策の普及を図り、相談対応(489件)やCN診断(43件)へと繋げた。</li> </ul>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p>

<p>指標5-3: 4年度実績はおよそ10万人日である。実績は着実に伸びており、回数を増加させることも重要である一方、機構の研修のキャパシティに加え、質の高い研修を充実させることも考慮する必要があることから、前期(元年～4年度)実績および5年度見込みの平均を基準として指標を設定する。</p> <p>指標5-4: 本指標は、新たな考えに基づき設定するものであり、参考となる実績が存在しない。そのため指標を算定するのに際しては、試行的に実施したアンケートにより貢献したと回答があった件数をもとに、想定される研修回数から貢献があると回答される件数を求めた推計値(2,340/年)を基準に指標を設定する。</p> <p>&lt;重要度高の設定理由&gt; 指標5-2 【重要度高】: 「GX実現に向けた基本方針」において、2050年CNの実現に向けて、中堅・中小企業のGXは極めて重要であると位置づけられおり、中堅・中小企業のGXの推進のため、機構の支援を通じたCNの実現への対応策を知るための支援や中小企業等の取組を支援機関等からプッシュ型で支援する体制の構築等の対応が求められていることから、施策推進に係るため重要度は高い。</p>	<p>施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等向け研修 研修回数780回、受講者数13,597人、受講人日数50,069人日</li> </ul> <p>(事例) 経営者を対象に、受講者が全国各地の経営好事例企業を直接訪問することを通じ、自社の成長に繋がるヒントを探る、経営者向けの「経営キャラバンプログラム」を新規に3コース開講。各コースともに定員を上回る受講申込を獲得するとともに、複数地域の企業を4回のインターバル形式で訪問するプログラムとしてコーディネートしたことで、回を重ねるごとに経営者同士の交流が深まった。成功企業の現場視察や経営者の生の声に触れる機会を提供した結果、受講者から高い評価を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援機関等の職員等の人材育成や支援機関等の支援能力向上に向け、スキルレベル別や分野別の研修を実施。受講者層の拡大に向け、長期研修においてもオンライン化を促進。</li> <li>・都道府県、地域の中小企業支援機関及び認定支援機関等の職員等向けの研修 研修回数212回、受講者数4,099人、受講人日数46,215人日</li> <li>○中小企業経営改善計画策定のための管理会計の基本知識と財務・税務及び金融等の専門知識の習得を目的とした研修を実施。</li> <li>・中小企業経営改善計画策定支援研修 研修回数14回、受講者数528人、受講人日数3,156人日</li> <li>○ITを活用して、「人手不足対応」、「IT活用、DX等」の経営課題の解決に向け遠隔地間でディスカッションをするゼミナール、支援能力の向上を目的としたeラーニングによる研修を実施。</li> <li>・ITを活用した遠隔研修 研修回数271回、受講者数2,501人、受講人日数9,616人日</li> <li>○大学校施設で実施している研修を各地域の支援機関等と連携して行う「サテライト・ゼミ」や地域の都市部にある地域本部等での研修を実施。</li> <li>・サテライト・ゼミ 研修回数112回、受講者数1,591人、受講人日数3,510人日</li> <li>・地域本部等研修 研修回数285回、受講者数7,059人、受講人日数19,295人日</li> <li>○中小企業等や支援機関等の個別課題に応じ、オーダーメイド型で行う自主研修を実施。</li> <li>・自主研修 研修回数276回、受講者数13,743人、受講人日数18,710人日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業の取組段階に応じた一貫支援体制の構築</li> <li>・(一財)省エネルギーセンターとの連携協定締結(8年2月、センターとしては初の対外的な連携協定)により、機構への初期相談～省エネセンターの省エネ診断～機構への相談・ハンズオン支援の活用という、企業の取組段階に応じた支援をシームレスに提供できる体制の整備に着手。</li> <li>・また、機構のハンズオン支援を通じ、CN対応を具体的な成果につなげた事例も創出。例えば、CO2排出量の見える化と削減計画の策定から運用改善・社内浸透までを一体的に支援した中小企業が「中小企業版SBT認定」を取得。基準年比で1,000トン超の削減を達成するなどの成果が評価され、「2025年度省エネ大賞」で中小企業庁長官賞を受賞。</li> </ul> <p>《法人の業績向上努力のポイント》</p> <p>概要: CN対応については、大手企業を中心に徐々に取組が広がっている一方で、中小企業においては「知らない」「今ではなくて良い」等、優先順位が低いのが実態。中小企業の関心を高め具体的な取組を促進していくため、自社の状況を簡単にチェックし、今後対応しないことにより生じ得るリスクを可視化する診断ツール「キヅコ(Kiduco2)」を開発。開発に当たり、専門家や省エネセンターにも相談し、「気づき」を促す工夫を行った。</p> <p>取組に至るきっかけ・動機と解決に向けた方向性の検討: ・中小企業白書の調査結果に加え、機構が実施した実態調査においても、CNについて「全く知らない」「詳しくは知らない」と回答した中小企業が半数にのぼるなど、関心の薄い企業が多数存在していることが確認された。また、CNに取り組まない・取り組めない理由として、「何から始めたらよいかかわからない」「他に優先すべき課題がある」等が挙げられている。こうした企業に対し、CN対応の必要性に気づいてもらい、行動につなげるためのきっかけを提供することが重要と考え、本取組に着手した。</p> <p>具体的な取組/取組に関する創意工夫: ・中小企業のCNに対する理解度や取組状況等の実態を把握するため、地域毎の傾向や業種特性等にまで踏み込んだ、きめ細やかな独自調査を実施(調査件数2,600件)。地域や業種を問わず、CNに対する無関心層が多数存在するとの調査結果を踏ま</p>
---	---	---

	<p>○中小企業等の手軽な学習機会の提供のため、日々の業務に活用できる短い時間の動画を中心に作成・発信。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド講座 125講座、受講者数 3,392人</li> </ul> <p>○関西校及び九州校において、都市型・地域本部一体の特徴を活かした研修企画や運営等を実施。生産管理をテーマとした研修でハンズオン支援の専門家を講師起用したほか、インターバル期間のある中長期研修では、講師やアドバイザーと連携し、派遣元企業の支援ニーズ把握やフォローアップを行った。</p> <p>○中小企業の喫緊の経営課題である人手不足に対して、人材確保の専門家を設置し、地域の中堅・中小企業の経営人材等のマッチングを行う関係機関との連携強化等により大企業人材等の確保等、新たな支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業人材と中小企業とのマッチング支援 支援社数10社 マッチング成立4件</li> </ul> <p>○令和7年度補正予算（第1号）により措置された、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する支援として以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・価格交渉など物価高等への対応で必要とされるスキルを有する人材の育成を検討している中小企業を対象として、支援機関と連携して行う「オーダーメイド型人材育成支援事業」を立ち上げ、連携先支援機関の募集を開始。</li> </ul> <p>②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援</p> <p>○中小企業等再構築促進事業の基金設置法人としての、適切かつ確実な基金の管理・運用を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度補正予算（第3号）から令和4年度補正予算（第2号）により、新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換等の事業再構築を実施するため、事業再構築補助金を交付。7年度においては、最終回となった第13回公募の採択を実施。（7年度採択件数：1,114件（申請件数：3,169件））</li> <li>・既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援するため、既存基金を再編し、制度設計や審査基準の作成等を行い、新事業進出補助金を開始。7年度においては、4月3日に事務局と委託契約を締結した後、第1回、第2回の公募の採択を実施。（7年度採択件数：1,950件（申請件数：5,356件））</li> <li>・新事業進出補助金とものづくり補助金を統合し、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金として事務局選定に係る企画評価委員会を開催し、全国中小企業団体中央会と博報堂からなるコンソーシアムを採択。</li> <li>・令和5年度補正予算（第1号）により、省力化投資支援を通じて売上拡大や生産性向上を後押しするため、中小企業省力化投資補助金を交付。（7年度採択件</li> </ul>	<p>え、CNへの今後の対応次第で生じ得る事業リスクを認識してもらい、適切な危機意識をもってもらうことが取組の第一歩につながるとのコンセプトの下、支援ツールの開発に着手。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発にあたっては、利用者が自分事として捉えられるような構成を重視。例えば、近年増加している豪雨や猛暑等の気候変動に伴う異常気象に着目し、BCP体策の観点も盛り込んだ。災害対策支援も行っている機構の強みを生かし、事業継続力強化計画（ジギョケイ）の策定支援へとつなげるなどの工夫を行った。</li> <li>・設問については、機構の相談窓口寄せられた内容を詳細に分析して策定するとともに、その回答結果を基に、中小企業の実態に即した形で「知る・測る・減らす」という取組度をステージ別に分類。併せて、業界団体や複数の企業でテスト運用を行い、そのフィードバックを踏まえながら修正・検討を重ねた。また、CNの専門性を前面に出すことで取組のハードルが高くないよう配慮し、できる限り簡潔かつ容易に診断できる形を目指し、専門家との議論を重ねた。</li> <li>・診断結果については、現状把握やリスクの可視化だけでなく、疑問や悩みを抱えた利用者がすぐに次の行動へと移行できるよう、自社の課題や解決に向けた取組の方向性や方策を示す形とした。その上で、中小企業の立場に立って、組織の枠を超えて適切な相談窓口や支援ツールが活用できるよう、省エネセンターと連携協定を締結し、コストダウンの観点からもCNに関心を向けてもらえるよう出口誘導の工夫を行った。</li> </ul> <p>結果・気づき：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2排出量の算定ツール等は世の中に存在しているが、省エネセンターからも「災害対策も絡めたCNに関するツールはこれまでなかった」といった声が寄せられており、本ツールを作成した意義の大きさを実感。</li> <li>・また、実際にツールを利用した中小企業からは、「自社の取組は進んでいると認識していたが、意外に取り組めていないことに気が付いた。支援機関に相談に行こうと思った」といった声が寄せられ、客観的に自社の取組状況を把握し、行動を促すきっかけの提供につながったと認識している。</li> <li>・今後は、診断データを活用し、設問の更新や構成の見直しを行っていく予定。</li> </ul> <p>(2) 中小企業・支援機関等の人材育成 概要：</p>	
--	---	---	--

	<p>数：8,363件（申請件数：10,980件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各補助金事業の執行に当たっては、補助金事務局と定期的な会議を行い、円滑に事業を実施するとともに、事務ミス等の課題が発生した際は、原因究明の上、再発防止策を実施。</li> </ul> <p>○経営の革新に資する果敢な事業活動等に対する補助事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度補正予算(第1号)により、売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援するため、成長加速化補助金を交付（7年度採択件数211件（申請件数：1,270件）。中堅企業支援の実績のある有識者から成長のポイントや審査の視点をヒアリングの上、書類審査通過後のプレゼン審査導入や審査基準等について公募開始までに中小企業庁と綿密にすり合わせ、より効果のある制度となるように作り込んだ。</li> <li>令和6年度補正予算（第1号）により、中小企業等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発等のための設備投資支援を継続的に実施するため、ものづくり補助金を交付。（7年度採択件数：3,161件（申請件数：9,661件））</li> <li>令和6年度補正予算（第1号）により、小規模事業者等が取り組む販路開拓支援を引き続き実施するため、持続化補助金を交付。能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等の事業再建を図ることを目的に「災害支援枠」の公募を3回実施。（7年度採択件数24,503件（申請件数：49,735件））。</li> <li>令和6年度補正予算（第1号）により、中小企業等が生産性向上に資するITツールの導入支援を引き続き実施するため、IT導入補助金を交付。（7年度採択件数35,202件（申請件数：80,439件））。</li> <li>令和6年度補正予算（第1号）により、円滑な事業承継・M&amp;A・PMI等を引き続き支援するため、事業承継・M&amp;A補助金を交付。（7年度採択件数1,105件（申請件数：1,813件））</li> <li>各補助金事業の推進に当たっては、補助金事務局と定期的な会議を行い、円滑に事業を実施するよう指導するとともに、事務ミス等の課題が発生した際は、原因究明の上、再発防止策を講じるよう指導。</li> </ul> <p>○補助金関連情報を掲載したポータルサイト「補助金活用ナビ」について、中小企業等の気づき、腹落ちを促すため、ユーザーの立場に立ったコンテンツを拡充。具体的には、補助金活用事例の充実（38事例作成）、担当者による審査ポイントに関するコラム等、経営戦略策定に役立つコンテンツを拡充したほか、より使いやすくトップページを改修し、更なる補助事業活用を促進（ページビュー2,609,628、ユニークユーザー465,774）。また、小規模事業者の補助金活用を促すため、業種ごとに分かりやすいチラシを作成し、全国の商工会等に配布したほか、地域本部や支援機関と連携して補助金説明会を延べ44回実施。</p> <p>○補助事業終了後の事業状況や収益化状況等に関する調査・分析を踏まえ、中小企業庁と制度設計に関する議論を実施。補助事業の効果がより高まるよう機構の支援ツールの活用を検討。</p> <p>○補助事業を通じて得られたデータを基に、各企業の経営課題や支援ニーズを把握。新規顧客開拓の一助として、地域本部等から個別企業に対し関心の高い施策</p>	<p>成長志向企業の経営者や中核人材向けの「オーダーメイド型研修」や、経営者のネットワーク形成を促す「経営キャラバンプログラム」を実施し、経営者等の意識変革を促進。金融機関と連携したオーダーメイド研修の拡充や支援担当者向け研修のオンライン化の推進等により、受講者の裾野を拡大。人手不足や価格転嫁等の経営環境変化に即応する研修を拡充し、現場での活用拡大に貢献。</p> <p>主な取組内容：</p> <p>○経営層の意識変革に向けた高度な研修の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>M&amp;A、人的資本経営、AI・DXの分野など、経営層向けの研修を拡充。例えば、「100億企業」の経営層を対象に、M&amp;A戦略の実践など高度なテーマから選択可能な「オーダーメイド型研修」※を新設。加えて、7年度より一橋大学名誉教授の伊丹敬之氏を中小企業大学校総長に迎え、総長監修のもと企業を交えたディスカッションを実施。これを踏まえ、経営者としての覚悟と自身が理想とする経営者としての未来を描く新たな研修（「経営者塾」）を開発し、募集を開始。</li> <li>※企業ニーズに基づくテーマの研修を企業で実施</li> <li>併せて、全国各地の経営好事例への訪問や受講者同士の交流を通じ、相互の気づきや経営者のネットワーク形成を促す「経営キャラバンプログラム」を新設し、経営者自身の意識変革を促進（計12回開催）。</li> </ul> <p>○金融機関と連携した研修やオンライン活用等による利便性向上を通じた裾野拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規受講者の掘り起こしに向け、金融機関の全国団体と連携し、金融機関が新たに対応を求められる「事業性融資促進法」※等の内容を盛り込んだオーダーメイド研修を拡充（4,939人受講）。</li> <li>※8年5月施行の事業性評価の強化等に係る法律</li> <li>併せて、受講者の利便性向上を図るため、研修のオンライン化を一層推進（27%増）。例えば、経営指導員向け長期研修（経営診断基礎）のオンライン（オンデマンド）化を新たに実施。都市部に移転した九州校では、移転前と比べ受講者数が約2倍となるなど、受講者の裾野を拡大。</li> </ul> <p>○「人手不足」等の経営環境変化に即応する研修の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業等への研修ニーズヒアリングを踏まえ、特に関心の高かった「人手不足」「価格転嫁」「デジタル化・DX」等をテーマとした研修を拡充（実績213コース）。これらを通じ、研修内</li> </ul>	
--	---	---	--

	<p>情報等を発信。</p> <p>○令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、中小企業等の生産性向上を実現するため、以下の中小企業生産性革命事業に活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長加速化補助金について、8年1月20日付にて補助金事務局に対して積み増しを実施。</li> <li>・デジタル化・AI導入補助金について、8年2月16日付にて補助金事務局に対して積み増しを実施。</li> <li>・小規模事業持続化補助金について、8年3月16日付にて補助金事務局に対して積み増しを実施。</li> <li>・事業承継・M&amp;A補助金について、8年2月16日付にて補助金事務局に対して積み増しを実施。</li> </ul> <p>（3）緊急時への対応</p> <p>○7年度に発生した自然災害等に対する対応について、大規模な自然災害等の発生時に機動的に支援を行うため、速やかに特別相談窓口等を設置するなどして、被災中小企業等の要望に対応するための体制を整備し、相談対応を実施。さらに、機構・関係各機関の災害支援施策等の情報提供を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トカラ列島近海を震源とする地震：7/4 九州本部（実績0件）</li> <li>・令和7年台風第8号に伴う災害：7/29 九州本部、沖縄事務所（実績0件）</li> <li>・令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波：7/31 北海道本部、東北本部、中部本部（実績0件）</li> <li>・令和7年8月6日からび低気圧と前線による大雨：8/8 北陸本部、中国本部、九州本部（実績0件）</li> <li>・令和7年8月20日からの大雨に伴う災害：8/21 東北本部（実績0件）</li> <li>・令和7年台風第12号等に伴う災害：8/29 九州本部（実績0件）</li> <li>・令和7年9月2日からの大雨に伴う災害：9/3 東北本部 関東本部（実績0件）</li> <li>・令和7年台風第15号等に伴う災害：9/8 中部本部（実績0件）</li> <li>・令和7年9月12日からの大雨に伴う災害：9/16 中部本部（実績0件）</li> <li>・令和7年台風第22号に伴う災害：10/9 関東本部（実績0件）</li> <li>・令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災：11/29 九州本部（実績0件）</li> <li>・令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害：12/9 東北本部（実績0件）</li> <li>・令和8年1月21日からの大雪に係る災害：1/30 東北本部、関東本部（実績0件）</li> </ul> <p>○令和6年能登半島地震の被災中小企業等に対し復興支援アドバイザーを派遣し、被災中小企業等の事業再開支援を実施。令和6年能登半島地震で被災した地域において、被災中小企業等の早期の事業再開を支援するため、自治体に対して複数</p>	<p>容の現場活用を促すことで、業務上の課題解決に貢献。</p> <p>《法人の業績向上努力のポイント》</p> <p>概要：</p> <p>中小企業の人手不足が深刻化する中、人材の確保・定着・育成の一体的な支援を目的に、7年4月に人不足支援課を新設し、新たに「人材定着・開発簡易診断」を開発するとともに「人材確保に係るコンサルティング」、「人材育成に係るオーダーメイド型研修」を展開。7年度において一定の成果が得られており、引き続き取組の高度化と支援の定着を図っていく。</p> <p>取組に至るきっかけ・動機と解決に向けた方向性の検討：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業における人不足への対応では、単なる採用に留まらず人材の定着・育成や省力化、さらには経営戦略と一体となった人材戦略の構築が不可欠。</li> <li>・そこで、より専門的かつ一体的な支援体制を構築するため、「人不足支援課」を新設。人材の「確保」「定着」「育成」を一体的に捉え、他の支援施策との連動も意識した機構ならではの支援スキームを新たに立ち上げ、中小企業の実情や成長段階に応じた支援に取り組んでいるところ。</li> </ul> <p>具体的な取組／取組に関する創意工夫：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに人材の確保・定着・育成に係る3つの事業を設計。事業スキームの検討にあたり、成長志向の企業が持つ多様かつ高度なニーズに対応できるよう、複合的な支援を前提に制度設計。</li> <li>・エンゲージメント調査と経営層へのヒアリングを通じて人材定着・育成上の課題を可視化する「人材定着・開発簡易診断」を新たに開発。表層的な課題の把握にとどまらず、企業が抱える組織課題の真因を的確に捉えられるよう、設計段階から複数の専門家と意見交換を重ね、重点調査テーマやヒアリング項目を精査・設定。</li> <li>・診断結果の分析にあたっては、エンゲージメント調査やヒアリングの結果をまとめる際にAIを活用し、業務効率化と精度向上を実現。AIの活用には、適切なアウトプットになるよう、試行錯誤を重ね、プロンプトを改善。課題の整理・分析を行い、診断報告書の作成を行った。</li> <li>・診断結果の報告会には機構職員も同席し、次の支援策の提案等も積極的に実施。</li> </ul> <p>結果・気づき：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な支援を意識した取組を推進した結果、「簡易診断」に</li> </ul>	
--	---	--	--

	<p>の被災中小企業等が入居する仮設施設の整備に係る費用の助成事業を実施。支援にあたっては、費用の助成だけでなく、これまでの復興支援で蓄積した機構の知見とノウハウを最大限活かし、職員による被災中小企業等の事業再開に向けた助言、仮設施設整備手法に係る助言を併せて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興支援アドバイザー派遣事業（派遣件数）：1,076件</li> </ul> <p>○7年12月末日現在で供用中の仮設施設32施設を対象に石川県内自治体にアンケート調査を実施（建築方式6施設、リース方式26施設。県申請4施設は除く）。32施設中、施設利用期間延長を希望する施設は30施設。（建築方式6施設、リース方式24施設）</p> <p>○東日本大震災に伴う仮設施設整備の有効活用に関して、機構が整備し自治体に譲渡した仮設施設について、復興の促進と仮設施設の有効活用を図るため、福島県原子力災害被災12市町村からの依頼に基づき、一定の要件を満たした場合、自治体に対して仮設施設の撤去等に係る費用の助成事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援実績（交付決定ベース）：2件（1市・1町）、26百万円</li> </ul> <p>○原子力災害により深刻な被害を受けた福島の復興・再生に向けた支援として、国・福島県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」の創設に伴い、機構は「国」の一員として同チームの事業者支援グループに参画。同チームは総勢約253人の体制で福島県内（福島、南相馬、いわき）及び東京都内の計4支部に駐在し、被災事業者に4,684回訪問し、多様な支援策を提供する等、事業者の継続的な事業発展等に向けた自立支援を実施。</p> <p>○ALPS処理水の処分に伴う風評被害を受け得る中小企業等へ専門家を派遣するアドバイザー派遣制度を3年9月に設置（派遣要請：0件）。また、ALPS処理水の処分に伴う経営の対策に関する特別相談窓口を各地域本部に設置（5年8月～）。</p> <p>○東日本大震災で被害を受けた中小企業者等の二重債務問題に対応するため、23年度に設立、出資を行った産業復興機構5本のうち、存続している3本について、運営者に対する事務経費の支援（管理報酬補助成金）を実施。</p> <p>○大規模な自然災害等により被害を受けた中小企業等を対象とする都道府県が実施する貸付制度への支援を継続して実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（三セク貸付）について、被災6道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県）に対して23年度から累計1,402.3億円の貸付。23年度から累計1,103件の事業者に対し、720.7億円の貸付承認。うち7年度は3件の事業者に対し、9.8億円の貸付承認。</li> <li>・平成28年熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（三セク貸付）に</li> </ul>	<p>より把握した課題を起点として、人材確保支援策の検討につなげた事例など、複数の好事例が創出されている。こうした取組は、個別施策にとどまらず、診断から具体的な実行支援までを一体的に展開できる機構の総合力を生かした、機構ならではの支援といえる。また、支援先企業からは「本事業は日本の中小企業の重要課題のひとつである人手不足と生産性向上を解決する契機になる」「非常に的確な調査で、経営者として多くを突きつけられる部分もあり、覚悟が定まる機会となった」といった声が寄せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業における診断ノウハウを活用し、今後さらに支援の質を高めていくとともに、複合的な支援効果の向上を図っていく。</li> </ul> <p>(3) 緊急時への対応（能登半島地震への対応）</p> <p>能登半島地震からの復旧・復興に向け、仮設施設整備支援の継続実施を通じて被災事業者の再建を下支えするとともに、利用期間延長等の課題を踏まえた支援の在り方についても検討。補助金・貸付等による資金支援や、職員・専門家による伴走支援、販路開拓や地域産業再生に向けた支援を組み合わせ、事業者の経営再建と被災地域の復興を後押し。</p> <p>(4) 事業再構築、生産性向上への対応に係る補助・支援（補助事業）</p> <p>これまでの補助金執行・管理に関するノウハウを活かして、新規に補助事業を立ち上げ、運用を開始。また、特設サイト「補助金活用ナビ」のコンテンツを拡充し、補助金の理解を促進するとともに、他の機構支援ツールとの連携を図ることで、施策普及・施策活用を促進。さらに、データに基づく効果検証を通じて、補助事業の今後の在り方に関する検討を進めた。</p>	
--	--	---	--

	<p>ついて、熊本県に対して385.4億円を貸付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（三セク貸付）について、被災3県（岡山県・広島県・愛媛県）に対して200.5億円を貸付。</li> <li>令和元年台風19号に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（三セク貸付）について、被災3県（宮城県・福島県・栃木県）に対して37.1億円を貸付。</li> <li>被災道県及び財団が実施する貸付審査等への助言協力を実施（対象県2県、支援先数2先、支援日数8人日）。</li> </ul> <p>○特定地域中小企業特別資金貸付（原発事故対策）について、福島第一原子力発電所事故により甚大な影響を被る福島県の中小企業等に対して、同県内の移転先又は避難区域が解除された地域等での事業継続・再開に必要な事業資金を貸し付ける融資制度の財源の一部を福島県に対して、貸付（23年度から累計703億円の貸付）。23年度からの累計952先の事業者に対し、159億円の貸付決定。うち7年度は、3先の事業者に対し、20百万円の貸付決定。</p> <p>○令和6年度補正予算（第1号）及び令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金について、以下の事業に活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業 7年度 利子補給16件 4,220,047円</li> <li>令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業 7年度 利子補給92件 10,649,759円</li> </ul>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビューシート	—

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
毎年度平均で前年度比 1.05%以上の効率化		▲4.58	▲1.30				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価
1. 顧客重視	<p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視の業務運営</p> <p>○顧客重視の観点から本部・各地域本部において支援現場の実態・課題・ニーズを把握。これらを地域本部長会議の場で共有するなどし、成長企業への支援、人材の確保・定着・育成の一体的な支援スキームの立ち上げ、米国関税措置・物価高・賃上げ等への対策に向けた支援策の新設、省力化の促進に向けた新たなツールの開発等に繋げた。また、支援現場において、職員が培ったノウハウや経験を機構内に展開をすべく、「支援事例報告会」を開催。(275人参加)</p> <p>○中小企業等の多様で複雑化した経営課題に対して、適切かつ総合的に支援できるよう、役員会、地域本部長会議等で事業運営や支援現場の実情等を共有し議論を行うことで、機構の各事業の連携や職員の業務遂行にあたっての目的意識の明確化を図った。</p> <p>○経営方針の徹底及び組織全体に関わる重要課題への対応に向け、例えば、7年度の重点実施方針の振り返りと併せて8年度重点実施方針の取りまとめを行い、組織全体に関わる重要課題等を議論し、経営方針に対する認識を共有。また、成長企業支援やAI活用による支援等をテーマとして外部有識者による「中小企業支援の在り方に関する諮問会議」で議論し、今後の施策検討に活用。</p> <p>○本部各部門より組織見直しに係る要望を聴取し、事業運営の有効性及び効率性並びに組織力向上等の観点から、組織再編の取組を実施。例えば、機構DXの抜本的な強化に向け、機構DXの業務全体を統括的かつ統合的に実施する体制を構築するため、7年7月に「最高デジタル責任者(CDO)」「CDO補」「機構内DX推進アドバイザー」を設置。また中小企業の経営課題に対応すべく「人手不足支援課」や「産業用地整備支援室」を新設。一方で、事業の評価・見直しや業務効率化を推進するため「政策評価室」を設置し、その取組の一環として、地域経済振興ユニットについては地域本部における事業活動としての定着を踏まえ廃止するなど、事業の見直しを実施。</p> <p>○また、各地域本部においても、関係機関との連携や独自の創意工夫により、顧客や地域ニーズに対し、各事業の連携による取組や他機関との協業を進めている。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>九州経済産業局との連携強化及び若手職員育成のため、九州経済産業局が期間限定で開設した宮崎サテライトオフィスへ参画し、若手職員を中心に共同運営。個</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：A</p> <p>以下のように、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていることからA評価と判断。</p> <p>根拠：</p> <p>理事長・各部における1on1ミーティングやエンゲージメント調査等を通じ、課題認識をすり合わせることにより組織が取り組むべき方向性を共有。万博や100億企業支援等での事業連携、中小企業庁職員によるBBL等を通じ、中小企業庁との連携を強化。機構内DXの推進に向け「DXグランドデザイン」を策定(7年9月)するとともに、組織再編やBPRを通じ、組織パフォーマンス・組織力を向上。</p> <p>○組織パフォーマンス・組織力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各部・各階層での1on1に加え、理事長と全職員の1on1ミーティングを実施。職員の課題認識を経営層と共有し、組織運営の改善に反映。</li> <li>全職員に対して「エンゲージメント調査」を実施。昨年度の調査結果を踏まえ、組織全体のエンゲージメント向上を高めるための方策を役員研修で議論するなどの取組を実施。その結果、今年度実施した調査において、機構の将来性に関する評価をはじめ、全体的なスコア向上につながった。また、職員の状態を月次で把握する「パルスサーベイ」も開始し、職場環境改善に活用。</li> <li>機構の認知度向上やブランドイメージの定着に向け、全職員アンケートやヒアリング結果を踏まえ「コーポレートメッセージ」(8年1月)及び「ステートメントメッセージ」(8年3月)を策定。</li> <li>中小企業庁とは事業面での連携に加え、中小企業庁職員によるBBL等を通じ、人材育成面でも連携。</li> </ul> <p>○顧客重視/業務改善と新たなニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業の経営課題に対応すべく「人手不足支援課」や「産業用地整備支援室」を新設。他方、事業の評価・見直しや業務効</li> </ul>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p>

	<p>別相談会では、宮崎県内の事業者や支援機関等からの課題に応じた支援メニューの活用方法等について相談対応を実施。併せて九州経済産業局の若手職員とともに宮崎県内の企業を訪問し、現場の課題や支援ニーズをヒアリングすることで、九州経済産業局と機構が連携して支援にあたることの意義と効果の実感に繋がった。</p> <p>○支援範囲及び内容の拡充・補完に向け、支援機関等、政府関係機関との連携や新たな連携先の開拓の一環として、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域金融機関や政府系金融機関と連携して成長企業の掘り起こしを行い、共同支援を強化。</li> <li>・機構と自治体や支援機関等、複数の支援機関等での連携を実施（小松市、北國銀行等11者連携（「中小企業等支援及び地域経済活性化に関する協定」）、秩父市、秩父商工会議所等8者連携（「創業・スタートアップ支援、事業承継支援及び中小企業支援を通じた地域経済活性化に関する連携協定」））。パリ・イル・ド・フランス商工会議所等、新たに21機関と業務提携協定等締結。</li> <li>・業務提携覚書締結機関（累計）433機関 金融機関等249機関、支援機関等106機関、大学等19大学、地方公共団体等31機関、海外支援機関等28機関</li> <li>・カーボンニュートラルに関する支援の普及・促進に向け、一般財団法人省エネルギーセンター（以下、「省エネセンター」という。）と業務提携協定を締結。機構と省エネセンターとの施策を組み合わせることで、企業の取組段階に応じた支援をシームレスに提供できる体制の整備に着手。</li> <li>・日本政策金融公庫、日本貿易振興機構、地域金融機関等と連携し、海外への販売開拓・拡大を図る中小企業等に対し、課題やニーズの把握から海外ビジネスマッチング支援、さらには金融支援までを一体的に行う「海外ビジネス支援パッケージ」を提供。（121の地域金融機関が参画）</li> <li>・また、中小企業庁や経済産業局との連携のみならず、金融庁及び財務局との連携を引き続き強化。具体的には、新任財務局長業務説明会等において各財務局長等へ機構の業務説明を実施し、連携の推進を依頼。</li> </ul> <p>○機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」内の特集サイト「中小企業のためのSDGs活用」によって、中小企業等や支援機関等のSDGsの意識醸成を図った。また、SDGsに関する経営相談の実施、研修の実施、「J-GoodTech（ジェグテック）」を通じたマッチングの実施などにより、中小企業等のSDGs推進を支援。</p> <p>○機構内においても、中小企業SDGs推進本部会合を2回開催し、SDGsに係る事業・業務等の共有や意見交換も通じて支援ノウハウを共有。</p> <p>(2) 認知度向上による支援施策の利用促進</p>	<p>率化を推進するため「政策評価室」を新設し、例えば、職員の負担が大きい「旅費等精算業務」の効率化を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国関税措置・物価高・賃上げ等の中小企業への影響等について、地域本部長・職員による実態ヒアリング等の現場での状況把握を行い、必要な対策を実施（7年度補正）。</li> <li>・全国の「中小企業応援士」※が一堂に会するイベントを開催し、ネットワーク構築を促進。その結果、応援士が代表を務める企業間で新たな商談が生まれるなどの成果を創出。 ※機構が、中小企業や地域の発展に貢献する経営者等を対象に委嘱し、ともに中小企業等の課題解決を後押しする制度（登録者数194人）</li> </ul> <p>○業務の電子化の推進（DX推進、情報システムの整備及び完備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客本位のサービス充実と業務効率化を目的に、DX推進の基本方針を示す「DXグランドデザイン」（7年9月）を策定し、データ有効活用、業務見直し、DX人材育成を一体的に推進。</li> <li>・全役職員にMicrosoft 365 Copilotライセンスを配布。情報収集・整理、文書要約、定型文作成、アイデア出し等で活用（約8割の職員が業務時間の削減効果を実感）。また、「企業カルテ」システム、「人材定着・開発簡易診断」、J-GoodTech（ジェグテック）のマッチング等に生成AIを活用。加えて、Microsoft 365 Copilot研修会（全職員向けオンライン研修会、部門毎のリアル研修会等）や支援現場での活用事例の共有等も通じて、生成AI活用による支援の高度化と業務の効率化を推進。</li> </ul>	
--	---	---	--

	<p>○国の重点施策や社会課題に関連する情報として100億宣言や大阪・関西万博等を中心に、タイムリーにプレスリリースを発信するとともに、J-N e t 2 1、メールマガジン、SNSによる情報発信を展開。賃上げ・価格転嫁に関する支援について、中小企業庁と連携し情報発信を強化。</p> <p>○SNS、機構オウンド・メディア、新聞広告、関係機関のメディアへの寄稿等を通じ、支援施策・好事例・関連記事・動画等を配信し、広報活動を継続。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種メディア掲載件数：4,445件</li> <li>・機構ホームページ・特設サイトのセッション数：2,983万件</li> <li>・J-N e t 2 1のセッション数：411万件</li> <li>・複数のテレビ番組の制作協力等を通じて、機構の支援企業の取組や当該企業に対する機構の支援内容を紹介するなど、露出拡大に係る取組を推進。</li> <li>・パブリシティ活動に関しては、メディアからの各種取材対応やブリーフィングを積極的に実施したほか（年間で146件）、地方新聞社との意見交換会開催など、地方メディアとの良好なリレーション強化も推進。</li> <li>・機構業務等を紹介するメールマガジンにおいては、12.4万件の送付先に、機構及び支援施策に関する情報等を発信（年間の新規登録者数：4,265件）。また、SNSを活用した情報発信も積極的に実施。</li> <li>・機構業務に深い理解を有する中小企業応援士を対象とした意見交換会を各地域及び全国規模で開催し、中小企業応援士を通じた機構業務の周知活動を促進。</li> </ul> <p>○優れた広報事例の横展開を図るため職員向け広報研修を4回実施。また、役員・管理職員向けに危機管理広報研修を実施したほか、CSIRTインシデント対応訓練においても危機時の広報対応に関する研修を実施し、対応力を強化。</p> <p>○中小企業等の機構の認知度や施策の利用状況の調査結果を踏まえ、機構や支援施策の認知度向上に向け、機構特設サイト間の回遊性の向上や、機構ホームページにおける機構事業の紹介ページの見直し等を実施。また、昨年度に引き続き支援機関等を対象とした機構認知度と支援施策の利活用状況調査を実施（認知度71.8%）。</p> <p>○J-N e t 2 1については、ユーザビリティの向上や機構内外の施策情報への導線の改善を目的に、リニューアルによってデザインを刷新するとともに検索性を向上させ、利用者の関心や課題に応じて表示内容を調整できる個人設定機能を追加。さらに、「人手不足」等、経営課題解決メニューやニュースカテゴリタブの新設、関連記事の表示などを実装し、必要な情報にアクセスしやすいサイトに改善。また、機構イントラ上に設置した“掲示板”機能等を活用し、好事例の掲載数を増やすとともに、内容を簡潔にまとめた要約版の記事も掲載する等コンテンツの強化を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中小企業の日」に併せて、中小企業庁と連携し、特集記事「売上高100億円への</li> </ul>		
--	--	--	--

<p>2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制</p>	<p>軌跡」を掲載。売上高100億円を目指す中小・中堅企業にとって、モデルケースとなるような企業3社を取材し紹介。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-中小企業庁&amp;ネットワーク推進協議会の事務局として、巻頭コラムなどで読者の関心が高いコンテンツを執筆するなどしてJ-N e t 2 1のコンテンツを拡充するとともに、「e-中小企業ネットマガジン」でも配信。（配信先数：5.9万先）</li> </ul> <p>○機構ホームページについては、ユーザビリティに配慮しつつ顧客目線に合った情報発信を行う観点から利用者へのアンケートを実施した結果、情報探索や利用のしやすさについて一定の評価を獲得。併せて、アクセシビリティ対応について継続的な改善に取り組んだ結果、外部機関によるウェブサイトクオリティ実態調査において、独立行政法人（対象：84法人）の中で最高位となる評価を獲得。</p> <p>○令和6年能登半島地震への対応については、被災事業者に対し、J-N e t 2 1「能登半島地震特設ページ」を通じて、機構、国、地方公共団体等の復興支援施策等に係る迅速な情報提供を継続。</p> <p>2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制</p> <p>○機構の行動指針について、定期的な理事長メッセージや新入職員研修での説明を通じて、役職員への浸透を図るとともに、役職員が日常的に行動指針を意識できるよう、執務室での掲示や機構内ポータルサイトでのバナー掲載、社内報での周知・啓発等を実施し、機構内での定着化を推進。さらに、機構の価値観や存在意義の一層の発信に向け、コーポレートメッセージとステートメントメッセージを新たに策定。加えて、エンゲージメント調査についても、機構の基本理念や行動指針に関する設問を盛り込むことで、職員一人ひとりの理解の促進と意識の向上を図った。</p> <p>○業務改善やコミュニケーションの円滑化等を推進するため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の働きがい向上等の方策を検討するため、昨年度に続き「理念への共感」「働きがい・やりがい」「組織風土」などエンゲージメントに関する調査を実施。昨年度との比較も含めた分析で認識した課題に対し、組織として改善策を検討していくとともに次年度以降も定点観測を実施していく。</li> <li>・職員のコミュニケーション促進、業務改善を推進するため、職員の家族が職員の働く様子等を見学する「ファミリーデー」を開催したほか、全部門・地域本部にて「みんなで改善実行運動」を実施。成果報告書については、機構職員の活動のヒントとして活用できるよう、内容をカテゴリー別に整理し社内共有。</li> <li>・機構内の課・ラインにおける逼迫した事務処理等の業務の効率化を図るため、業務フローや作業内容が見える化し、不要作業の削減、作業の集約化、RPA等を用いた作業の自動化等に取り組む業務改善プロジェクト（業務の見える化・効率化）を開始した。</li> </ul>		
--	---	--	--

<p>3. 業務の改善と新たなニーズの対応</p>	<p>○業務改善と新たなニーズに対応するため、新たに政策評価室を設置。人員・財源の観点も踏まえて事務・事業の分析を行った上、候補事業の廃止・見直し・大括り化等に関する短期的・中長期的な対応方針を整理した。</p> <p>○「中小機構DX推進本部会合」において、部門の枠を超えた顧客本位のサービスの充実(「攻めのDX」)、抜本的な業務効率化(「守りのDX」)、機構内DXを実現するための「DX人材育成」をフレームワークとする「DXグランドデザイン」を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻めのDXにおいては、現場経験や専門的な知見を有する職員や若手職員等を新たに機構内DX推進アドバイザーに任命し、データとAIを活用しながら部門横断で顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる支援の在り方を検討。</li> <li>・守りのDXにおいては、新たな財務会計システムの導入を想定した財務経理業務のBPRに着手したほか、部門横断のプロジェクトチームにおいて旅費等の業務に関する規程・マニュアル・業務プロセスの見直しを実施。その過程において、経済産業省及び中小企業庁の協力を得て、同省庁の取組を参考とすべくヒアリングを実施。</li> <li>・DX人材育成においては、DX人材の育成に向けて、求める人材像やスキルセットを定義。標準的な知識としてITパスポートの資格取得を全職員に奨励するとともに、DXを推進する人材に対してはより高度な資格の取得に挑戦することを推奨したほか、国内大学院派遣の制度創設等を実施。</li> </ul> <p>○6年度に実施した人事評価制度の評価結果について、7年度の職員の賞与及び昇給の処遇に反映。</p> <p>○海外機関との連携強化や国際会議への積極的な参加、さらには海外機関向けの専門的な研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人日本台湾交流協会等の海外機関と連携した会合の開催、機構としては初となる国際会議の運営である「第59回APEC中小企業作業部会」の運営等を通じ、日本の中小企業の実情や支援施策の情報を発信。</li> <li>・また、国際協力機構が実施する海外研修生の受入事業への協力では、参加者が実務的な見聞を通じて理解を深められるようインキュベーション施設の視察等も含む研修を企画。140人の研修生に対して中小企業に関する研修を実施。研修参加国のひとつであるエチオピアの大学とインキュベーション施設間で、大学発スタートアップをテーマとした意見交換が実施されるなど、研修をきっかけとした新たな繋がりも実現。</li> </ul> <p>3. 業務の改善と新たなニーズの対応</p> <p>○PDCAサイクルを一層徹底し、不断の業務改善を推進するための体制として新たに政策評価室を設置した。また、各事業の政策的な意義、事業の成果、民間企</p>		
---------------------------	--	--	--

<p>4. 業務の電子化の促進</p>	<p>業・他の支援機関等との類似のサービスの有無、人員・財源等を分析し、その必要性を検討した上、候補事業の廃止・見直し・大括り化等に関する短期的・中長期的な対応方針を整理した。例えば、経済産業省及び中小企業庁と協議を行い、活用実績や実績につながる具体的なニーズが見込まれない債務保証制度については適切に廃止する方向で認識を再確認。一方で、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業として、AIを活用した新たな支援手法の開発（J-GoodTech（ジェグテック）におけるAIでのマッチング候補先の提案、企業カルテにおけるAIでの課題抽出等）等を実施した。</p> <p>○経営相談事業など各事業の実施に際しては、施策利用者に対し「役立ち度」等のアンケートを実施し、その声を反映した施策の企画・実行・評価を行い、事業成果の向上を図った。</p> <p>4. 業務の電子化の促進</p> <p>(1) DXの推進、情報収集分析</p> <p>○機構内DXを推進していくため、7年9月の「中小機構DX推進本部会合」において、部門の枠を超えた顧客本位のサービスの充実（「攻めのDX」）、抜本的な業務効率化（「守りのDX」）、機構内DXを実現するための「DX人材育成」をフレームワークとする「DXグランドデザイン」を策定し、その取組を推進。中小企業等支援に向けた環境・基盤の整備に係る取組として、成長企業伴走支援をはじめとした各種ソフト支援における企業との接触情報や支援の進捗、経営課題など支援先企業の情報を、本部・地域本部間で共有・可視化した企業カルテシステムを7年10月に稼働。また、生成AIを用いて補助金事業の申請情報（構造化されていないテキストデータ）に基づき企業の現状及び課題を分析した上、その情報を当システムに連携させ、企業支援に資する情報として活用。</p> <p>○機構内のデータ基盤の更なる整備に向け、各事業で保持している支援実績情報を中心に情報の集約を進めるとともに、機構内の支援データと中小企業庁の施策関連データの連携を図るべく、APIを通じた補助金情報の集約等の取組を実施。その情報をBIツール上の各種ダッシュボードを用いて活用するとともに、補助金データのAIによる分析の実証実験を実施するなど、分析機能を強化。さらに、成長企業支援に関する機動的な情報共有・データ連携及びコミュニケーションの促進を図るため、中小企業庁が管理するTeamsに機構が参画。</p> <p>(2) 情報システムの整備及び管理</p> <p>○デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、情報システムの適切な整備及び管理を実施。機構内の情報システム全体との整合性、調達品質の向上、費用削減等を図るため、システムの導入検討開始段階で審査を行う運用を開始。また、PMOを通じたPJMO支援の一環として、情報システムに係る助言を積極的に実施。その結果、各プロジェクトにおけるガバナンス確保及び円滑な事業推進に寄与した。</p>		
---------------------	--	--	--

<p>5. 基金・補助金の適切な執行・管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PMOによるPJMOへの支援実績341件</li> </ul> <p>5. 基金・補助金の適切な執行・管理</p> <p>○機構において管理している基金について、「基金の点検・見直しの横断的な方針」（令和5年12月20日 行政改革推進会議）に基づき基金規模の見直しを実施。新型コロナウイルス感染症基金においては約128億円、中小企業等事業再構築促進基金においては約400億円の国庫返納を実施。また、「基金の点検・見直しの横断的な方針」及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日 閣議決定）を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等については、中小企業庁での公表に向け、達成度の状況や基金規模の見直し状況等、適切に情報提供を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金・補助金の適切な執行・管理のための体制強化に向け、年間を通じ嘱託職員の新規採用等を実施し、体制を強化（26人採用）。また、確実な業務執行のため、不正疑義案件等に適切に担当するための専任部署を新設する等、1課1室体制から3課1室体制への組織変更を実施。</li> </ul> <p>○令和6年補正予算（第1号）が措置されたことにより、中小企業成長加速化補助金、中小企業新事業進出補助金、省力化投資補助金の一般型を立ち上げ。</p> <p>○新事業進出補助金とものづくり補助金を統合し、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金として8年2月13日から補助金事務局の公募を開始。（再掲）</p> <p>○基金事業の業務プロセスについて、安定的な業務運用に向けて、決算関連業務を年1回から年4回に分散するとともに担当を増員することで平準化を実施。</p>		
<p>6. 業務経費の効率化</p>	<p>6. 業務経費の効率化</p> <p>○運営費交付金を充当して行う業務につき、一般管理費（所要額計上を必要とする経費を除く）及び業務経費（所要額計上を必要とする経費を除く）の合計について、新規追加部分を除き、前年度比1.30%の効率化を図った。</p> <p>○給与水準の適正化とコスト削減に向け、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は1級地（東京特別区）20%のところ12%を維持）。</li> <li>・広域異動手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は300km以上10%のところ3%を維持）。</li> </ul> <p>○対国家公務員給与比較（8年6月公表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・117.0ポイント（6年度115.2ポイント）</li> <li>・地域勘案109.8ポイント、学歴勘案114.5ポイント、地域・学歴勘案108.1ポイント</li> </ul>		

	<p>○7年度の運営費交付金の会計処理として、「独立行政法人会計基準」等に基づき、業務達成基準を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績の着実な執行管理を実施。事業の進捗等に応じて期中に予算配賦の見直しを適切に実施。</p> <p>○令和7年度調達等合理化計画に基づき、競争性のある契約における一者応札・応募回避に向け、毎年度継続して実施している業務の調達については、仕様説明会において前年度実績報告書などをサンプルとして例示することで新規事業者の参入がしやすいようにした。また、企画書提出型の調達においては、類似の内容でかつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより競争参加の機会の拡大を図ったほか、入札公告掲載までに6か月以上の期間を設けた年間調達計画を公表した。</p> <p>○契約事務実務マニュアル及び調達等合理化計画に基づいて、一者応札・応募削減に向けた取組チェックシート（11項目）を周知し、活用を徹底することで、発注担当者に対して競争性の確保に向けた意識付けを行った。</p> <p>○障害者就労施設等への優先調達については、7年度調達方針を本部・地域本部に周知するとともに、障害者就労施設を訪問し、品質の良い物品・役務の提供が可能であることを確認する等した。その結果、当該年度実績は108.7百万円の調達となり、前年度実績額を上回った。</p> <p>○調達に関するガバナンス徹底の取組としては、随意契約に関する内部統制の確立のため、「入札・契約手続委員会」で検証を行った。新たに随意契約を締結した案件は18件（前年度16件）。</p> <p>○不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組として、各会計機関の会計担当職員を対象とした「契約担当者情報共有会議」を6回（「官製談合防止法研修会」（2月）を含む）実施。また、本部事業部において実施したコンプライアンスミーティングにおいて「調達」をテーマにした研修を2回実施。</p> <p>○一定基準以上の案件の調達方針については「入札・契約手続委員会」に事前に諮ることにより契約手続きの適正性を確保するとともに、契約監視委員会において、中小企業成長加速化補助金、中小企業新事業進出補助金、事業承継・M&amp;A補助金の各事業について、事務局の履行体制の適切性を確認したうえで事後的に評価を実施。</p> <p>○入札・契約の適正な実施について、監事による監査を実施。</p> <p>○中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日閣議決定）に即し、「令和7年度における中小企業基盤整備機構の中小企業者に関する契約の方</p>		
--	--	--	--

	<p>針」を策定。労務費、原材料費及びエネルギーコスト等の上昇を踏まえ、方針に基づいて、複数年契約かつ対象事業である受注者に対して契約金額の変更に関する申出の確認及び協議を実施し、契約後の状況に応じた契約変更を行うなど、官公需に係る価格転嫁に適切に対応。</p> <p>○調達等合理化計画及び自己評価等に関しては機構ホームページで下記（※）のとおり公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期中期目標期間における競争性のある契約に占める一者応札・応募案件の平均比率（10.6%）を下回る（8.1%）。</li> </ul> <p>○政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築するため、新たに政策評価室を設置した。その上で、各事業の政策的な意義、事業の成果、民間企業・他の支援機関等との類似のサービスの有無、人員・財源等を分析し、その必要性を検討した上、候補事業の廃止・見直し・大括り化等に関する短期的・中長期的な対応方針を整理した（再掲）。</p> <p>※調達合理化計画に対する実績</p> <p>○一者応札・応募削減に向けた取組</p> <p>&lt;7年度実績&gt;7年度の新規競争契約における一者応札件数は14件であり、前年度より2件減少した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年度競争性のある契約：255件に対して173件（67.8%）</li> <li>・6年度競争性のある契約：236件に対して153件（64.8%）</li> </ul> <p>○事務処理効率化等を目的とした調達の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年6回の契約担当者情報共有会議（うち1回は「官製談合防止法研修会」（2月）を開催し、調達等合理化計画の浸透を図るなど事務処理の効率化を図った。</li> </ul> <p>○障害者就労施設等への優先調達</p> <p>【評価指標】前年度実績額を上回ること</p> <p>&lt;7年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労施設を訪問し、品質の良い物品・役務の提供が可能であることを確認する等した。その結果、当該年度実績は108.7百万円の調達となり、前年度実績額を上回った。</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年度実績：147件、108.7百万円、6年度実績：174件、90.0百万円</li> </ul> <p>○随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>【評価指標】入札・契約手続委員会による点検の実施</p> <p>&lt;7年度実績&gt;</p>		
--	---	--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定基準以上の案件の調達方針については入札・契約手続委員会に事前に諮ることにより契約手続きの適正性を確保。新たに随意契約を締結した案件は18件。 (参考)</li> <li>・6年度新たな随意契約：16件</li> </ul> <p>○不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>【評価指標】研修等の実施回数及び各地域本部等への訪問指導回数</p> <p>&lt;7年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各会計機関の会計担当職員を対象とした「契約担当者情報共有会議」を6回（うち1回は「官製談合防止法研修会」（2月））実施。また、本部事業部において実施したコンプライアンスミーティングにおいて「調達」をテーマにした研修を2回実施。</li> </ul> <p>○大規模調達案件に係る再委託、外注に関する費用の適切性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約監視委員会において、中小企業新事業進出補助金、事業承継・M&amp;A補助金の各事業について、事務局の履行体制の適切性にかかる事後評価を実施。</li> </ul> <p>○7年度調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構ホームページで公表。</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化及び契約当事者の印紙費用低減を目的として、7年9月に電子契約サービス「クラウドサイン」を調達するとともに、会計規程の改正・電子契約実務取扱要領の制定を実施。（8年1月1日施行）</li> <li>・7年12月にユーザー向け説明会を開催し周知を図るとともに、8年1月にマニュアル等を整備した。</li> <li>・電子契約を実施した案件：8件</li> </ul>		
---	--	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビューシート	—

2. 主要な経年データ								
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
	指標等	基準値 (前中長期目標期間最終年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価
1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組	<p>1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組</p> <p>○小規模企業共済資産の運用においては、法令に基づき定める「運用の基本方針」に沿って、共済金の給付を将来にわたり確実に実行できるよう、7年4月に新たに外部から共済資産運用担当責任者を招聘するなど体制整備・充実を図りながら、安全かつ効率的な運用を実施。</p> <p>○6年度の運用状況を7月の資産運用委員会に報告し、適切な運用との評価を受けた。また、7年度上期の運用状況についても12月の資産運用委員会に報告。基本ポートフォリオに関しては、7月開催の資産運用委員会で検証を実施し、その効率性が保たれていることを確認したほか、次期基本ポートフォリオへの見直しに向けた今後の運用方針等の検討を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用利回り 7年度 2.71% (6年度 0.43%)</li> <li>・当期総利益 1,006億円</li> <li>・利益剰余金 7年度 6,994億円 (6年度 5,989億円)</li> </ul> <p>○中小企業倒産防止共済制度に係る共済金貸付回収については、回収専門人材(経営セーフティ共済相談員等)や顧問弁護士の活用等、専門的なノウハウを導入した債権管理・回収体制を引き続き強化した。また、高額貸付先に対する貸付直後の現況確認、延滞発生直後の早期対応を徹底するとともに、長期延滞者に対する法的措置を実施するほか、償却基準の見直しにより、債務者の負担及び管理コストの軽減を図るなどして、着実な債権回収を実施。それに加え、さらなる回収率の向上を目的に、貸付先の経営改善や経営悪化の防止を図るべく、経営セーフティ共済相談員による延滞発生前の貸付先に対する機構の経営支援策の周知を実施。</p> <p>(累計回収率の推移：H20：85.2%、H21：85.3%、H22：85.3%、H23：85.3%、H24：85.3%、H25：85.3%、H26：85.4%、H27：85.4%、H28：85.5%、H29：85.6%、H30：85.7% R1：85.7%、R2：85.7%、R3：85.7%、R4：85.7%、R5：85.7%、R6：85.8%、R7：85.8%)</p> <p>○インキュベーション施設の入居率向上の取組として、入居率の低い施設について、各地域本部において、関係機関への協力依頼、イベントでの周知、新聞への広告掲載を行ったほか、本部においても、スタートアップ関連イベントでの周知や外部雑誌への広告掲載など施設の周知活動を実施。また、賃貸料の見直しを実施(従来の1.1倍)。修繕計画について、優先順位を決めて見直し、適切に実施。</p> <p>○出資承継勘定の出資先法人(三セク)については、旧構造転換法、旧繊維法に基</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>以下のように、中期計画における所期の目標を達成していることからB評価と判断。</p> <p>根拠：</p> <p>小規模企業共済に係る資金運用においては、安全かつ効率的な運用により利益剰余金を確保するとともに、ファンド出資事業においても安定した利益を創出するなど、健全な財政基盤を確保。</p> <p>○小規模共済に係る安全かつ効率的な資産運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模共済に係る資産運用においては、市場環境が変化する中、新たに外部から共済資産運用担当責任者を招聘するとともに、基本ポートフォリオの適切な評価・検証を実施。これに沿って安全かつ効率的な運用を実施していることが資産運用委員会で検証されている。また、期中の金利急騰を踏まえ、満期保有目的債券の償還年限構成を短期化するなど、足元の環境変化にも適切に対応。</li> </ul> <p>○ファンド事業における出資先管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンド出資にあたっては、ファンド運営会社の投資実績・運営体制等を厳格に審査するとともに、出資後も投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を年間1,227回実施するなど、継続的なモニタリングを徹底。さらに、「ファンド管理課」を新設(7年4月)し、審査業務と出資後の管理業務を分離。同課が管理業務を一元的に担う体制とすることでガバナンスも強化。これらの結果、市況変動下においても、年度損益は昨年度を上回る黒字を確保。</li> </ul> <p>○運用収益の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用対象の選定に当たり、金融機関と密に連携し、定期預金条件や市場金利、購入可能な債券情報を適切に把握することで収益機会を確保するとともに、社債保有割合の抑制など安全性にも配慮。各部との間で資金需要見込を綿密に調整し、資金繰り上可能な範囲で運用額を拡大することで、運用収益の最大化に</li> </ul>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p>

	<p>づき出資している4社を管理。決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握し適切な配当を求めるとともに、株主総会に出席するなどして、株式処分に向けての申入れや、経営状況の改善を求めるなど、適切な管理を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1社から配当を受領。配当収入7百万円。</li> </ul> <p>○高度化事業における貸付審査においては、新規貸付決定先（A方式4件、B方式11件）について、決算書及び診断報告書に基づき、事業計画及び償還能力の妥当性を検証した上で確実な審査を実施。貸付けにあたっては、事業計画の進捗に合わせて複数回の現地支援を実施し、財務状況の精査、償還能力の確認等のほか、診断・助言への対応状況の確認を行うことにより適切な審査を実施した。</p> <p>○不良債権の回収推進に向け、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不良債権となった貸付先からの回収を支援するためのサービサー派遣等を実施。（調査アドバイザー事業：1道10県18件、回収委託支援業務：4府県11件）</li> </ul> <p>○正常償還先の経営状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正常償還先については、都道府県ヒアリング、決算書による財務分析・実態バランスの把握、貸付先に対する個別ヒアリングの実施などにより予兆を管理し、適切な経営状況の把握と情報交換を実施した。</li> <li>・財務分析・実態バランスの把握 179件</li> </ul> <p>○都道府県に対する債権管理、債権回収に係る支援策の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度化事業の債権の回収については、今年度も償還状況や完済の見通しに基づく貸付先の分類化を継続。定期ヒアリング等を通じて、都道府県と確認した回収方針に基づく回収・管理を推し進めた。</li> <li>・回収困難な貸付先を抱える都道府県については、オンライン会議システムを活用して、貸付先との交渉前に具体的な回収方針を協議し明確化することにより、都道府県の担当者を支援した。</li> <li>・債権管理、回収に係る都道府県への支援策として、機構サポーター（債権管理）業務、調査・アドバイザー業務及び回収委託支援業務（前掲）を引き続いて実施した。</li> <li>・機構サポーター（債権管理）を6人確保し、都道府県に対して活用を周知。機構サポーター（債権管理）を活用し、債権管理・回収に係る相談121件に対し、アドバイスを実施。</li> <li>・債権回収調査会社3社による調査・アドバイザー業務を1道10県で18件実施。</li> <li>・債権回収会社及び弁護士法人による回収委託支援業務を4府県で11件実施。</li> </ul> <p>○これらの取組により、不良債権の削減に貢献。不良債権全体では約351億円から約330億円へと約21億円削減。</p>	<p>努めた。</p> <p>○高度化事業における不良債権の額の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度化事業における新規案件については償還可能性等に係る堅実な審査を行うとともに、正常償還先についても都道府県へのヒアリングや財務分析等による予兆管理を実施し、不良債権の発生を抑制。また不良債権については、都道府県に対して債権回収に関する個別助言等の支援を拡充。これらにより、不良債権額を着実に削減。また、上述の共済資金運用やファンド出資事業とともに、高度化事業についても、リスク発生防止やリスク発生時の損失の最小化に向け、リスク管理委員会においてリスクシミュレーションを実施。</li> </ul> <p>○施設整備等勘定の繰越欠損金縮減に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インキュベーション施設の入居率向上に向け、自治体等の関係機関への協力依頼やイベントでの周知等の取組を行うとともに、7年度から賃貸料の見直しを実施（従来約1.1倍）。</li> </ul> <p>○自己収入の確保に向けた取組／保有資産の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己収入獲得のために、機構が運営するウェブサイト上での有料広告掲載※を開始。（「価格転嫁検討ツール」及び「儲かる経営キック君」：7年12月～、「J-Net21」：8年4月～）</li> <li>※ 経済産業省所管の独法としては初めての試み</li> <li>・旧中小企業大学校・関西校売却のための入札公告及び物件説明会を着実に実施。</li> </ul> <p>○産業基盤整備勘定（財務省共管業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務保証先に対して、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応するとともに、自己査定を的確に実施。</li> <li>・また、三セクについては、経営状況の把握、配当要求、株式処分の申し入れ及び経営健全化計画の進捗状況の管理など適切に実施。</li> <li>・産業基盤整備勘定の第2種信用基金について、旧生産性向上特別措置法の債務保証残高の減少に応じて発生した不要額1億円を9月に国庫納付。</li> <li>・経済産業省と債務保証業務のあり方等について、継続した情報交換・議論を実施。</li> </ul>	
--	--	--	--

	<p>○債務保証業務の実施に当たり、債務保証先に対して、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応するとともに、自己査定を的確に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年度の保証履行（代位弁済）はなし。ただし、債務保証先の1社が8年4月に法的整理を開始したため、債務者区分の見直しを行い、修正後発事象として7年度決算において保証債務引当金の積み増し（10億円）を実施。</li> </ul> <p>※機構設立以降の新規保証42社／332億円、代位弁済3社／1.9億円、代位弁済率0.6%</p> <p>○産業整備勘定業務の損益状況を踏まえ制度を今後も安定的に運営すべく、一部の債務保証制度において債務保証料率を改定し、令和8年度の保証契約分より適用。</p> <p>○求償権管理については、債権管理・回収の専門的知識と経験を有する専門員を活用し、求償先の状況を定期的に把握し、状況に応じた回収を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年度 求償権回収額：4社3百万円、求償権償却：無</li> <li>・債務保証料収入48百万円、求償権残高1,369百万円</li> </ul> <p>○高度化三セク、中心市街地三セク、F A Z三セク、頭脳三セク、O A三セク、新事業三セクにおいては、65社を管理。決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、株主総会に出席などして、株式処分に向けての申入れや、経営状況の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6社から配当を受領。配当収入12百万円。</li> <li>・機構が株式を保有する第三セクターについては、令和7年度期末時点で69社。</li> <li>・地方公共団体等との情報交換や協議は、29者に対して延べ51回実施。三セクと経営改善等の協議を行ったものは32社で延べ47回。</li> </ul> <p>○産業用地分譲等事業においては、個別債務先の財務内容を分析することなどにより、状況に応じた適切な管理を実施するとともに、返済条件変更に係る運用指針等に基づき、中長期的な資金収支等の検証を行い、債権回収の最大化に注力。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地譲渡割賦債権等回収額2億円</li> <li>・土地譲渡割賦債権等残11億円（貸倒引当金8億円）、うち破産更生債権等9億円（貸倒引当金8億円）</li> </ul> <p>○組成後のファンドに対しては、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底して行った。具体的には、投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を1,227回実施し、適切なファンド運営が行われるよう努めた。存続期限が迫っているファン</p>		
--	--	--	--

<p>2. 保有資産の見直し等</p>	<p>ドに対しては、早期の回収を図るよう他のLP（有限責任組合員）とともにGP（無限責任組合員）との折衝を重ねるなどの指導・交渉を行った。</p> <p>○安全性・確実性を確保する等のリスク軽減に考慮した運用を行いつつ、運用額を増額し、運用益の確保に取り組んだ。加えて、社会課題の解決・達成に対して間接的に貢献すべく、SDGs債も継続的に購入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用額/SDGs債購入額 765億円/265億円</li> <li>・運用額に対するSDGs債購入割合 34.6%</li> </ul> <p>○経理上の問題点を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、中間決算報告資料を作成し、正確な年度決算に向けて期中の財務数値等を把握した。また、作成にあたってはグラフ等を用いて役職員にわかりやすい資料を作成するとともに、分析情報を盛り込むことにより、各勘定の損益発生要因等を明示し、経営判断に資する情報を提供。</p> <p>2. 保有資産の見直し等</p> <p>○一般勘定資産について、第4期中期目標期間から第5期中期目標期間に繰越した中小企業生産性革命推進事業の6年度の事業実施に必要であった前払費用の未執行額189億円を9月に国庫納付。</p> <p>○産業基盤整備勘定において、適正な事業規模を精査し債務保証業務に必要な金額を算出した結果、必要額を超える部分は生じていない。また、経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施。</p> <p>○産業基盤整備勘定の第2種信用基金について、旧生産性向上特別措置法の債務保証残高の減少に応じて発生した不要額1億円を9月に国庫納付。</p> <p>○施設整備等勘定において、業務運営等に必要な資産額の検討を実施した結果、償還期限を迎えた有価証券等のうち必要額を超える分は生じていない。</p> <p>○中小企業大学校の施設について、安全性の確保に係る外階段設置、消雪パイプ等の改修、翌年度に開始する修繕の調査・設計を実施。</p> <p>○旧関西校売却のための入札公告及び物件説明会を実施。</p> <p>○一般勘定の東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の償還金19億円を8月に国庫納付。</p>		
<p>3. 自己収入の確保及び拡大</p>	<p>3. 自己収入の確保及び拡大</p> <p>○限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう自己収入の確保及び</p>		

<p>4. 財務運営の適正化</p>	<p>拡大を目指し以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きハンズオン支援事業及び人材育成事業（有料研修）を推進し、自己収入の確保に努めた。</li> <li>・また、施設整備等勘定の自己収入拡大に向け、インキュベーション施設の入居率の向上を継続的に図るとともに、賃貸料の見直しを実施（従来の1.1倍）。</li> <li>・更なる自己収入の拡大に向け、機構ホームページ上に公開した支援ツール等へのWeb広告の掲載を実施。</li> </ul> <p>4. 財務運営の適正化</p> <p>○7年度における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図るため以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算、収支計画及び資金計画について、令和7年度補正予算（第1号）が成立したことに伴い適正に見直しを実施。</li> <li>・運営費交付金収入、貸付金利息収入等の自己財源収入を踏まえた支出計画を策定し、健全な財務体質の維持を図った。</li> <li>・各勘定、経理別に予算計画を策定し、使途について適切に管理を実施。その上で、業務の運営方法の見直し等により業務経費の節減を行い、運営費交付金や収入見込みを踏まえて効率的かつ効果的に事業を実施するとともに、保有資産の規模やその使途について適切に管理を実施。</li> </ul> <p>その他主務省令で定める業務運営に関する事項については、以下のとおり。</p> <p>○中小企業大学校及びインキュベーション施設を今後も有効活用するため、安心・安全を考慮し、建物及び設備の修繕や改修工事を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業大学校：49百万円、8箇所</li> <li>・インキュベーション施設：486百万円、28施設</li> </ul> <p>○運営費交付金や自己資金等の財源の状況を踏まえ、適切な職員数の管理に努め、新卒採用のほか、社会人採用や任期付職員採用を実施し、事業の実施に必要な人員を確保・配置。</p> <p>積立金の処分に関する事項については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金（8,756億円）については、下記の事業・業務等に充当。（7年度充当額215.9億円） 7年度末前中期目標期間繰越積立金残高 6,083億円</li> <li>・一般勘定（ファンド出資事業に係る出資業務等） 7年度充当額214億円 7年度末前中期目標期間繰越積立金残高101億円</li> <li>・産業基盤整備勘定（自己財源取得償却資産に係る減価償却費等） 7年度充当額0億円 7年度末前中期目標期間繰越積立金残高0億円</li> <li>・小規模企業共済勘定（小規模企業共済勘定に係る共済業務等） 7年度充当額1.8億円 7年度末前中期目標期間繰越積立金残高5,981億円</li> </ul>		
--------------------	---	--	--

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業倒産防止共済勘定（自己財源取得償却資産に係る減価償却費等） 7年度充当額0.1億円 7年度末前中期目標期間繰越積立金残高0億円</li></ul>		
--	---	--	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
IV	その他業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビューシート	—

2. 主要な経年データ							
③ 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価
1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等	<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <p>○各部門におけるリスクの把握・評価及び対応について議論のうえ、機構全体としてリスクマップを作成して重大リスクを可視化し、内部統制委員会で報告。本年度は「コンプライアンスリーダー」による職員との定期面談等の活動結果をもとに、より実態を踏まえた内容をコンプライアンス委員会（2回開催）で共有し、内部統制の維持・向上に寄与した。</p> <p>○災害対策支援部及び地域本部が連携して地域本部の防災担当者向けの説明会や初動訓練を実施するとともに、防災用備蓄品の入替・充実を図り、安否確認訓練や防災研修を実施することにより事業継続力を強化。</p> <p>○金融関連業務（高度化事業、ファンド事業、債務保証、共済事業等）に関するリスク管理状況について、内部統制委員会及びリスク管理委員会へ報告してガバナンスの維持・向上を図ったほか、期中の金利急騰を踏まえ、満期保有目的債券の償還年限構成を短期化するなど、足元の環境変化にも適切に対応。</p> <p>○内部監査については、業務の適正化・効率化のため、リスクベースに基づくテーマ監査の計画を策定。過年度に実施した役員リスクインタビューやオフサイトモニタリングの結果を参考に、委託先である2つの補助金事務局に対して実地検査を行った。さらに5回の三様監査連絡会を通じた監事や会計監査人との情報交換により、監査の品質向上に取り組んだ。また、過去の監査結果に基づく改善が確実に行われるよう、フォローアップを適切に実施。</p> <p>○7年度コンプライアンス・プログラムに基づき研修・啓発等を推進。当該プログラムの進捗・結果については内部統制委員会及びコンプライアンス委員会で報告。「コンプライアンスリーダー」の職員との定期的な面談に加え、「コンプライアンス推進月間」（10月）を設定し、集中的に研修・啓発等を行うなど、役員等におけるリスク感応度及びコンプライアンス意識の向上を図った。</p> <p>○機構WAN業務において、ヘルプデスクを通じて通信環境や端末接続等に関する問い合わせ・要望への迅速かつ的確な対応を行ったことに加え、監視システムの常時監視により通信機器やネットワークの状態変化を早期に察知し、障害の予兆や異常時の速やかな対応を行ったほか、CSIRTによるインシデント管理等を実施。</p> <p>○その他、令和6年度決算検査報告の指摘事案等につき、原因究明・再発防止策を</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>以下のように、中期計画における所期の目標を達成していることからB評価と判断。</p> <p>根拠：</p> <p>内部統制・コンプライアンスの強化に向け、リスクマップの作成やコンプライアンスリーダーの配置等によりリスク管理を徹底。法務機能の強化に向けた取組やカスタマーハラスメント方針の策定を通じて、安定的かつ適正な業務遂行を支える運営基盤を整備。自律・選択型マネジメント研修やDX人材育成計画の策定により、計画的な人材育成を推進し、組織基盤を強化。</p> <p>○内部統制・コンプライアンスの推進とリスク対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制・コンプライアンス統括室に「コンプライアンスリーダー」を配置し、問題の発生を未然に防止するため、各部門の職員との定期的な面談を実施（800人程度・2回/年）。</li> <li>部門別リスクの洗い出しに基づき、組織全体のリスクを分類したリスクマップを作成するとともに、コンプライアンスリーダーによる面談で把握されたリスク（例えば、人材不足）も反映し、対応策を策定。更に、事業環境の複雑化を踏まえ、訴訟対応等、法務的見地からの対応強化に向け「法務課」の設置を決定。</li> <li>働く役員等一人ひとりを守るとともに、事業実施や組織運営を維持するため、新たに「中小機構カスタマーハラスメントに対する方針」を策定（8年1月）。</li> </ul> <p>○専門的かつ効果的な支援の実現に向けた計画的な人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織基盤強化に向け、階層別マネジメント研修を実施するとともに、主体的な組織マネジメント能力の獲得に向け、「自律・選択型マネジメント研修」を新設（19回）。併せて、業務内容と求められる専門性等を体系的に整理した「業務×専門性育成マップ」を部門毎に策定。</li> <li>機構DXの更なる推進に向け、「DX推進人材育成計画」を策定。DX推進人材に必要なスキルと目指す姿を明確化すること</li> </ul>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p>

<p>2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保</p>	<p>実施し、的確に対応。（詳細 P60自己評価欄参照）</p> <p>2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保</p> <p>○7年度研修計画に基づき、職員の適性や能力開発段階に応じた育成を図るため多様な研修制度を運用。コミュニケーションの活性化や質的向上を図るため集合型研修及び宿泊型研修を実施するほか、オンライン研修やeラーニングを柔軟に取り入れて実施。（68テーマ、研修回数82回、受講者数延べ3,900人。資格取得等を支援する業務能力開発教育制度は、延べ236人が活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の専門性向上、施策や支援ノウハウ習得、研修を通じたネットワーク構築や視野の拡充を図るため、中小企業診断士養成課程へ5人、省庁や外部研修機関が実施する新政策、会計事務、内部監査、プロジェクトマネジメント、システム開発等の専門分野の研修に延べ24人の職員を派遣。</li> <li>・部長、地域本部長を対象に、各々に求められる役割・期待行動、リーダーシップをテーマとした研修を実施したほか、各階層に求められる職務遂行能力向上を図った。また、新入職員に対するOJTについて、職場で実際に指導するトレーナー向け研修を実施。</li> <li>・支援施策を理解し適切に対応できる力を養うため、担当部署事業以外も含む事業概要、実績、目標、実施体制等について学ぶ現場力強化研修を実施するとともに、事業部門別人材育成体系に定められた業務遂行能力向上のための各種研修を実施。</li> </ul> <p>○若手職員が将来の機構職員としてのキャリアパスを描きやすくなるよう、在籍2,3年の職員を中心に各部門の体制を考慮したうえで、機構職員に必要な共通的・基盤的専門性を習得できるような配置換えを推進。一方、中堅職員に関しては適材適所の配置を踏まえて人事調書をもとにした本人の意向、職歴及び保有資格を総合的に勘案し、各々の専門性を高める人事異動を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属部署にとらわれない業務経験機会の創出に向け、内部人材マッチング制度を活用し「令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨」の被災者支援のため、金沢事業者支援センターに職員を派遣するとともに（28人）、2025大阪・関西万博展示事業「未来航路-20XX年を目指す中小企業の挑戦の旅-」運営補助業務、スタートアップイベントでの相談窓口業務等を実施。</li> <li>・将来に向けて今後一層の働きがいのある職場環境を整備する取組の一環として、職員一人ひとりが自分の将来像についてより明確なイメージを持つとともに、新しい経験にもチャレンジしながら、主体的に学ぶことができるよう、「キャリア形成支援ポータルサイト」においてDX人材育成計画や若手職員のキャリア形成に役立つ情報などを発信し、各種研修制度等の充実等による職員のキャリア形成・維持の活動を支援。</li> </ul> <p>○業務効率の向上と組織を活性化する観点から、全管理職を対象に、管理者としての評価、観察、フィードバックや質問手法などを学ぶ評価者研修（アドバンス）を目標設定時（3回）、中間レビュー時（3回）、最終評価時（3回）など計9</p>	<p>で自発的なスキルアップを促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「支援事例報告会」を開催（参加275人）し、地域本部職員が支援を通じて得た気づき・ノウハウの共有を図るとともに、職員の成長意欲を喚起。</li> <li>・機構DXの推進等、職員の意欲的な業務活動を評価する表彰制度（「功績・功労表彰」）を実施。</li> </ul> <p>○情報セキュリティの確保及び会計検査院指摘事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全社の無線LANシステムをクラウド移行することでシステム基盤の強靱化と運用の省力化を図るとともに、情報セキュリティの確保・向上に向け、専門家が使用する端末に関し、私的端末から中小機構WANへのVPN接続の禁止の徹底等、使用ルールの変更を実施。</li> <li>・補助金執行等にかかる検査院の指摘事項について、原因究明・再発防止策を実施し的確に対応。ホームページやメールでの目的外利用の禁止に係る注意喚起や事務局の増員といった対応に加え、不正疑義案件や訴訟対応等に適切に担当するための専任部署を新設（7年4月）。</li> </ul> <p>【指摘事項への対応】</p> <p>■会計検査院指摘に基づき改善の処置を講じた事項（6年度決算検査報告）</p> <p>①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（5件：37,382,667円）</p> <p>概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品を受けていないのに納品を受けたとし、虚偽の実績報告書による補助金の過大交付（2件）</li> <li>・導入した機械装置を他社に使用させていた（1件）</li> <li>・処分制限財産の目的外使用及び廃棄（2件）</li> </ul> <p>対応等：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長以下役員、監事に対し報告するとともに中小企業庁に対して報告・対応を協議。</li> <li>・事務局に対し、5件の交付決定の取消しや財産処分等の必要な手続について適切な執行を求めた。</li> <li>・交付決定取消3件、うち返還済2件、督促中1件。</li> <li>・再確定1件、返還済。</li> <li>・財産処分1件、返還済。</li> <li>・再発防止策として、中小企業庁とすり合わせの上、事務局に対し補助事業の適正な執行を求める旨の文書を発出。事務局においては、5件の交付決定を行った3府県の地域事務局に対して</li> </ul>	
--------------------------------	--	--	--

<p>3. 情報公開による透明性の確保</p>	<p>回きめ細かく実施。また、7年度人事評価制度において、部門目標及び個人目標として、『部門間連携・他機関連携』に加えて、『業務効率化』に関する項目を設定し、取り組んだ。さらに、マネジメント力強化とコミュニケーション活性化に向け、「自律・選択型マネジメント研修」を新設。</p> <p>○職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成のため、機構内の複数部署が連携して事業を展開。海外展開未経験のスタートアップを対象に、具体的な海外展開ビジョンの策定を支援するため、東南アジアに進出したスタートアップや海外支援機関を講師に招き海外展開セミナーをオンラインで開催。（参加者96人、役立ち度93%）更に、日本進出を目指す韓国スタートアップを対象とした施策説明会も機構内の複数部署の連携により実施。参加者の中には既に日本で法人設立済みの企業もあり支援の裾野拡大が図れたほか、海外展開支援担当以外の機構職員について国際的視野醸成のきっかけとなった。</p> <p>また、国際関係業務に高い関心を有する機構職員に対しては、APEC中小企業作業部会への参加公募や内部人材マッチングを活用した海外機関向け研修での登壇など、実際に海外企業や海外の支援機関等と関わる機会を提供。</p> <p>○機構職員のグローバルマインドの醸成のために、上記の勉強会等のほか、海外機関の情報等を一元化して機構内で共有。</p> <p>○機構の事業ニーズに適合する実務経験を有する人材を13人採用したほか、外部機関への職員派遣を実施。</p> <p>○DX推進の実効性を高めるため、機構DXを実現するための人材育成方針を盛り込んだ「DX人材育成計画」を策定。10年度末までに機構DXの推進に向けた取組を加速化させることをねらいとして、全職員がデジタル技術やAI、データ等を活用し、生産性の高い業務が出来る『DX標準人材』になることを目指し、まずはITパスポート、情報セキュリティマネジメント、G検定、DS検定の取得に挑戦することを推奨（411人が情報処理技術者の資格を保有）。さらに、機構業務の効率化を進め、DXの変革をリードし実行できる『DX推進人材』として、ビジネスアーキテクト人材（100人）、データサイエンティスト人材（10人、サイバーセキュリティ人材（5人）の育成を目指し、その育成を開始したところ。また、DX人材育成計画におけるDX推進人材を育成するため、国内大学への長期派遣研修に計4人の職員を派遣することを決定（上智大学大学院3人・滋賀大学大学院1人、8年4月から派遣）。</p> <p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>○独立行政法人通則法等に基づき、財務、評価、監査、組織、業務運営状況、入札・契約関連の情報、給与実態、各種報告書等の情報を迅速・的確に開示。</p> <p>・その他、ニュースリリース等を通じて中小機構の各種事業をタイムリーに開示。</p>	<p>再発防止のための対策を講ずることを指示するとともに、本事業案を全国の地域事務局に共有。</p> <p>② 中小企業等事業再構築促進補助金（20件：344,613,095円）</p> <p>概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽の実績報告書等による補助金の過大交付（4件）</li> <li>・補助対象外経費を含めるなどしていた（8件）</li> <li>・処分制限財産の無断処分（11件）</li> </ul> <p>対応等：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長以下役員、監事に対し報告するとともに中小企業庁に対して報告・対応を協議。</li> <li>・20件のうち、9件について交付決定の取消、2件について補助金額の再確定、9件について財産処分手続きを実施した。</li> <li>・交付決定取消9件。（全額返還済5件、一部返還済2件、破産1件。）</li> <li>・減額して再確定1件、差額を返還済。</li> <li>・財産処分9件。（返還済6件）。</li> <li>・減額して再確定及び財産処分1件。</li> <li>・適切な執行・管理のため、嘱託職員を新たに26人採用し、不正事案の対応等に向けた体制を強化。補助事業の終了後、事業者への交付額の確定にあたり、全件検査方針を作成の上、現地での実地検査を実施。その後の事業化状況報告の際にも、内容に疑義がある事業者に対しては、更に現地での検査を実施。事務局体制については、交付審査・実績審査といった前工程から後工程（事業化状況報告や財産処分等）へと処理の比重が変化してきたため、コスト面にも配慮しつつ、審査工程間の人員配置を柔軟化し、合理化を推進。また、HPにて財産処分の特設ページ等を掲載するなど、事業者への周知・啓蒙に取り組んだ。</li> </ul> <p>③ 中小企業等事業再構築促進事業</p> <p>概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分制限財産について、新規事業にのみ使用すること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続が必要であることを周知すること。</li> <li>・処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討すること。</li> <li>・事業再構築事業の状況が適切に報告されるよう、報告方法を見直すこと。</li> </ul> <p>対応等：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長以下役員、監事に対し報告するとともに中小企業庁に対して報告・対応を協議。</li> </ul>	
-------------------------	--	--	--

<p>4. 情報セキュリティの確保</p>	<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <p>○最近のサイバー攻撃の動向及び「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等の適切な整備・見直しを行った上新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対応、人的・組織的対応、職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上のための取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム面においては、職員以外の専門家による私物端末からの機構WANへのVPN接続禁止によるリスク低減に取り組んだ。</li> <li>・人的・組織的対応としては、CSIRTによるインシデントへの管理体制の下で、インシデントへの的確な対応、再発防止策の検討、周知を行った。</li> <li>・役職員等の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上に向け、標的型攻撃メール訓練を年2回行うとともに、新規着任時の基礎研修、コンプライアンス研修、自己点検及びCSIRT演習を実施。CSIRTインシデント対応訓練においても危機時の広報対応に関する研修を実施し、対応力を強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分制限財産は原則として計画新規事業のみに使用する必要があること及び既存事業等に使用する場合には事前に機構の承認を受ける必要があることを改めて周知することについて、以下のとおり対応。</li> <li>－事業再構築補助金HPのご案内において、「補助事業により取得した資産についてのご注意」として、目的外使用の注意喚起を実施（7年6月～）</li> <li>－事業化状況報告の登録案内メールで、目的外使用の禁止等に関する注意喚起を実施（7年7月～）</li> <li>－事業再構築補助金のHPに「財産処分」の特設ページを新設し、目的外使用等を行う場合に所定の手続きを取る必要があることを周知（7年10月～）</li> <li>－事業再構築補助金HPの「よくあるご質問」に「財産処分」の 카테고리を追加し、目的外使用等を行う場合に所定の手続きを取る必要があることを周知（7年11月～）</li> <li>・処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策等を検討することについて、以下のとおり対応。</li> <li>－会計士の配置、事務局人員の順次増員（30人から80人）により、取得財産等管理台帳が適切に計上されているかを確認し、必要な手続きを実施できるよう体制強化を実施（7年4月～）</li> <li>－交付前調査の全件実施（7年7月～）</li> <li>－飲食業において、事業化状況報告の記載内容と食ベログ等ウェブサービスとの突合による使用状況の確認を実施（7年8月～）</li> <li>－事業化状況報告において、処分制限財産の使用状況を確認するチェックボックスを導入（8年1月～）</li> <li>・事業再構築事業の状況が適切に報告されるよう、報告方法を見直すことについて、以下のとおり対応。</li> <li>－事業化状況報告の整合性を確認するシステム制御の導入（7年4月～）</li> <li>－事業化不調（売上0円）の事業主体に対する事業確認（7年10月～）</li> <li>－補助事業の売上・経費の入力ページ（製品等情報のページ）において、報告の対象が採択された事業計画に基づく補助事業であることを事業主体に確認させるチェックボックスを導入（8年4月～）</li> <li>－「かんたんマニュアル（4ページ）」の作成、事業者への配付（8年6月～）</li> <li>■サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金における補助金の過大な交付等について</li> </ul>	
-----------------------	---	---	--

		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 5年度決算検査報告において指摘のあった事項につき6年度に引き続き7年度においても、中小企業庁と連携し、補助金の返還請求を厳格に行うとともに、審査の厳格化及び立入調査の強化を確実に実施し、再発防止を徹底。</li></ul>	
--	--	---	--

決算報告書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(一般勘定)

(単位：円)

区分	地域牽引・成長志向中小企業支援業務				新市場開拓支援業務			
	一般経理				一般経理			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
運営費交付金	221,555,489,000	221,173,918,425	△381,570,575		4,230,786,000	4,089,716,163	△141,069,837	
その他の補助金等	-	-	-		-	-	-	
借入金等	-	-	-		-	-	-	
貸付等回収金	-	-	-		-	-	-	
貸付金利息	-	-	-		-	-	-	
業務収入	92,649,000	76,100,450	△16,548,550	その他指導研修事業収入の減	-	-	-	
運用収入	-	-	-		-	-	-	
受託収入	-	-	-		-	-	-	
その他収入	-	-	-		-	-	-	
計	221,648,138,000	221,250,018,875	△398,119,125		4,230,786,000	4,089,716,163	△141,069,837	
支出								
業務経費	222,302,188,000	5,465,534,550	△216,836,653,450	生産性革命推進事業に係る実績の減	4,939,619,000	3,199,206,068	△1,740,412,932	事業実績の減
貸付金	-	-	-		-	-	-	
出資金	-	-	-		-	-	-	
受託経費	-	-	-		-	-	-	
借入金等償還	-	-	-		-	-	-	
一般管理費	203,134,000	336,004,003	132,870,003	管理経費の増	214,863,000	257,017,764	42,154,764	管理経費の増
その他支出	-	-	-		-	-	-	
計	222,505,322,000	5,801,538,553	△216,703,783,447		5,154,482,000	3,456,223,832	△1,698,258,168	

区分	スタートアップ創出・成長支援業務				事業継続・経営体力強化支援業務			
	一般経理				一般経理			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
運営費交付金	1,183,366,000	916,378,948	△266,987,052	運営費交付金受入実績の減	5,288,903,000	5,406,085,319	117,182,319	
その他の補助金等	-	-	-		10,100,000,000	10,100,000,000	-	
借入金等	-	-	-		169,295,000	166,797,000	△2,498,000	
貸付等回収金	30,297,711,000	34,833,988,225	4,536,277,225	ファンド出資金に係る回収実績の増	15,526,407,000	22,191,931,879	6,665,524,879	高度化貸付に係る回収実績の増
貸付金利息	-	-	-		304,231,000	437,312,084	133,081,084	高度化貸付に係る利息収入の増
業務収入	1,125,633,000	1,005,217,893	△120,415,107	不動産賃貸事業収入の減	56,207,000	71,379,073	15,172,073	割賦売掛金に係る回収実績の増
運用収入	-	6,081,000	6,081,000	配当金の増	-	500,000	500,000	配当金の増
受託収入	-	-	-		-	-	-	
その他収入	-	1,268,816	1,268,816	雑益の増	-	461,697,094	461,697,094	償却債権取立益の増
計	32,606,710,000	36,762,934,882	4,156,224,882		31,445,043,000	38,835,702,449	7,390,659,449	
支出								
業務経費	2,692,351,000	2,426,042,954	△266,308,046	事業実績の減	19,285,688,000	10,057,012,703	△9,228,675,297	事業実績の減
貸付金	-	-	-		6,766,530,000	5,839,501,000	△927,029,000	高度化貸付実績の減
出資金	31,647,676,000	21,898,622,099	△9,749,053,901	ファンド出資実績の減	6,798,690,000	3,688,991,239	△3,109,698,761	ファンド出資実績の減
受託経費	-	-	-		-	-	-	
借入金等償還	-	-	-		289,935,000	169,894,377	△120,040,623	高度化貸付に係る借入金償還の減
一般管理費	114,117,000	224,313,968	110,196,968	管理経費の増	282,460,000	503,168,864	220,708,864	管理経費の増
その他支出	-	-	-		-	1,576,940,048	1,576,940,048	不要財産に係る在庫納付による増
計	34,454,144,000	24,548,979,021	△9,905,164,979		33,423,303,000	21,835,508,231	△11,587,794,769	

区分	事業継続・経営体力強化支援業務							
	特定出資経理				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
運営費交付金	-	-	-		5,288,903,000	5,406,085,319	117,182,319	
その他の補助金等	-	-	-		10,100,000,000	10,100,000,000	-	
借入金等	-	-	-		169,295,000	166,797,000	△2,498,000	
貸付等回収金	6,579,303,000	15,213,010,237	8,633,707,237	ファンド出資金に係る回収実績の増	22,105,710,000	37,404,942,116	15,299,232,116	
貸付金利息	-	-	-		304,231,000	437,312,084	133,081,084	
業務収入	-	-	-		56,207,000	71,379,073	15,172,073	
運用収入	-	118,946,710	118,946,710	利息収入の増	-	119,446,710	119,446,710	
受託収入	-	-	-		-	-	-	
その他収入	597,000	223,404	△373,596	雑益の減	597,000	461,920,498	461,323,498	
計	6,579,900,000	15,332,180,351	8,752,280,351		38,024,943,000	54,167,882,800	16,142,939,800	
支出								
業務経費	85,090,000	28,739,355	△56,350,645	事業実績の減	19,370,778,000	10,085,752,058	△9,285,025,942	
貸付金	-	-	-		6,766,530,000	5,839,501,000	△927,029,000	
出資金	17,020,133,000	15,069,077,227	△1,951,055,773	ファンド出資実績の減	23,818,823,000	18,758,068,466	△5,060,754,534	
受託経費	-	-	-		-	-	-	
借入金等償還	-	-	-		289,935,000	169,894,377	△120,040,623	
一般管理費	10,918,000	4,991,594	△5,926,406	管理経費の減	293,378,000	508,160,458	214,782,458	
その他支出	-	-	-		-	1,576,940,048	1,576,940,048	
計	17,116,141,000	15,102,808,176	△2,013,332,824		50,539,444,000	36,938,316,407	△13,601,127,593	

決算報告書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(一般勘定)

(単位：円)

区分	経営環境変化対応支援業務							
	一般経理				復興特別経理			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
運営費交付金	124,921,682,000	125,594,127,145	672,445,145		298,288,000	298,288,000	-	
その他の補助金等	75,006,000	15,382,218	△59,623,782	補助金事業実績の減	-	-	-	
借入金等	-	-	-		-	-	-	
貸付等回収金	6,261,074,000	281,997,543	△5,979,076,457	高度化貸付に係る回収実績の減	275,657,000	364,898,519	89,241,519	高度化貸付に係る回収実績の増
貸付金利息	-	-	-		-	-	-	
業務収入	917,003,000	960,488,516	43,485,516		-	-	-	
運用収入	-	544,849,311	544,849,311	利息収入の増	-	762,218	762,218	利息収入の増
受託収入	72,110,000	85,478,916	13,368,916	受託収入の増	-	-	-	
その他収入	-	2,700,386,899	2,700,386,899	補助金の返還による増	474,000	491,556	17,556	
計	132,246,875,000	130,182,710,548	△2,064,164,452		574,419,000	664,440,293	90,021,293	
支出								
業務経費	524,918,283,000	194,843,783,080	△330,074,499,920	事業実績の減	792,506,000	326,877,735	△465,628,265	事業実績の減
貸付金	-	-	-		-	-	-	
出資金	50,126,000	44,918,260	△5,207,740	ファンド出資実績の減	-	-	-	
受託経費	72,110,000	234,162,011	162,052,011	受託経費の増	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-		-	-	-	
一般管理費	375,518,000	580,122,719	204,604,719	管理経費の増	8,310,000	14,810,072	6,500,072	管理経費の増
その他支出	-	71,775,033,180	71,775,033,180	補助金(基金型)の一部 国庫納付による増	-	364,898,519	364,898,519	不要財産に係る国庫納付による増
計	525,416,037,000	267,478,019,250	△257,938,017,750		800,816,000	706,586,326	△94,229,674	

区分	経営環境変化対応支援業務			
	合計			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	125,219,970,000	125,892,415,145	672,445,145	
その他の補助金等	75,006,000	15,382,218	△59,623,782	
借入金等	-	-	-	
貸付等回収金	6,536,731,000	646,896,062	△5,889,834,938	
貸付金利息	-	-	-	
業務収入	917,003,000	960,488,516	43,485,516	
運用収入	-	545,611,529	545,611,529	
受託収入	72,110,000	85,478,916	13,368,916	
その他収入	474,000	2,700,878,455	2,700,404,455	
計	132,821,294,000	130,847,150,841	△1,974,143,159	
支出				
業務経費	525,710,789,000	195,170,660,815	△330,540,128,185	
貸付金	-	-	-	
出資金	50,126,000	44,918,260	△5,207,740	
受託経費	72,110,000	234,162,011	162,052,011	
借入金等償還	-	-	-	
一般管理費	383,828,000	594,932,791	211,104,791	
その他支出	-	72,139,931,699	72,139,931,699	
計	526,216,853,000	268,184,605,576	△258,032,247,424	

区分	共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
	収入							
運営費交付金	-	-	-		357,478,514,000	357,478,514,000	-	
その他の補助金等	-	-	-		10,175,006,000	10,115,382,218	△59,623,782	
借入金等	-	-	-		169,295,000	166,797,000	△2,498,000	
貸付等回収金	-	-	-		58,940,152,000	72,885,826,403	13,945,674,403	
貸付金利息	-	-	-		304,231,000	437,312,084	133,081,084	
業務収入	-	-	-		2,191,492,000	2,113,185,932	△78,306,068	
運用収入	894,798,000	4,234,692,560	3,339,894,560	利息収入の増	894,798,000	4,905,831,799	4,011,033,799	
受託収入	-	-	-		72,110,000	85,478,916	13,368,916	
その他収入	134,460,000	136,017,211	1,557,211		135,531,000	3,300,084,980	3,164,553,980	
計	1,029,258,000	4,370,709,771	3,341,451,771		430,361,129,000	451,488,413,332	21,127,284,332	
支出								
業務経費	-	-	-		775,015,725,000	216,347,196,445	△558,668,528,555	
貸付金	-	-	-		6,766,530,000	5,839,501,000	△927,029,000	
出資金	-	-	-		55,516,625,000	40,701,608,825	△14,815,016,175	
受託経費	-	-	-		72,110,000	234,162,011	162,052,011	
借入金等償還	-	-	-		289,935,000	169,894,377	△120,040,623	
一般管理費	-	-	-		1,209,320,000	1,920,428,984	711,108,984	
その他支出	-	-	-		-	73,716,871,747	73,716,871,747	
計	-	-	-		838,870,245,000	338,929,663,389	△499,940,581,611	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相連の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**決算報告書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位：円)

区分	スタートアップ創出・成長支援業務				事業継続・経営体力強化支援業務			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
政府出資金	1,900,000,000	1,900,000,000	-		-	-	-	
業務収入	34,689,000	53,894,898	19,205,898	債務保証料収入の増	10,135,000	-	△10,135,000	債務保証実績なし
計	1,934,689,000	1,953,894,898	19,205,898		10,135,000	-	△10,135,000	
支出								
業務経費	71,264,000	73,309,428	2,045,428		10,225,000	4,534,084	△5,690,916	事業実績の減
代位弁済費	138,927,000	-	△138,927,000	保証履行実績なし	57,032,000	-	△57,032,000	保証履行実績なし
一般管理費	7,844,000	14,171,078	6,327,078	管理部門の経費負担の増	1,201,000	876,461	△324,539	管理部門の経費負担の減
その他支出	-	-	-		-	122,327,032	122,327,032	不要財産に係る国庫納付の増
計	218,035,000	87,480,506	△130,554,494		68,458,000	127,737,577	59,279,577	

区分	共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
政府出資金	-	-	-		1,900,000,000	1,900,000,000	-	
業務収入	-	-	-		44,824,000	53,894,898	9,070,898	
運用収入	74,989,000	110,791,045	35,802,045	利息収入の増	74,989,000	110,791,045	35,802,045	
その他収入	588,000	588,507	507		588,000	588,507	507	
計	75,577,000	111,379,552	35,802,552		2,020,401,000	2,065,274,450	44,873,450	
支出								
業務経費	-	-	-		81,489,000	77,843,512	△3,645,488	
代位弁済費	-	-	-		195,959,000	-	△195,959,000	
一般管理費	-	-	-		9,045,000	15,047,539	6,002,539	
その他支出	-	-	-		-	122,327,032	122,327,032	
計	-	-	-		286,493,000	215,218,083	△71,274,917	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、損益計算書の債務保証料収入額に求償権回収額及び受取配当金を加算した額を記載しております。
- (2) 代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**決算報告書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位：円)

区分	スタートアップ創出・成長支援業務			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
貸付等回収金	4,080,000	4,080,000	-	
貸付金利息	200,000	200,269	269	
業務収入	1,109,995,000	1,062,958,100	△47,036,900	
運用収入	30,205,000	67,935,951	37,730,951	有価証券利息の増
その他収入	3,825,000	5,494,568	1,669,568	雑益の増
計	1,148,305,000	1,140,668,888	△7,636,112	
支出				
業務経費	917,009,000	977,724,533	60,715,533	
一般管理費	27,680,000	37,603,599	9,923,599	管理部門の経費負担の増
計	944,689,000	1,015,328,132	70,639,132	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**決算報告書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位：円)

区分	事業継続・経営体力強化支援業務			
	給付経理			
	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
借入金等	-	-	-	
貸付等回収金	416,426,411,000	449,748,162,858	33,321,751,858	
貸付金利息	693,290,000	1,096,536,773	403,246,773	他経理からの貸付金利息の増
業務収入	865,389,940,000	856,324,125,770	△9,065,814,230	
運用収入	83,969,194,000	89,226,381,712	5,257,187,712	
その他収入	1,810,260,000	2,655,071,280	844,811,280	雑収入の増
他経理より受入	-	-	-	
計	1,368,289,095,000	1,399,050,278,393	30,761,183,393	
支出				
業務経費	606,659,187,000	667,408,402,843	60,749,215,843	事業実績の増
貸付金	449,725,481,000	815,927,657,284	366,202,176,284	他経理への貸付金の増
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
他経理へ繰入	7,310,727,000	15,809,325,177	8,498,598,177	資金融通に伴う他経理への繰入額の増
計	1,063,695,395,000	1,499,145,385,304	435,449,990,304	

区分	事業継続・経営体力強化支援業務			
	融資経理			
	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
借入金等	762,286,509,000	1,147,488,684,952	385,202,175,952	他勘定借入金の精算に伴う他経理からの借入の増
貸付等回収金	410,885,674,000	412,910,274,703	2,024,600,703	
貸付金利息	5,477,750,000	5,896,744,416	418,994,416	貸付実績増に伴う貸付金利息の増
業務収入	-	-	-	
運用収入	-	65,790	65,790	利息収入の増
その他収入	1,475,000	1,633,994	158,994	雑益の増
他経理より受入	-	-	-	
計	1,178,651,408,000	1,566,297,403,855	387,645,995,855	
支出				
業務経費	1,964,442,000	5,461,759,941	3,497,317,941	事業実績の増
貸付金	446,940,000,000	465,934,240,000	18,994,240,000	
借入金等償還	727,686,372,000	1,092,569,151,557	364,882,779,557	他勘定借入金の精算に伴う増
支払利息	2,041,795,000	2,693,209,301	651,414,301	他勘定借入金利息の増
一般管理費	24,411,000	42,394,924	17,983,924	管理経費の増
他経理へ繰入	-	-	-	
計	1,178,657,020,000	1,566,700,755,723	388,043,735,723	

区分	事業継続・経営体力強化支援業務			
	業務等経理			
	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
借入金等	-	-	-	
貸付等回収金	-	-	-	
貸付金利息	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
運用収入	76,080,000	63,150,769	△12,929,231	運用実績の減
その他収入	8,244,000	7,993,394	△250,606	
他経理より受入	7,310,727,000	15,809,325,177	8,498,598,177	資金融通に伴う他経理からの受入額の増
計	7,395,051,000	15,880,469,340	8,485,418,340	
支出				
業務経費	7,012,591,000	15,763,995,624	8,751,404,624	事業実績の増
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	133,162,000	207,934,303	74,772,303	管理経費の増
他経理へ繰入	-	-	-	
計	7,145,753,000	15,971,929,927	8,826,176,927	

**決算報告書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位：円)

区分	事業継続・経営体力強化支援業務			
	調整額			
	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
借入金等	△449,725,481,000	△815,927,657,284	△366,202,176,284	他経理からの借入金等の増
貸付等回収金	△416,426,411,000	△449,748,162,858	△33,321,751,858	
貸付金利息	△693,290,000	△1,096,536,773	△403,246,773	他経理からの貸付金利息の増
業務収入	-	-	-	
運用収入	-	-	-	
その他収入	-	-	-	
他経理より受入	△7,310,727,000	△15,809,325,177	△8,498,598,177	資金融通に伴う他経理からの受入額の増
計	△874,155,909,000	△1,282,581,682,092	△408,425,773,092	
支出				
業務経費	-	-	-	
貸付金	△449,725,481,000	△815,927,657,284	△366,202,176,284	他経理への貸付金の増
借入金等償還	△416,426,411,000	△449,748,162,858	△33,321,751,858	
支払利息	△693,290,000	△1,096,536,773	△403,246,773	他経理への借入金利息の増
一般管理費	-	-	-	
他経理へ繰入	△7,310,727,000	△15,809,325,177	△8,498,598,177	資金融通に伴う他経理への繰入額の増
計	△874,155,909,000	△1,282,581,682,092	△408,425,773,092	

区分	事業継続・経営体力強化支援業務			
	合 計			
	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
借入金等	312,561,028,000	331,561,027,668	18,999,999,668	他勘定からの借入の増
貸付等回収金	410,885,674,000	412,910,274,703	2,024,600,703	
貸付金利息	5,477,750,000	5,896,744,416	418,994,416	
業務収入	865,389,940,000	856,324,125,770	△9,065,814,230	
運用収入	84,045,274,000	89,289,598,271	5,244,324,271	
その他収入	1,819,979,000	2,664,698,668	844,719,668	雑収入の増
他経理より受入	-	-	-	
計	1,680,179,645,000	1,698,646,469,496	18,466,824,496	
支出				
業務経費	615,636,220,000	688,634,158,408	72,997,938,408	事業実績の増
貸付金	446,940,000,000	465,934,240,000	18,994,240,000	
借入金等償還	311,259,961,000	642,820,988,699	331,561,027,699	他勘定借入金の精算に伴う増
支払利息	1,348,505,000	1,596,672,528	248,167,528	他勘定借入金利息の増
一般管理費	157,573,000	250,329,227	92,756,227	管理経費の増
他経理へ繰入	-	-	-	
計	1,375,342,259,000	1,799,236,388,862	423,894,129,862	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**決算報告書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位：円)

区分	事業継続・経営体力強化支援業務			
	基金経理			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	-	-	-	
貸付等回収金	395,441,160,000	731,711,266,213	336,270,106,213	他勘定への貸付金精算による増
貸付金利息	2,119,877,000	2,418,187,933	298,310,933	貸付金利息の増
業務収入	441,655,394,000	413,657,395,170	△27,997,998,830	
運用収入	8,531,083,000	13,746,491,248	5,215,408,248	利息収入の増
その他収入	83,743,000	113,620,616	29,877,616	雑収入の増
他経理より受入	-	-	-	
計	847,831,257,000	1,161,646,961,180	313,815,704,180	
支出				
業務経費	236,625,641,000	199,528,571,155	△37,097,069,845	解約手当金の減
貸付金	100,618,299,000	113,984,550,000	13,366,251,000	貸付実績の増
他勘定貸付金	312,561,028,000	331,561,027,668	18,999,999,668	
一般管理費	-	-	-	
他経理へ繰入	8,706,592,000	11,854,701,868	3,148,109,868	資金融通に伴う他経理への繰入額の増
計	658,511,560,000	656,928,850,691	△1,582,709,309	

区分	事業継続・経営体力強化支援業務			
	業務等経理			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	1,250,682,000	1,250,682,000	-	
貸付等回収金	-	-	-	
貸付金利息	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
運用収入	251,653,000	302,814,498	51,161,498	利息収入の増
その他収入	6,242,000	6,174,002	△67,998	
他経理より受入	8,706,592,000	11,854,701,868	3,148,109,868	資金融通に伴う他経理からの受入額の増
計	10,215,169,000	13,414,372,368	3,199,203,368	
支出				
業務経費	10,092,680,000	13,264,411,844	3,171,731,844	事業実績の増
貸付金	-	-	-	
他勘定貸付金	-	-	-	
一般管理費	97,209,000	158,292,457	61,083,457	管理経費の増
他経理へ繰入	-	-	-	
計	10,189,889,000	13,422,704,301	3,232,815,301	

**決算報告書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位：円)

区分	事業継続・経営体力強化支援業務			
	調整額			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	-	-	-	
貸付等回収金	-	-	-	
貸付金利息	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
運用収入	-	-	-	
その他収入	-	-	-	
他経理より受入	△8,706,592,000	△11,854,701,868	△3,148,109,868	資金融通に伴う他経理からの受入額の増
計	△8,706,592,000	△11,854,701,868	△3,148,109,868	
支出				
業務経費	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
他勘定貸付金	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
他経理へ繰入	△8,706,592,000	△11,854,701,868	△3,148,109,868	資金融通に伴う他経理への繰入額の増
計	△8,706,592,000	△11,854,701,868	△3,148,109,868	

区分	事業継続・経営体力強化支援業務			
	合計			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	1,250,682,000	1,250,682,000	-	
貸付等回収金	395,441,160,000	731,711,266,213	336,270,106,213	他勘定への貸付金精算による増
貸付金利息	2,119,877,000	2,418,187,933	298,310,933	貸付金利息の増
業務収入	441,655,394,000	413,657,395,170	△27,997,998,830	
運用収入	8,782,736,000	14,049,305,746	5,266,569,746	利息収入の増
その他収入	89,985,000	119,794,618	29,809,618	雑収入の増
他経理より受入	-	-	-	
計	849,339,834,000	1,163,206,631,680	313,866,797,680	
支出				
業務経費	246,718,321,000	212,792,982,999	△33,925,338,001	解約手当金の減
貸付金	100,618,299,000	113,984,550,000	13,366,251,000	貸付実績の増
他勘定貸付金	312,561,028,000	331,561,027,668	18,999,999,668	
一般管理費	97,209,000	158,292,457	61,083,457	管理経費の増
他経理へ繰入	-	-	-	
計	659,994,857,000	658,496,853,124	△1,498,003,876	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**決算報告書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位：円)

区分	事業継続・経営体力強化支援業務			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
業務収入	7,020,000	7,020,000	-	
運用収入	9,110,000	9,458,510	348,510	
その他収入	26,000	35,667	9,667	雑益の増
計	16,156,000	16,514,177	358,177	
支出				
業務経費	7,190,000	7,196,460	6,460	
一般管理費	450,000	1,048,409	598,409	管理部門の経費負担の増
計	7,640,000	8,244,869	604,869	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

損益計算書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

経常費用

地域牽引・成長志向中小企業支援業務費

助成金	1,933,453,978	
役員給	10,501,081	
給与賞与諸手当	731,339,585	
法定福利費	118,904,602	
賞与引当金繰入額	74,918,547	
退職給付費用	△ 67,348,537	
減価償却費	3,836,794	
業務委託費・報酬費	514,810,799	
諸謝金	1,091,906,700	
その他地域牽引・成長志向中小企業支援業務費	<u>363,061,174</u>	4,775,384,723

新市場開拓支援業務費

役員給	7,316,668	
給与賞与諸手当	555,287,135	
法定福利費	93,923,614	
賞与引当金繰入額	58,766,669	
退職給付費用	△ 51,107,693	
減価償却費	95,402,154	
業務委託費・報酬費	1,096,153,234	
諸謝金	591,950,390	
その他新市場開拓支援業務費	<u>324,459,322</u>	2,772,151,493

スタートアップ創出・成長支援業務費

不動産賃貸事業原価	1,497,181,085	
保証債務損失引当金繰入	1,009,253,781	
役員給	7,132,961	
給与賞与諸手当	530,338,735	
法定福利費	88,638,861	
賞与引当金繰入額	54,980,500	
退職給付費用	△ 48,675,781	
減価償却費	83,995,189	
諸謝金	372,231,567	
その他スタートアップ創出・成長支援業務費	<u>518,619,345</u>	4,113,696,243

事業継続・経営体力強化支援業務費（事業承継等）

国庫返還金	16,495,482	
関係会社株式評価損	214,952,826	
役員給	15,922,901	
給与賞与諸手当	1,153,770,287	
法定福利費	197,010,736	
賞与引当金繰入額	123,575,301	
退職給付費用	△ 113,293,575	
減価償却費	358,651,033	
業務委託費・報酬費	6,041,582,729	
諸謝金	764,994,878	
その他事業継続・経営体力強化支援業務費（事業承継等）	<u>882,334,411</u>	9,655,997,009

## 損益計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

## 事業継続・経営体力強化支援業務費（共済）

共済金	616,217,775,024	
解約手当金	235,669,035,622	
責任準備金繰入	408,967,207,061	
貸倒引当金繰入	115,475,141	
倒産防止共済基金繰入	214,004,292,700	
役員給	10,747,967	
給与賞与諸手当	951,151,633	
法定福利費	199,346,219	
賞与引当金繰入額	87,075,386	
退職給付費用	△ 74,952,335	
減価償却費	560,590,620	
その他事業継続・経営体力強化支援業務費（共済）	38,495,442,631	1,515,203,187,669

## 経営環境変化対応支援業務費

助成金	192,236,626,345	
利子補給金	13,667,991,455	
国庫返還金	1,841,255,592	
貸倒引当金繰入	23,370,961	
役員給	17,680,295	
給与賞与諸手当	1,397,487,561	
法定福利費	256,350,145	
賞与引当金繰入額	142,885,796	
退職給付費用	△ 131,523,395	
減価償却費	207,199,621	
業務委託費・報酬費	26,541,910,189	
その他経営環境変化対応支援業務費	2,191,522,528	238,392,757,093

## 一般管理費

役員給	105,808,676	
給与賞与諸手当	1,447,363,904	
嘱託・臨時職員給与	337,864,034	
法定福利費	347,369,846	
賞与引当金繰入額	182,933,640	
退職給付費用	△ 145,775,099	
減価償却費	358,842,747	
業務委託費・報酬費	1,057,475,921	
賃借料	1,065,810,241	
保守修繕費	544,627,633	
その他一般管理費	770,075,271	6,072,396,814

## 財務費用

支払利息	14,065,187	14,065,187
------	------------	------------

## 経常費用合計

1,780,999,636,231

**損益計算書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

経常収益		
運営費交付金収益	(注)	86,452,424,167
資産見返運営費交付金戻入	(注)	290,148,581
資産見返補助金等戻入	(注)	80,714,093
補助金等収益	(注)	166,991,244,651
貸付金利息収入		7,203,090,668
出資金収益		8,972,286,474
指導研修事業収入		
大学校関係事業収入	963,428,516	
その他指導研修事業収入	77,886,450	1,041,314,966
不動産関係事業収入		
不動産販売事業収入	846,796	
不動産賃貸事業収入	1,899,644,149	
用地管理収入	1,166,398	1,901,657,343
受託収入		
国又は地方公共団体からの受託収入	25,701,366	
その他からの受託収入	59,777,550	85,478,916
債務保証料収入		47,628,902
共済事業掛金等収入		1,269,981,520,940
資産運用収入		342,716,254,695
雑収入		2,767,690,178
財源措置予定額収益	(注)	315,956,686
支払備金戻入益		786,101,826
賞与引当金見返に係る収益	(注)	507,447,439
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	△ 577,542,662
財務収益		
受取利息	4,369,386,314	
有価証券利息	1,079,581,548	5,448,967,862
雑益		1,667,396,644
経常収益合計		1,896,679,782,369
経常利益		115,680,146,138
臨時損失		
国庫納付金		18,937,932,652
固定資産除却損		3,873,198
完済手当金準備基金繰入		7,982,160,357
臨時損失合計		26,923,966,207
臨時利益		
関係会社株式評価損戻入益		97,437,294
貸倒引当金戻入益		1,347,380,274
償却債権取立益		491,870,025
臨時利益合計		1,936,687,593
税引前当期純利益		90,692,867,524
法人税、住民税及び事業税		44,510,000
当期純利益		90,648,357,524
前中期目標期間繰越積立金取崩額	(注)	21,627,616,647
当期総利益		112,275,974,171

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

**損益計算書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

経常費用

地域牽引・成長志向中小企業支援業務費

助成金	1,933,453,978	
役員給	10,501,081	
給与賞与諸手当	731,339,585	
法定福利費	118,904,602	
賞与引当金繰入額	74,918,547	
退職給付費用	△67,348,537	
減価償却費	3,836,794	
業務委託費・報酬費	514,810,799	
諸謝金	1,091,906,700	
その他地域牽引・成長志向中小企業支援業務費	<u>363,061,174</u>	4,775,384,723

新市場開拓支援業務費

役員給	7,316,668	
給与賞与諸手当	555,287,135	
法定福利費	93,923,614	
賞与引当金繰入額	58,766,669	
退職給付費用	△51,107,693	
減価償却費	95,402,154	
業務委託費・報酬費	1,096,153,234	
諸謝金	591,950,390	
その他新市場開拓支援業務費	<u>324,459,322</u>	2,772,151,493

スタートアップ創出・成長支援業務費

不動産賃貸事業原価	792,541,155	
役員給	5,668,701	
給与賞与諸手当	418,565,651	
法定福利費	68,505,230	
賞与引当金繰入額	43,679,282	
退職給付費用	△38,624,597	
減価償却費	83,995,189	
業務委託費・報酬費	168,753,587	
諸謝金	372,174,167	
その他スタートアップ創出・成長支援業務費	<u>258,282,005</u>	2,173,540,370

事業継続・経営体力強化支援業務費

国庫返還金	16,495,482	
関係会社株式評価損	214,952,826	
役員給	15,864,462	
給与賞与諸手当	1,149,240,774	
法定福利費	196,352,560	
賞与引当金繰入額	123,109,742	
退職給付費用	△112,881,839	
減価償却費	358,651,033	
業務委託費・報酬費	6,039,709,704	
諸謝金	764,994,878	
その他事業継続・経営体力強化支援業務費	<u>881,050,258</u>	9,647,539,880

経営環境変化対応支援業務費

助成金	192,236,626,345	
利子補給金	13,667,991,455	
国庫返還金	1,841,255,592	
貸倒引当金繰入	23,370,961	
役員給	17,680,295	
給与賞与諸手当	1,397,487,561	
法定福利費	256,350,145	
賞与引当金繰入額	142,885,796	
退職給付費用	△131,523,395	
減価償却費	207,199,621	
業務委託費・報酬費	26,541,910,189	
その他経営環境変化対応支援業務費	<u>2,191,522,528</u>	238,392,757,093

**損益計算書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

一般管理費			
役員給	86,850,569		
給与賞与諸手当	1,201,082,563		
嘱託・臨時職員給与	281,220,642		
法定福利費	286,371,795		
賞与引当金繰入額	150,929,352		
退職給付費用	△120,832,038		
減価償却費	358,842,747		
業務委託費・報酬費	873,800,747		
賃借料	907,785,158		
保守修繕費	440,454,004		
その他一般管理費	635,147,310	5,101,652,849	
財務費用			
支払利息	3,660,119	3,660,119	
経常費用合計			262,866,686,527
経常収益			
運営費交付金収益	(注)	85,584,760,274	
資産見返運営費交付金戻入	(注)	283,839,050	
資産見返補助金等戻入	(注)	80,703,008	
補助金等収益	(注)	166,991,244,651	
貸付金利息収入		437,312,084	
出資金収益		8,972,286,474	
指導研修事業収入			
大学校関係事業収入	963,428,516		
その他指導研修事業収入	77,886,450	1,041,314,966	
不動産関係事業収入			
不動産賃貸事業収入	973,481,633		
用地管理収入	1,166,398	974,648,031	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	25,701,366		
その他からの受託収入	59,777,550	85,478,916	
資産運用収入		6,581,000	
賞与引当金見返に係る収益	(注)	468,875,822	
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	△536,129,931	
財務収益			
受取利息	4,308,766,138		
有価証券利息	587,785,161	4,896,551,299	
雑益		1,707,397,580	
経常収益合計			270,994,863,224
経常利益			8,128,176,697
臨時損失			
国庫納付金		18,937,932,652	
固定資産除却損		1,464,947	
臨時損失合計			18,939,397,599
臨時利益			
関係会社株式評価損戻入益		79,895,925	
貸倒引当金戻入益		1,337,312,131	
償却債権取立益		490,868,307	
臨時利益合計			1,908,076,363
税引前当期純損失			8,903,144,539
法人税、住民税及び事業税			40,163,065
当期純損失			8,943,307,604
前中期目標期間繰越積立金取崩額	(注)		21,426,346,693
当期総利益			12,483,039,089

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

経常費用

スタートアップ創出・成長支援業務費

保証債務損失引当金繰入	1,009,253,781	
役員給	367,407	
給与賞与諸手当	32,583,737	
法定福利費	4,959,809	
賞与引当金繰入額	2,933,654	
退職給付費用	△ 2,857,147	
その他スタートアップ創出・成長支援業務費	10,948,602	1,058,189,843

事業継続・経営体力強化支援業務費

役員給	20,238	
給与賞与諸手当	2,010,851	
嘱託・臨時職員給与	205,035	
法定福利費	307,474	
賞与引当金繰入額	180,223	
退職給付費用	△ 149,658	
賃借料	348,002	
その他事業継続・経営体力強化支援業務費	121,137	3,043,302

一般管理費

役員給	597,705	
給与賞与諸手当	7,130,526	
嘱託・臨時職員給与	1,878,625	
法定福利費	1,860,745	
賞与引当金繰入額	952,453	
退職給付費用	△ 786,127	
業務委託費・報酬費	5,629,096	
賃借料	4,040,545	
保守修繕費	3,376,760	
消耗品費・備品費	1,692,298	
雑費	2,425,949	
その他一般管理費	2,106,117	30,904,692

経常費用合計

1,092,137,837

経常収益

債務保証料収入		47,628,902
資産運用収入		3,669,000
財務収益		
受取利息	11,324,737	
有価証券利息	99,466,308	110,791,045
雑益		588,507

経常収益合計

162,677,454

経常損失

929,460,383

臨時利益

貸倒引当金戻入益		2,596,996
臨時利益合計		2,596,996

税引前当期純損失

926,863,387

法人税、住民税及び事業税

25,080

当期純損失

926,888,467

当期総損失

926,888,467

損益計算書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

経常費用

スタートアップ創出・成長支援業務費

不動産賃貸事業原価	704,639,930	
役員給	1,096,853	
給与賞与諸手当	79,189,347	
法定福利費	15,173,822	
賞与引当金繰入額	8,367,564	
退職給付費用	△ 7,194,037	
その他スタートアップ創出・成長支援業務費	80,692,551	881,966,030

一般管理費

役員給	1,694,611	
給与賞与諸手当	25,611,622	
法定福利費	5,731,428	
賞与引当金繰入額	3,223,720	
退職給付費用	△ 2,551,457	
業務委託費・報酬費	17,753,597	
賃借料	20,290,342	
保守修繕費	8,720,246	
雑費	5,940,863	
その他一般管理費	17,443,532	103,858,504

経常費用合計

985,824,534

経常収益

貸付金利息収入		200,269
不動産関係事業収入		
不動産販売事業収入	846,796	
不動産賃貸事業収入	926,162,516	927,009,312
資産運用収入		1,800,000
財務収益		
受取利息	3,233,410	
有価証券利息	62,902,541	66,135,951

雑益

5,509,074

経常収益合計

1,000,654,606

経常利益

14,830,072

臨時損失

固定資産除却損		2,408,251
臨時損失合計		2,408,251

臨時利益

関係会社株式評価損戻入益		13,604,899
貸倒引当金戻入益		7,471,147
臨時利益合計		21,076,046

税引前当期純利益

33,497,867

法人税、住民税及び事業税

1,931,004

当期純利益

31,566,863

当期総利益

31,566,863

損益計算書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

経常費用

事業継続・経営体力強化支援業務費

共済金	616,217,775,024	
責任準備金繰入	408,967,207,061	
役員給	6,605,631	
給与賞与諸手当	577,859,279	
法定福利費	111,045,566	
賞与引当金繰入額	53,305,980	
退職給付費用	△46,511,098	
減価償却費	450,233,576	
その他事業継続・経営体力強化支援業務費	<u>67,285,217,927</u>	1,093,622,738,946

一般管理費

役員給	10,207,099	
給与賞与諸手当	135,001,848	
嘱託・臨時職員給与	30,684,210	
法定福利費	33,267,532	
賞与引当金繰入額	17,484,908	
退職給付費用	△13,851,069	
業務委託費・報酬費	100,528,438	
賃借料	88,877,674	
保守修繕費	56,649,965	
消耗品・備品費	28,339,793	
雑費	39,948,976	
その他一般管理費	<u>37,914,751</u>	565,054,125

財務費用

支払利息	<u>7,901,052</u>	7,901,052
------	------------------	-----------

経常費用合計

1,094,195,694,123

経常収益

資産見返運営費交付金戻入	(注)	4,443,003
資産見返補助金等戻入	(注)	11,085
貸付金利息収入		5,896,744,416
共済事業掛金等収入		856,324,125,770
資産運用収入		328,950,693,447
雑収入		2,655,071,280
支払備金戻入益		786,101,826
財務収益		
受取利息	27,920,911	
有価証券利息	<u>35,295,648</u>	63,216,559

雑益

9,627,388

経常収益合計

1,194,690,034,774

経常利益

100,494,340,651

税引前当期純利益

100,494,340,651

法人税、住民税及び事業税

1,944,656

当期純利益

100,492,395,995

前中期目標期間繰越積立金取崩額

(注)

182,884,372

当期総利益

100,675,280,367

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

経常費用			
事業継続・経営体力強化支援業務費			
解約手当金	197,501,209,998		
貸倒引当金繰入	115,475,141		
倒産防止共済基金繰入	214,004,292,700		
役員給	4,142,336		
給与賞与諸手当	373,292,354		
法定福利費	88,300,653		
賞与引当金繰入額	33,769,406		
退職給付費用	△ 28,441,237		
減価償却費	110,357,044		
その他事業継続・経営体力強化支援業務費	10,927,404,362	423,129,802,757	
一般管理費			
役員給	6,400,543		
給与賞与諸手当	77,976,010		
嘱託・臨時職員給与	19,497,851		
法定福利費	19,998,964		
賞与引当金繰入額	10,270,777		
退職給付費用	△ 7,700,145		
業務委託費・報酬費	59,422,885		
賃借料	44,571,641		
保守修繕費	35,222,006		
消耗品・備品費	17,645,279		
雑費	25,185,158		
その他一般管理費	22,295,600	330,786,569	
財務費用			
支払利息	2,504,016	2,504,016	
経常費用合計			423,463,093,342
経常収益			
運営費交付金収益	(注)	867,663,893	
資産見返運営費交付金戻入	(注)	1,866,528	
貸付金利息収入		2,418,187,933	
共済事業掛金等収入		413,657,395,170	
資産運用収入		13,746,491,248	
雑収入		112,618,898	
財源措置予定額収益	(注)	315,956,686	
賞与引当金見返に係る収益	(注)	38,571,617	
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	△ 41,412,731	
財務収益			
受取利息	17,792,608		
有価証券利息	285,021,890	302,814,498	
雑益		6,157,334	
経常収益合計			431,426,311,074
経常利益			7,963,217,732
臨時損失			
完済手当金準備基金繰入		7,982,160,357	
臨時損失合計			7,982,160,357
臨時利益			
償却債権取立益		1,001,718	
臨時利益合計			1,001,718
税引前当期純損失			17,940,907
法人税、住民税及び事業税			444,675
当期純損失			18,385,582
前中期目標期間繰越積立金取崩額	(注)		18,385,582
当期総利益			-

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

経常費用			
事業継続・経営体力強化支援業務費			
役員給	38,201		
給与賞与諸手当	2,518,662		
法定福利費	350,702		
賞与引当金繰入額	285,336		
退職給付費用	△ 262,078		
業務委託費・報酬費	1,779,664		
賃借料	454,244		
その他事業継続・経営体力強化支援業務費	249,096	5,413,827	
一般管理費			
役員給	58,149		
給与賞与諸手当	561,335		
嘱託・臨時職員給与	113,856		
法定福利費	139,382		
賞与引当金繰入額	72,430		
退職給付費用	△ 54,263		
業務委託費・報酬費	341,158		
賃借料	244,881		
保守修繕費	204,652		
雑費	147,194		
その他一般管理費	230,207	2,058,981	
経常費用合計			7,472,808
経常収益			
資産運用収入		7,020,000	
財務収益			
受取利息	348,510		
有価証券利息	9,110,000	9,458,510	
雑益		35,667	
経常収益合計			16,514,177
経常利益			9,041,369
臨時利益			
関係会社株式評価損戻入益		3,936,470	
臨時利益合計			3,936,470
税引前当期純利益			12,977,839
法人税、住民税及び事業税			1,520
当期純利益			12,976,319
当期総利益			12,976,319

**行政コスト計算書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

<b>I 損益計算書上の費用</b>		
地域牽引・成長志向中小企業支援業務費	4,775,384,723	
新市場開拓支援業務費	2,772,151,493	
スタートアップ創出・成長支援業務費	4,113,696,243	
事業継続・経営体力強化支援業務費（事業承継等）	9,655,997,009	
事業継続・経営体力強化支援業務費（共済）	1,515,203,187,669	
経営環境変化対応支援業務費	238,392,757,093	
一般管理費	6,072,396,814	
財務費用	14,065,187	
臨時損失	18,941,805,850	
法人税、住民税及び事業税	44,510,000	
損益計算書上の費用合計	1,799,985,952,081	
<b>II その他行政コスト</b>		
減価償却相当額 (注)	327,260,755	
除売却差額相当額 (注)	1	
その他行政コスト合計	327,260,756	
<b>III 行政コスト</b>		1,800,313,212,837

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書		
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)		
I 損益計算書上の費用		
地域牽引・成長志向中小企業支援業務費	4,775,384,723	
新市場開拓支援業務費	2,772,151,493	
スタートアップ創出・成長支援業務費	2,173,540,370	
事業継続・経営体力強化支援業務費	9,647,539,880	
経営環境変化対応支援業務費	238,392,757,093	
一般管理費	5,101,652,849	
財務費用	3,660,119	
臨時損失	18,939,397,599	
法人税、住民税及び事業税	40,163,065	
損益計算書上の費用合計		281,846,247,191
II その他行政コスト		
減価償却相当額 (注)	324,823,500	
除売却差額相当額 (注)	1	
その他行政コスト合計		324,823,501
III 行政コスト		282,171,070,692

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I 損益計算書上の費用		
スタートアップ創出・成長支援業務費	1,058,189,843	
事業継続・経営体力強化支援業務費	3,043,302	
一般管理費	30,904,692	
法人税、住民税及び事業税	25,080	
損益計算書上の費用合計	<u>1,092,162,917</u>	<u>1,092,162,917</u>
II 行政コスト		<u><u>1,092,162,917</u></u>

行政コスト計算書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I	損益計算書上の費用		
	スタートアップ創出・成長支援業務費	881,966,030	
	一般管理費	103,858,504	
	臨時損失	2,408,251	
	法人税、住民税及び事業税	1,931,004	
	損益計算書上の費用合計		990,163,789
II	行政コスト		<u>990,163,789</u>

行政コスト計算書		
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)		
I	損益計算書上の費用	
	事業継続・経営体力強化支援業務費	1,093,622,738,946
	一般管理費	565,054,125
	財務費用	7,901,052
	法人税、住民税及び事業税	1,944,656
	損益計算書上の費用合計	<u>1,094,197,638,779</u>
II	その他行政コスト	
	減価償却相当額 (注)	149,069
	その他行政コスト合計	<u>149,069</u>
III	行政コスト	<u><u>1,094,197,787,848</u></u>

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書		
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)		
I	損益計算書上の費用	
	事業継続・経営体力強化支援業務費	423,129,802,757
	一般管理費	330,786,569
	財務費用	2,504,016
	法人税、住民税及び事業税	444,675
	損益計算書上の費用合計	<u>423,463,538,017</u>
II	その他行政コスト	
	減価償却相当額 (注)	2,288,186
	その他行政コスト合計	<u>2,288,186</u>
III	行政コスト	<u><u>423,465,826,203</u></u>

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I	損益計算書上の費用		
	事業継続・経営体力強化支援業務費	5,413,827	
	一般管理費	2,058,981	
	法人税、住民税及び事業税	1,520	
	損益計算書上の費用合計	<u>7,474,328</u>	<u>7,474,328</u>
II	行政コスト		<u><u>7,474,328</u></u>

# 目的積立金等の状況

## 【一般勘定】

(単位:百万円、%)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)	令和6年度末 (初年度)	令和7年度末
前期中(長)期目標期間繰越積立金	15,034	14,667	14,328	13,902	31,551	10,125
目的積立金	-	-	-	-	-	-
積立金	5,370	38,723	44,520	53,358	-	5,058
うち経営努力認定相当額						
その他の積立金等	-	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	705,375	676,059	702,884	-	336,593	607,661
当期の運営費交付金交付額(a)	426,289	215,743	216,299	16,697	360,925	357,479
うち年度末残高(b)	705,375	676,059	702,884	-	336,593	607,661
当期運営費交付金残存率(b÷a)	165.5%	313.4%	325.0%	0%	93.3%	170.0%

## 【産業基盤整備勘定】

(単位:百万円、%)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)	令和6年度末 (初年度)	令和7年度末
前期中(長)期目標期間繰越積立金	604	491	294	221	0	0
目的積立金	-	-	-	-	-	-
積立金	30	65	66	80	-	-
うち経営努力認定相当額						
その他の積立金等	-	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	-	-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額(a)	-	-	-	-	-	-
うち年度末残高(b)	-	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率(b÷a)	-	-	-	-	-	-

## 【小規模企業共済勘定】

(単位:百万円、%)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)	令和6年度末 (初年度)	令和7年度末
前期中(長)期目標期間繰越積立金	147,055	147,038	29,959	29,959	598,363	598,180
目的積立金	-	-	-	-	-	-
積立金	869	420,590	432,857	433,084	-	549
うち経営努力認定相当額						
その他の積立金等	-	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	-	-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額(a)	2,431	1,823	1,215	608	-	-
うち年度末残高(b)	-	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0%	0%	0%	0%	-	-

## 【中小企業倒産防止勘定】

(単位:百万円、%)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)	令和6年度末 (初年度)	令和7年度末
前期中(長)期目標期間繰越積立金	271	59	23	-	18	-
目的積立金	-	-	-	-	-	-
積立金	77	528	389	265	-	-
うち経営努力認定相当額						
その他の積立金等	-	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	-	-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額(a)	1,306	1,318	1,280	1,249	1,256	1,251
うち年度末残高(b)	-	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(注1)「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」(平成30年3月30日総務省行政管理局)に基づく目的積立金等の状況を示す資料である。

(注2)施設整備等勘定及び出資承継勘定については該当しないため記載していない。

項目別調書NO	対応する中期目標	対応する中期計画	対応する年度計画
<p>I-1 地域牽引・成長志向の中小企業への支援</p>	<p><b>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>                      機構は、成長志向の中小企業等やスタートアップに対して、積極的な直接支援及び支援機関等と連携した支援等を実施し、中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出を後押しする。加えて、支援機関等への支援により全国の中小企業等に対して効果的・効率的に支援を行き届かせ、事業承継や事業継続の推進、経営体力強化に貢献する。さらに、中小企業等を取り巻く経営環境変化への対応、経営基盤強化、緊急時への対応などを図れるよう適切な支援を行うことが重要である。</p>	<p><b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>                      機構は、成長志向の中小企業等やスタートアップに対して、積極的な直接支援及び支援機関等と連携した支援等を実施し、中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出を後押しする。加えて、支援機関等への支援により全国の中小企業等に対して効果的・効率的に支援を行き届かせ、事業承継や事業継続の推進、経営体力強化を推進する。さらに、中小企業等を取り巻く経営環境変化への対応、経営基盤強化、緊急時への対応などが図れるよう適切な支援を実施する。                      具体的には、以下の取組を実施する。</p>	<p><b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>                      第5期中期目標・中期計画をうけて、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）は、地方公共団体、地域の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関、その他士業等専門家（以下、「支援機関等」という。）と連携し、①地域牽引・成長志向の中小企業への支援、②企業の成長段階に応じた新市場開拓支援、③スタートアップの創出・成長への支援、④事業継続・経営体力強化への支援、⑤経営環境変化対応への支援の5つの柱に据え業務を実施する。                      具体的には、令和7年度においては以下の取組を実施する。</p>
	<p><b>1. 地域牽引・成長志向の中小企業への支援業務</b>                      (1) 成長を促す一貫した支援                      地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等は、外需獲得や投資の拡大、賃上げに貢献するなど、地域社会のみならず我が国経済の発展をもたらす重要な存在であり、こうした中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出に向け、重点的な支援を推進する。</p>	<p><b>1. 地域牽引・成長志向の中小企業への支援</b>                      (1) 成長を促す一貫した支援                      地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等は、外需獲得や投資の拡大により、賃上げ等を可能にする持続的な利益の創出に貢献することから、こうした中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出に向けた相談・助言から、個々の経営課題やニーズに応じたハンズオンによる一貫した支援を行う。また、成長意欲の高い中小企業を発掘し支援するにあたっては、経営者との対話と傾聴を通じて本質的な課題設定を重視するとともに、必要に応じて支援機関等と連携して実施する。                      令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、成長志向の中小企業による飛躍的成長を実現するため、中小企業生産性革命推進事業において、大胆な設備投資を支援するとともに、中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等に活用する。                      令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。                      令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和</p>	<p><b>1. 地域牽引・成長志向の中小企業への支援</b>                      (1) 成長を促す一貫した支援                      ・地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等に対して、専門家による相談助言やハンズオン支援により、成長・挑戦への支援を推進する。具体的には、新事業展開や成長分野への参入、事業再構築など新たな取組に挑戦する成長意欲が高い企業や研究開発・技術の高度化に取り組む企業等に対して、事前ヒアリングや調査を実施し本質的な課題を設定の上、ハンズオン支援や機構内外の他の施策と連携して支援を実施する。                      ・さらに、地域経済に大きなインパクトを与える売上高100億円の達成を目指す中小企業に対しその実現に向け総合的に支援する。具体的には、中小企業庁と連携の下、「100億宣言」の運営・管理を通じた機運醸成、経営者・経営幹部ネットワーク形成に加え、中長期的な伴走支援を実施し、重点的なハンズオン支援等、機構のあらゆる支援施策で成長段階に応じた様々な経営課題に対応する支援を実施する。                      ・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、成長志向の中小企業による飛躍的成長を実現するため、中小企業生産性革命推進事業において、大胆な設備投資を支援するとともに、中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要</p>

		<p>7年11月21日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、成長志向の中小企業に対する大胆な設備投資を支援するとともに、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する重点的な支援をはじめとした総合的なソフト支援に活用する。</p> <p>令和7年度補正予算(第1号)により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	<p>な基盤整備等に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、成長志向の中小企業に対する大胆な設備投資を支援するとともに、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する重点的な支援をはじめとした総合的なソフト支援に活用する。</li> </ul>
	<p>(2) 多様な経営課題への対応</p> <p>中小企業等が直面する多様な経営課題に対し、中小企業支援の経験豊富な専門家等を活用した仕組みによる効果的・効率的な相談・助言等の支援を提供する。</p>	<p>(2) 多様な経営課題への対応</p> <p>中小企業等が直面する経営課題は成長分野への参入、生産性向上、事業再構築、IT化、販路開拓、ものづくりの高度化等、多様化しているため、機構のネットワークを活用し、各課題に即した専門家による相談・助言などを複合的に組み合わせて実効性の高い支援を行う。</p>	<p>(2) 多様な経営課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成長分野への参入、生産性向上、事業再構築、IT化、販路開拓、ものづくりの高度化等、中小企業等の多様な経営課題に対し、対面又はWebにて専門家による相談・助言を行う。また、相談内容に応じて各地域の支援機関等への橋渡しや機構の支援策を複合的に組み合わせて、解決に向けた実効性の高い支援を実施する。</li> </ul>
	<p>(定量指標)</p> <p>指標1-1: ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数(ハンズオン支援に至らない事業者も含む)5,000社以上</p> <p>指標1-2: ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」(*)の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る(アウトカム指標)【重要度高】 【困難度高】</p> <p>※「付加価値額」=営業利益+人件費+減価償却費</p>	<p>(定量指標)</p> <p>指標1-1: ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数(ハンズオン支援に至らない事業者も含む)5,000社以上</p> <p>指標1-2: ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」(*)の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る(アウトカム指標)【重要度高】 【困難度高】</p> <p>※「付加価値額」=営業利益+人件費+減価償却費</p>	<p>○指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数(ハンズオン支援に至らない事業者も含む): 1,000社以上</li> <li>支援の派遣開始から2年経過後の「売上高」または「付加価値額」(*)の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る</li> </ul> <p>※「付加価値額」=営業利益+人件費+減価償却費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営アドバイス等の相談・助言利用者の「役立ち度」が5段階評価において上位2段階の評価を得る割合: 70%以上</li> </ul>
	<p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>指標1-1: ハンズオン支援の実施においては、経営者との対話と傾聴を通じて本質的課題を設定する「課題設定」の段階から支援を開始することが重要であり、そのプロセスが企業の主体的な課題解決への取組や事業成果へと繋がる。また、経営者の意欲や課題解決の実現可能性等を見極めることも必要なため、ハンズオン支援に向けた事前ヒアリングや調査を実施した事業者数を指標とする。なお、水準感については、伴走型の支援手法を丁寧にかつ広く普及していく必要があることから、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、これまでのハンズオン支援事業や4年度から開始した事業再構築相談助言事業を踏まえて推計</p>		

	<p>した4年度の実績値を基準として、指標を設定する。</p> <p>指標1-2：前期においてハンズオン支援の目標が中小企業実態基本調査のデータと比較して1割以上上回ると設定していたこと等から、今期は、より高度な伴走型の支援を実施していくことを踏まえ、より成長度合いを高めることを目標とし、前期よりも高い指標を設定する。</p>		
	<p>&lt;重要度高・困難度高の設定理由&gt;</p> <p>指標1-2</p> <p><b>【重要度高】</b>：地域での良質な雇用創出、経済の底上げに貢献する成長志向の高い中小企業等へ5/16の伴走支援の必要性は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2023」にも掲げられており、地域社会のみならず我が国経済の発展において極めて重要度が高い。</p> <p><b>【困難度高】</b>：支援にあたっては、個々の中小企業等が抱える多様な課題へ柔軟な対応が求められるとともに、顧客や競合等の外部環境を踏まえた差別化された戦略、戦術作りなど、質の高い実践的な支援が必要となり、また前期の目標よりも2倍高い水準の成果を目指すことから、達成の困難度は高い。</p>		
	<p>&lt;想定される外部要因&gt;</p> <p>想定される外部要因としては、初年度を基準として業務遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外貨規制の改善など輸出環境の整備が進むこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p> <p>以下2～5のセグメントにおいても同様。</p>		

<p>I-2 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援</p>	<p><b>2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援</b></p> <p>(1) 新市場開拓支援</p> <p>経済社会の変革に対応し、中小企業等が成長・発展していくためには、新たな事業展開や海外等の成長市場における需要の取込みが必要となる。そのため、特に海外展開等に向けた経営戦略の立案・具体的な準備に係る伴走支援や他の支援機関等との連携支援といった取組を通じ、中小企業等の外需獲得を含む成長分野への展開を推進する。</p>	<p><b>2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援</b></p> <p>(1) 新市場開拓支援</p> <p>人手不足、物価高、国内市場の縮小など厳しい経済環境下に置かれる中小企業等が成長・発展していくためには、新事業展開や成長する海外市場等の需要の取込みが必要である。機構では、海外展開に挑戦する中小企業等への相談助言やハンズオン支援を行い、海外展開に向けた経営課題への取組を支援する。また、優れた製品、技術、サービス等を有する中小企業等と、大手・中堅企業や海外企業との新規取引・業務提携等を促進するプラットフォームの運営や、プラットフォームと連動した展示・商談会の実施を通じて新市場開拓を支援する。</p> <p>令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する総合的なソフト支援に活用する。</p> <p>令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	<p><b>2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援</b></p> <p>(1) 新市場開拓支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外需を獲得してさらなる成長を目指す中小企業等の海外展開に向けた取組について、専門家による相談・助言、セミナー等を通じた情報提供等を行い、海外進出や国際取引等を行う上での経営上の課題解決を支援する。また、海外展開に向けた事業戦略の立案、事業計画の仮説検証を含む具体的な準備、海外展開後の事業再編や撤退等の事業計画の見直し等について、ハンズオン支援を実施する。</li> <li>・優れた製品、技術、サービス等を有する中小企業等と国内外企業を繋ぐWebプラットフォーム「J-GoodTech（ジェグテック）」を運営し、SDGs・カーボンニュートラル（以下、「CN」という。）等社会的な課題や新製品の開発、共同研究・共同開発等のニーズなど新たなビジネス展開に向けたビジネスマッチングを推進する。運営に当たっては、機構の各種事業や支援機関等による商談会等との相乗効果を図るとともに各種Webコンテンツの充実や登録企業による情報発信の促進等の強化によりサイトの活用を促進する。</li> <li>・また、「J-GoodTech（ジェグテック）」と連動して、中小企業等とパートナーとなる海外企業との合弁会社の設立、共同開発・技術提携、日本企業への生産委託、輸出等の事業連携を促進するため、海外CEOとの商談会等を開催する。具体的には、海外政府機関等の協力による海外企業選定、「J-GoodTech（ジェグテック）」を活用した事前コーディネート、商談におけるサポート及び商談後のフォローアップ等を実施する。</li> <li>・「2025 大阪・関西万博」において日本の中小企業の魅力・価値を国内外に発信する展示事業を実施する。国内外から多様な年齢層・属性の来場者が予想されるため、日本の中小企業の魅力を実感できるような視覚的な演出、体験型展示を取り入れる。</li> <li>・また、会期前後では万博特設Webサイト上での参加企業紹介を効果的に行うとともに、会場外でも機構支援事業や他機関との連携により万博を契機としたビジネスマッチングの促進を行い、中小企業の海外展開や外需獲得につなげる。</li> <li>・令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する総合的なソフト支援に活用する。</li> </ul>
-----------------------------------	---	---	--

	<p>(2) 他機関との連携による支援</p> <p>中小企業等の成長段階に応じた課題解決のため、他の独立行政法人や支援機関等との関係構築・連携を推進する。</p>	<p>(2) 他機関との連携による支援</p> <p>中小企業等の成長段階に応じた支援を行うため、国内外の支援機関や民間企業等との関係構築・連携を強化する。特に中小企業等の海外展開支援については、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「日本貿易振興機構」という。）等につなぐことで、海外展開の実現性を高める。また、日本貿易振興機構とは両機構の機能を踏まえ、海外展開のポテンシャルを有する中小企業等や海外展開の実現によって新たな経営課題が生じた中小企業等に対する連携した支援を強化する。</p>	<p>(2) 他機関との連携による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等の成長段階に応じた支援を行うため、業務連携・提携機関を行っている機関等をはじめとした国内の支援機関等、海外政府関係機関や、民間パートナー企業と連携・協働した支援に取り組む。特に、海外展開の実現性を高めるため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）との連携強化に取り組む。</li> <li>・令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれた「新規輸出1万者支援プログラム」に引き続き取り組み、案件の発掘に努めるとともに輸出実現に向けて、機構の各種支援ツールを活用するとともに、日本貿易振興機構をはじめとした支援機関等とも連携・協働した支援に取り組む。</li> <li>・中小企業等の成長段階に応じた新市場開拓支援に資するため、海外の支援機関との関係構築・連携を強化する。また、日本の中小企業等の海外展開に係る投資環境整備を目的として、海外の中小企業支援機関や国際協力機関に対し、支援ノウハウの共有や提供を行う。</li> </ul>
	<p>(定量指標)</p> <p>指標2-1：海外展開を志向する企業への支援件数50,000(※)件以上</p> <p>※商談に向けた商材・サービスの磨き上げや進出市場の検討、戦略立案等の市場開拓準備における専門家による助言等の件数</p> <p>指標2-2：海外展開の挑戦件数(商談等の進展があった件数)7,500件以上(アウトカム指標)【重要度高】 【困難度高】</p>	<p>(定量指標)</p> <p>指標2-1：海外展開を志向する企業への支援件数50,000(※)件以上</p> <p>※商談に向けた商材・サービスの磨き上げや進出市場の検討、戦略立案等の市場開拓準備における専門家による助言等の件数</p> <p>指標2-2：海外展開の挑戦件数(商談等の進展があった件数)7,500件以上(アウトカム指標)【重要度高】 【困難度高】</p>	<p>○指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外展開を志向する企業への支援件数：10,000件以上</li> <li>・海外展開の挑戦件数(商談等の進展があった件数)：1,500件以上</li> </ul>
	<p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>指標2-1：4年度実績は11,000件程度であるが、その前までの実績はコロナウイルス感染拡大に伴い漸減傾向で推移した反動による要因もあるため、支援件数については、前期(元年～4年度)実績の平均を基準に指標を設定する。</p> <p>指標2-2：4年度実績は1,400件程度であるが、その前までの実績はコロナウイルス感染拡大に伴い漸減傾向で推移した反動による要因もあるため、前期(元年～4年度)実績の平均を基準とし、その2割増となるより高い指標を設定する。</p>		

	<p>&lt;重要度高・困難度高の設定理由&gt;</p> <p>指標 2-2</p> <p><b>【重要度高】:</b>国内外の様々な構造的変化によって経済社会の変革が進む中、中小企業等が持続的な成長・発展を図るためには、既存の国内市場の開拓に留まらず、海外等の成長・拡大する新市場の開拓に挑戦し、新たな需要を獲得することが必要であり、重要度は高い。</p> <p><b>【困難度高】:</b>海外展開の比較的初期段階の中小企業等に対する商材・サービスの磨き上げに加え、販路開拓力の強化、経営戦略の見直し、海外展開の実現可能性検証等の多様で専門的支援が必要であり、また前期の実績よりも高い水準の成果を目指すことから、困難度は高い。</p>		
--	--	--	--

<p>I-3 スタートアップの創出・成長への支援</p>	<p><b>3. スタートアップの創出・成長への支援</b></p> <p>(1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給</p> <p>「スタートアップ育成5か年計画（以下、「SU5か年計画」という。）」において、スタートアップへの投資額を5年後の2027年度に10兆円規模とするとともに、将来においては、スタートアップを10万社創出するという目標が掲げられていること、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（以下、「実行計画2023」という。）」において、成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、M&amp;A等の取組について集中支援を行うとされていること等を踏まえ、これらの計画に貢献すべく、GP（無限責任組合員）に対する適切な審査を確保しながら、引き続き出資機能の強化を図る。</p>	<p><b>3. スタートアップの創出・成長への支援</b></p> <p>(1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給</p> <p>スタートアップ育成5か年計画（以下、「SU5か年計画」という。）等を踏まえ、成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドに出資し、スタートアップ等へのリスクマネーの供給を促進する。</p> <p>また、設立間もない初号・2号ファンドに対する出資や、若手キャピタリストが組成するファンドへの資金流入を促進するための出資枠・制度等を設けることで、国内ベンチャーキャピタル等のプライベート・エクイティ・ファンドの運営者の育成支援を行う。</p> <p>中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する。その際、地域金融機関との連携や、例えば「サーチファンド」のような高度な経営人材の中小企業等への流入を促進する観点等も視野に入れて取り組む。</p> <p>また、産業競争力強化法に規定する革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けた事業者、地域再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者及び中小企業等経営強化法に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画又は経営力向上計画の認定を受けた事業者等の借入等に対する債務保証を行うとともに、当該制度の活用を図るため、金融機関を中心に周知を行う。</p> <p>令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、M&amp;Aや新事業展開等により成長を目指す中小企業等に対して、メザニン・ファイナンス等によるリスクマネーの供給を実施する100億企業育成ファンド出資事業に活用する。</p> <p>令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、ディープテックスタートアップが行う大型のデット調達を後押しする債務保証制度の拡充に活用する。</p> <p>令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和</p>	<p><b>3. スタートアップの創出・成長への支援</b></p> <p>(1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「スタートアップ育成5か年計画」等を踏まえ、スタートアップ等へのリスクマネーの供給を促進するため、成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドに出資する。また、ベンチャーキャピタルの裾野の拡大と多様化を促進するため、設立間もない初号・2号ファンドに対する出資や若手キャピタリストが組成するファンドへ積極的に出資を行う。</li> <li>・中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する。具体的には、令和5年度補正予算に基づき、「中小グループ化・事業再構築支援ファンド」に出資する。また、地域本部や事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センターという。」）との連携を強化しつつ、高度な経営人材の中小企業等への流入を促進する「サーチファンド型ファンド」の出資拡大に取り組む。</li> <li>・ファンドへの出資に当たっては、民間資金の呼び水としての役割に徹しつつリスク分散を考慮し事業採算性の確保を図るため、ファンド運営者の投資実績、投資先企業に対する経営支援実績等を重視したうえで外部有識者等の意見を踏まえた迅速かつ適切な審査を行う。</li> <li>・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対して機構の支援ツールや他の支援機関等の有効なツール等の情報提供を行うことで、投資先企業の事業成果の向上につなげる。</li> <li>・また、産業競争力強化法に規定する革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証に引き続き取り組むことで、ディープテックスタートアップが行う大型のデット調達を後押しするとともに、指定金融機関の拡大を推進する。</li> <li>・その他、産業競争力強化法に規定する外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けたファンド、地域再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者及び中小企業等経営強化法に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画又は経営力向上計画の認定を受けた事業者等の借入等に対する債務保証を行う。</li> </ul>
----------------------------------	---	---	--

		7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該制度の活用を図るため、金融機関を中心に周知を行う。</li> <li>・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、M&amp;Aや新事業展開等により成長を目指す中小企業等に対して、メザニン・ファイナンス等によるリスクマネーの供給を実施する100億企業育成ファンド出資事業に活用する。</li> <li>・令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、ディープテックスタートアップが行う大型のデット調達を後押しする債務保証制度の拡充に活用する。</li> </ul>
	<p>(2) スタートアップへの支援</p> <p>「SU5か年計画」において「地方におけるスタートアップの創出の強化」等が掲げられていることから、インキュベーション機能や産学官のネットワーク等を通じた全国でのスタートアップの担い手の確保・育成への支援の強化を図る。</p>	<p>(2) スタートアップへの支援</p> <p>「SU5か年計画」の「地方におけるスタートアップの創出の強化」を踏まえ、全国でのスタートアップの担い手の確保・育成のため、情報提供・助言等を通じて全国的な潜在起業者の発掘を行う。また、将来の地域中核企業等の創出のために、創業支援機関等やベンチャーキャピタル、事業会社、大学、起業家等のスタートアップ・エコシステムと連携し、インキュベーション事業やアクセラレーションプログラム等を通じて、スタートアップの事業化と地域のイノベーションの創出を推進する。</p> <p>加えて、支援先事業者の成長促進を強化するため、スタートアップ支援等機関連携協定「Plus」に参画等する公的機関等との連携を深める。</p>	<p>(2) スタートアップへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国のスタートアップの担い手の確保と将来の中核企業への成長促進のため、支援機関、大学、金融機関、ベンチャーキャピタル等のスタートアップ・エコシステム各プレイヤーと連携し、情報提供・助言、アクセラレーションプログラム、ビジネスマッチング、インキュベーションマネージャーの派遣等の支援を行う。</li> <li>・将来の地域中核企業等の創出のため、インキュベーション施設の運営を実施するとともに、インキュベーションマネージャーや各地域の支援機能が効果的な連携を図り、施設入居者の様々な支援ニーズに対応することにより入居者の事業化の促進に取り組む。これらの取組を通じ、退去企業の施設退去時における売上計上を目指す。また、施設退去後2年経過後の支援先の売上高及び従業員数の増減率、資本規模、地域への定着状況等の調査・分析等を行う。</li> <li>・創業機運の向上やアントレプレナーシップの醸成のため、起業事例として模範的な経営者等を発掘・表彰する事業（Japan Venture Awards）を行うとともに、セミナー等により創業やスタートアップの取組事例を紹介する。</li> <li>・支援先企業の成長促進のため、スタートアップ支援機関等連携協定「Plus」に参画する公的機関等と相互の支援策の紹介、支援先企業の紹介、イベントの共同開催等の連携を実施する。</li> </ul>
	<p>(定量指標)</p> <p>指標3-1：各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数を70本以上（※）</p> <p>※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（ベンチャー型）、中小企業成長支援ファンド</p>	<p>(定量指標)</p> <p>指標3-1：各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数を70本以上（※）</p> <p>※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（ベンチャー型）、中小企業成長支援ファンド</p>	<p>○指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ファンド（再生ファンド及び100億企業育成ファンドを除く）への出資件数を14本以上</li> </ul> <p>(※)（上記のうち中小企業支援ファンド（バイアウト型）への出資件数を4本以上に努める）</p>

	<p>(バイアウト型)、グローバルスタートアップ成長投資ファンド等への出資件数（再生ファンドは除く）。</p> <p>指標 3-2：出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を1,650社以上（アウトカム指標）【重要度高】</p>	<p>(バイアウト型)、グローバルスタートアップ成長投資ファンド等への出資件数（再生ファンドは除く）。</p> <p>指標 3-2：出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を1,650社以上（アウトカム指標）【重要度高】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資先ファンド（再生ファンド及び100億企業育成ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を330社以上</li> <li>（上記のうち中小企業支援ファンド（バイアウト型）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を32社以上に努める）</li> <li>※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド、グローバルスタートアップ成長投資ファンドへの出資件数（再生ファンド及び100億企業育成ファンドは除く）。</li> <li>インキュベーション施設退去時における退去企業売上計上率：70%以上</li> </ul>
	<p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>指標 3-1：ファンド事業は市場の変動に特に左右されること、官民ファンド幹事会での指標設定方法も直近10年平均で設定されていることから、同様に直近10年の実績の平均を基準に指標を設定する。なお、成長志向の中小企業等へのリスクマネー供給やGPによるハンズオン支援強化等の観点から、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）は20本以上の出資となるよう最大限努める。</p> <p>指標 3-2：投資件数は増加傾向にあるものの、市場の動向に大きく影響を受けること等から過去10年間の実績の平均を基準に指標を設定する。なお、成長志向の中小企業へのリスクマネー供給やGPによるハンズオン支援強化等の観点から、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）は160社以上となるよう最大限努める。</p>		
	<p>&lt;重要度高・困難度高の設定理由&gt;</p> <p>指標 3-2</p> <p>【重要度高】：国内外の様々な構造的変化によって経済社会の変革が進む中、中小企業等が持続的な成長・発展を図るためには、既存の国内市場の開拓に留まらず、海外等の成長・拡大する新市場の開拓に挑戦し、新たな需要を獲得することが必要であり、重要度は高い。</p> <p>【困難度高】：「SU5か年計画」において海外のベンチャーキャピタルも含めて、ベンチャーキャピタルへの公的資本の有限責任投資による投資の拡大、ベンチャーキャピタルと協調した政府によるスタートアップへの支援の拡大等を進めること、「実行計画2023」において、成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、M&amp;A等の取組について</p>		

	集中支援を行うことが掲げられており、スタートアップや成長志向の中小企業へのリスクマネー供給やGPによるハンズオン支援強化の重要度は高い。		
--	--	--	--

<p>I-4 事業継続・経営体力強化への支援</p>	<p><b>4. 事業継続・経営体力強化への支援</b></p> <p>(1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援</p> <p>① 3機関の連携（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点）</p> <p>中小企業等が抱える課題は、業種・業態、企業のライフステージ等によっても複雑多岐に亘り、また、経営者の高齢化等による事業継続のための対応も喫緊の課題である。機構はこれらの課題に対応するため、中小企業庁、経済産業局、支援機関等と連携を図り、各地の協議会、センター及び拠点の連携を促進するとともに、効率的・合理的な支援体制の構築を推進し、地域において中小企業等に寄り添った支援を着実に実施するための支援体制強化に貢献する。</p>	<p><b>4. 事業継続・経営体力強化への支援</b></p> <p>(1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援</p> <p>① 3機関の連携（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点）</p> <p>3機関連携については、国の方針に沿って都道府県単位での取組が進められているが、地域の産業構造や各機関の支援領域など事情が異なっており、取組の実施状況には地域差が見られることから全国的に同等な取組レベルとする必要がある。</p> <p>このため、機構は各機関における取組の実施状況を把握し、連携上の課題等の解決のために必要な助言や支援事例等の情報提供を行う。また、各事業に対する理解の増進及び中小企業者等の掘り起こしのための支援機関等向け講習会、3機関連携の推進に資する合同相談会など、それぞれの個別事情に応じて、中小企業等に寄り添った支援を実施する。こうした取組を通じて3機関の連携取組の進化を目指す。</p>	<p><b>4. 事業継続・経営体力強化への支援</b></p> <p>(1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援</p> <p>① 3機関の連携（事業承継・引継ぎ支援センター・中小企業活性化協議会・よろず支援拠点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における中小企業等の支援体制強化に向けて、3機関間での連携が円滑に行われるよう、経済産業局等と連携を図りながら、3機関の連携会議への参加や合同相談会等の実施状況の把握等を通じて、連携状況と問題点の把握、連携上の課題に対する助言や、他地域の連携事例の情報提供等を行う。</li> </ul>
	<p>②事業承継・引継ぎへの支援</p> <p>事業承継に係る支援を全国の中小企業等へ幅広く届けることの重要性に加え、民間のM&amp;A会社が顕著に増加し、中小M&amp;A市場が急速に拡大する中、セカンドオピニオンの実施等、公的な支援機関として助言・支援を行う事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という。）への期待は高まっている。また、各都道府県においてセンターを中心とした事業承継ネットワークが構築されているが、各地域において、更なる事業承継支援の定着、自走化を進めるためには、支援機関等の支援能力の向上や面的支援の推進が必要である。そのため中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部を担う機構は、センター及び支援機関等への支援を通じて、事業承継支援能力の向上と事業承継ネットワークの活性化を図る。</p>	<p>②事業承継・引継ぎへの支援</p> <p>機構の持つ他の支援機関支援ツール等も活用し、事業承継前後の支援機関等の伴走支援力強化に努める。また、地域での事業承継支援の定着、自走化に向け、面的支援を進めるべく、支援ネットワークの構築を支援する。主に親族内承継における事業承継計画策定支援において、事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という。）と機構が連携し、地域における円滑な事業承継の推進に取り組む。</p> <p>事業承継に係る支援を全国の中小企業等へ幅広く届けることの重要性を踏まえ、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部を担う機構は、センター及び支援機関等を通じた支援ニーズの掘り起こしや早期・計画的な取組の促進等の支援体制・仕組を確保する必要がある。そのため、支援機関等に対する情報提供及び支援力強化の取組に加え、センターの支援力強化に繋がるノウハウや知識等の習得を目的とした研修の充実と優良事例の共有等に注力する。</p> <p>また、センターが利用するデータベースについて、必要な機能強化を行い、相談者のマッチング機会の創出・増加及びセンターの業務効率化を図る。</p> <p>中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する（再掲）。</p> <p>令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対</p>	<p>②事業承継・引継ぎへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での事業承継の推進のため、相談・助言、講習会等を通じて基礎自治体との連携を強化し、地域に根差した支援ネットワークの構築を支援する。</li> <li>・地域での事業承継支援の定着、自走化に向け、事業承継計画策定に関して、専門家派遣による助言や講習会等により支援機関等の支援能力の向上を図る。</li> <li>・機構の持つ他の支援機関支援ツール等も活用し、支援機関等向けの講習会等により事業承継前後の支援機関等の伴走支援力強化を図る。</li> <li>・中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部として、全国のセンターの事業目標の達成に向け、支援力強化につながるノウハウや知識等の助言、研修及び優良事例の共有、セカンドオピニオンへの対応等を行う。また、中小M&amp;Aガイドラインに基づき、センターにおけるM&amp;Aトラブルの防止に向けた支援等を行う。</li> <li>・センターが利用するデータベースの機能強化を行い相談者のマッチング機会の創出・増加を図る。また、センター業務の効率化を図るため、業務プロセスの見直しに対応したシステムの検討を行う。</li> <li>・中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する。具体的には、令和5年度補正予算に基づき措置された、「中小グループ化・事業再構築支援ファンド」に出資に注力する。</li> </ul>

		<p>策」(令和7年11月21日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する総合的なソフト支援に活用する。</p> <p>令和7年度補正予算(第1号)により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	<p>また、地域本部やセンターとの連携を強化しつつ、高度な経営人材の中小企業等への流入を促進する「サーチファンド型ファンド」の出資拡大に取り組む。(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、各種情報提供やセンター及び中小企業活性化協議会(以下「協議会」という。)との連携等を行うことにより、中堅企業、中小企業等の事業承継を支援する。</li> <li>・令和7年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する総合的なソフト支援に活用する。</li> </ul>
	<p>③全国の中小企業活性化協議会への支援</p> <p>コロナ禍を経て増加する債務に苦しむ中小企業等が増える中、中小企業活性化協議会(以下、「協議会」という。)への相談件数はコロナ禍前を上回る水準で推移しており、「中小企業の駆け込み寺」として、収益力改善・経営改善、事業再生、再チャレンジ等の各支援段階に応じ、資金繰りに悩む中小企業等に寄り添っていく必要がある。また、「地域における支援の最大化」を実現するためには、金融機関、信用保証協会、地域の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、認定経営革新等支援機関、民間専門家等との実効的な連携に向けた一層の取組が重要である。そのため機構は、中小企業活性化全国本部として、協議会の支援能力の底上げのための取組を充実させるとともに、他の関係機関との連携を促進するための支援を推進する。</p>	<p>③全国の中小企業活性化協議会への支援</p> <p>機構は、中小企業活性化全国本部(以下、「活性化全国本部」という。)として、中小企業活性化協議会(以下、「協議会」という。)の円滑な活動の強化のため、中小企業庁等との連携のもと、中小企業等の再生にあたり共有すべき支援策や事例等の情報提供を行うとともに、協議会が事業方針に沿って目標を達成できるよう、助言や専門家の紹介等を行い、協議会の支援能力の底上げを図る。特に毎年度活性化全国本部が実施する事業評価において低評価が固定した協議会に対しては、経済産業局、中小企業庁や認定支援機関と連携し、業務改善計画のフォロー等を行う。また、新たなネットワークシステムを提供し、協議会及び活性化全国本部における効率的な情報分析・情報共有を実現する。併せて、協議会の活動に関わる専門人材の不足や、地域毎の偏在も踏まえ、特に弁護士・会計士等の民間支援専門家を対象とした研修による人材育成に取り組む。</p> <p>その他、経営改善計画策定支援事業については、中小企業等が全ての認定経営革新等支援機関から質の高い支援が受けられるよう、協議会に対し経営改善計画策定時などに行う助言機能の強化に向けた支援を行う。</p> <p>さらに、コロナ禍を経て増大する債務に苦しむ中小企業等が増える中、事業再生支援を加速すべく、地域金融機関等と連携して再生ファンドを組成し、協議会とも連携・協働し、中小企業等の事業再生の取組に貢献する。</p> <p>また、産業競争力強化法に規定する事業再編計画の認定を受けた事業者等、特定認証紛争解決手続き又は機構等に</p>	<p>③全国の中小企業活性化協議会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業活性化全国本部(以下「活性化全国本部」という。)として、全国の協議会に対して、中小企業等の再生にあたり「再生支援の総合的対策」等の周知すべき施策上の方針や事例等の情報提供を行うとともに、助言や専門家の紹介等を行い、協議会の支援能力の底上げを図る。</li> <li>・協議会の活動に関わる専門人材の不足や、地域毎の偏在も踏まえ、特に弁護士・会計士等の民間支援専門家を対象とした研修による人材育成に取り組む。</li> <li>・毎年度活性化全国本部が実施する事業評価において低評価が固定した協議会に対しては、経済産業局、中小企業庁や認定支援機関と連携し、業務改善計画のフォロー等を行う。</li> <li>・協議会及び活性化全国本部における効率的な情報分析・情報共有を実現するため、新たなネットワークシステムの提供に向けた開発に着手するとともに、事業承継・引継ぎ支援センター及びよろず支援拠点との連携を効果的に促進するためのデジタルツールの活用について検討を行う。</li> <li>・経営改善計画策定支援事業については、金融機関による早期経営改善計画の利用を認める等の措置が令和10年1月まで延長されたことを受け、金融機関向けのFAQ等を整備するとともに、協議会に対する情報提供機能を強化する。</li> <li>・地域金融機関等やファンド運営者と連携して再生ファンドを組成し、協議会とも連携・協働し、中小企業等の事業再生の取組に貢献する。</li> <li>・能登半島地震で被災した中小企業の二重債務問題に対応するための「能登半島地震復興支援ファンド」への出資を通</li> </ul>

		<p>よる調整の下で事業再生を図ろうとする事業者及び農業競争力強化支援法に規定する事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者並びに中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンド等の借入等に対する債務保証を行うとともに、当該制度の活用を図るため、金融機関を中心に周知を行う。</p> <p>令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業等の収益力の改善を目指す経営改善計画策定支援及び早期経営改善計画策定支援に活用する。</p> <p>令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	<p>じ、G P（無限責任組合員）及び関係機関と緊密な連携を図り、地域の実情に即した実効性の高い支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対する再生事例の紹介や機構支援ツールの情報提供等を通じて、事業成果の向上につなげる。</li> <li>・また、産業競争力強化法に規定する事業再編計画又は特別事業再編計画の認定を受けた事業者等、特定認証紛争解決手続き又は機構等による調整の下で事業再生を図ろうとする事業者及び農業競争力強化支援法に規定する事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者並びに中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンド等の借入等に対する債務保証を行うとともに、当該制度の活用を図るため金融機関を中心に周知を行う。</li> <li>・令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業等の収益力の改善を目指す経営改善計画策定支援及び早期経営改善計画策定支援に活用する。</li> </ul>
	<p>④全国のよろず支援拠点への支援</p> <p>中小企業等の経営に関する相談をワンストップで対応する「よろず支援拠点（以下、「拠点」という。）のワンストップ機能、コーディネート機能、高度な経営アドバイス機能は、地域に欠かすことのできない中小企業等支援の重要なインフラとなっている。機構は、よろず支援拠点全国本部として、中小企業等に対する拠点の支援能力の一層の向上及び他の支援機関等や政府系機関との連携を促進する。</p>	<p>④全国のよろず支援拠点への支援</p> <p>機構は、よろず支援拠点の全国本部として、中小企業庁、経済産業局等との連携のもと、ワンストップ機能、コーディネート機能、高度な経営アドバイス機能を持つよろず支援拠点（以下、「拠点」という。）の支援能力の向上及び他の支援機関等や政府系機関との連携を促進する。具体的には、拠点が設定する目標を達成するため、拠点運営や拠点による中小企業等に対する支援活動に関する助言、支援能力の向上に向けたノウハウや知識等の習得を目的とした研修の実施、政府等の支援施策の情報提供や優れた拠点の支援事例の共有、拠点の取組の広報等の支援を行う。また、拠点が実施する業務の実績を把握し、中小企業庁が定める方針に基づき、拠点の評価に関する業務を適切に実施する。</p>	<p>④全国のよろず支援拠点への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・よろず支援拠点（以下、「拠点」という。）の全国本部として、拠点が設定する目標を達成し、P D C Aサイクルを回していくことができるよう、拠点運営や支援活動に関する研修や助言、施策等の情報提供、優れた支援事例や拠点運営の共有、拠点の取組の広報等の支援及び各拠点の実績管理・評価を行う。なお、拠点運営に改善すべき課題のある拠点に対しては、当該拠点ごとに改善計画を作成させ、重点的に支援を行うことで、全国の拠点の支援能力の底上げを図る。</li> </ul>
	<p>(2) 支援機関等の支援力の強化・向上支援</p> <p>①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上</p> <p>中小企業等を取り巻く経営環境の変化は著しく、直面する課題も多岐に亘る。広く全国の中小企業等へ支援を届け、地域の中小企業等の事業継続と経営体力強化を図るためには、支援機関等との連携や支援機関同士の連携促進による支援のすそ野拡大、支援機関等の支援力向上が重要である。</p>	<p>(2) 支援機関等の支援力の強化・向上支援</p> <p>①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上</p> <p>全国の中小企業等への施策普及のため、支援機関等に対し、I T、海外展開、カーボンニュートラル（以下、「C N」という。）などの中小企業等が直面する課題や支援機関等の課題・ニーズなどに即した情報提供、経営課題に対する相談・助言などの支援力の強化・向上に資する講習会等のほ</p>	<p>(2) 支援機関等の支援力の強化・向上支援</p> <p>①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の政策要請等を踏まえ、支援機関等による中小企業等の支援に必要な知識、施策情報、支援ツールの提供を行うとともに、国の政策要請に応じたテーマを中心とした全国規模の講習会等のほか、地域や支援機関等の状況に応じた個別のテーマによる講習会、O J T等を行う。</li> </ul>

	<p>機構のリソースには限りがあるため全国の中小企業等へ支援を届けるためには、支援機関等と連携し支援の幅の拡大が必要となっている。また、多様な中小企業等の経営課題に対応するため、支援機関等はより専門的な知識、具体的な提案能力等が求められていることから、これらに対する取組を強化する。</p> <p>また、地域における創業の促進は、地域社会が抱える課題解決や地域経済の牽引に大きく貢献するものとして期待されており、支援機関等には、創業機運の醸成や創業時の経営に関する知識・ノウハウの提供、資金調達等の支援が求められている。</p>	<p>か、IT化支援に係る相談対応や支援ツールの提供、支援ノウハウの伝授等の支援を実施する。また、これらの活動を通じて、支援機関等の意向や支援施策の活用状況等を踏まえた適切なサポートを行い、支援機関等自らの自己変革・行動変容を促す。</p> <p>また、支援機関等が創業支援を行うにあたり国の政策要請等も踏まえ、必要な知識、施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言を行うための支援力の強化・向上に資するツールの提供、講習会、OJT等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IT化が進んでいない中小企業等やそうした企業との接点が多い地域の支援機関等に対して、①IT化支援に有効なツールの提供、②「IT経営サポートセンター」による相談対応、③専門家によるIT導入・定着支援のサポートなどを行う。</li> <li>・産業競争力強化法における創業支援等事業計画の認定を受けた自治体等に対し、支援能力向上のためのノウハウや施策情報等の提供のための講習会等を行う。また、創業に関する調査・分析を行い、認定を受けた自治体等がより効果的な創業支援等事業を実施するために必要な情報を提供する。</li> <li>・起業家教育を実施する高等学校等に対し、教員の指導力の向上等のためのノウハウやツールの提供、起業家・専門家等の派遣等を行う。</li> <li>・中小企業大学校東京校施設の一部を、創業者の育成を行う地域の拠点として運営し、支援運営内容の充実化を図り、創業者への施設提供と起業家等による相談・助言等を一体的に行うとともに、当該事業のノウハウ・コンテンツを全国に横展開する。</li> </ul>
	<p>②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献</p> <p>地域経済を支える中小企業等が連携・共同化、集積の活性化、経営の革新に取り組む事業に対し、都道府県等との連携を強化し、協働することで、その事業成果の向上を図る。</p> <p>また、中心市街地や商店街等の課題解決や活性化に向け、助言や情報提供等の面的伴走支援を促進する。</p>	<p>②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献</p> <p>高度化事業を通じて、地域経済を支える中小企業等が連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化に取り組む事業に対し、都道府県等との連携を強化し、協働することで、その事業成果の向上のため、診断・助言と資金支援を実施する。</p> <p>また、中心市街地や商店街等の課題解決や活性化に向け、地域情報やこれまでの支援実績データを活用し、専門家による助言や情報提供等の面的伴走支援を実施する。</p>	<p>②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県との連携を強化し、中小企業等が連携・共同化、経営の革新、産業集積の活性化に取り組む事業に対して、都道府県と協働し、診断・助言と資金支援を実施する。</li> <li>・これまでの商団連・工団連の会員組合以外にも、高度化事業の利用が見込まれる組合等への訪問活動を実施する。</li> <li>・加えて、支援機関等を訪問し、中小企業のニーズ把握と案件発掘等の協力を依頼する。</li> <li>・一方、高度化事業が利用される環境整備のため、都道府県に対して、各種事例の提供、研修の実施及び相談対応により、新規案件の組成等を支援する。</li> <li>・また、多額の不良債権により新規案件の対応ができない都道府県を支援するため、償還財源確保のための貸付先への経営支援や、不良債権となった貸付先からの回収を支援するためのサービサー派遣等を実施することで、不良債権額の抑制を図る。</li> <li>・中心市街地や商店街等が抱える課題の解決を図るため、その解決に資する情報提供を行う。また、中心市街地の活性化やエリア価値向上に資する事業推進体制の強化等に向け、外部専門家を派遣し適切な助言等を行うとともに、外部専門家を中心とした体制の強化及び地域情報や支援実績データを基にした地域カルテデータベースの整備・活用を通じ、支援の実効性を高めた面的伴走支援を実施する。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業用地事業の全ての用地に企業立地が実現したことを踏まえ、事業終了に向けた取組を着実に実施する。</li> </ul>
		<p>③情報収集・提供の積極的な推進</p> <p>中小企業等の経営環境や業況の把握、支援事例や先進事例の成功要因等に関する調査・研究を行い、中小企業等や支援機関等に対し、中小企業等の経営課題に即応するために必要な情報提供を行う。</p>	<p>③情報収集・提供の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン化した調査システムと集計システムを利用して、中小企業等の景気動向を業種別・地域別に把握するための「中小企業景況調査」を行うとともに、調査結果の更なる活用を進める。また、政策課題や支援のあり方に関する調査を実施しWeb等での情報提供を行う。</li> </ul>
	<p>(3) 経営安定や事業継続のための支援</p> <p>地域経済を支える中小企業等の経営の安定は重要であり、また、自然災害や感染症拡大等の影響は、個々の事業者だけでなく、サプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、中小企業等の経営の安定化のための共済制度の着実な運用や自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進する。</p> <p>経営の安定化を図り、また、自然災害等への実効性の高い事前対策を講じて、災害等の発生時の事業活動への影響の軽減・事業継続をさせることで、顧客の信用及び地域の雇用を維持し、企業価値の維持・向上ひいては地域経済の活性化に貢献する。</p>	<p>(3) 経営安定や事業継続のための支援</p> <p>将来の事業廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の着実な運営を行う。そのための取組の一つとして、機構が毎年度策定する加入促進計画に基づき普及活動を行い、両共済制度の安定的な加入の確保に努める。</p> <p>また、2023年9月に両共済制度の加入等一部の手続きについてオンライン申請可能なシステムの運用を開始したところであり、機構自らの営業や広報を強化することで更なるオンライン手続きの促進に努める。さらに、「いつでも・どこでも・スピーディ」なサービスの提供による顧客利便性の向上と業務フローの見直しによる業務の効率化・合理化を図るために両共済制度の業務・システムの刷新に取り組む。</p> <p>自然災害等への事前対策をより強化するため、全国中小企業強靱化支援協議会及び支援機関等とのネットワーク、並びに全国に配置した専門家の知見、支援ノウハウ等を活用しつつ、中小企業等の単独又は複数事業者による事業継続力強化計画の策定支援及び策定された計画の見直しや訓練等を促進させる実効性向上に向けた支援を行う。</p> <p>また、これらの事前対策を支援する人材の育成を図るとともに、サイバー攻撃等の事業活動に対する新たな脅威への事前対策の重要性に関する普及啓発に取り組む。</p>	<p>(3) 経営安定や事業継続のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に係る令和7年度加入促進計画を策定し、普及及び加入促進を図る。両共済制度ともに、将来にわたる制度の安定的な運営のため、在籍者数の増加を目指し、新規加入者を獲得する。</li> <li>・インターネット広告など機構が直接実施する広報を強化し、普及及び加入促進並びにオンライン手続きの利用率の向上を図るとともに、共済契約者向けの広報を実施することにより、共済契約者におけるオンライン手続きの利用率向上を図る。</li> <li>・業務フローを見直すにあたり、委託機関への委託内容について再整理し、オンライン手続きを促進するために最適な業務体制の構築を図る。</li> <li>・業務・システム刷新プロジェクトについて、関係者間での工程管理を徹底し、計画の実現に向けて取り組む。</li> <li>・機構が有する支援機関等のネットワークやこれまで培ってきた経営支援ノウハウを活かし、更なる協力体制の強化を図りながら、中小企業等又は複数事業者による事業継続力強化計画策定支援及び策定された当該計画の見直し、訓練等を促進させる実効性向上支援を行うとともに、これらの策定等を支援する人材の育成、普及啓発活動をはじめとする情報発信に取り組む。さらに、サイバー攻撃等の新たな脅威に対する事前対策の重要性に係る普及啓発活動を実施する。</li> </ul>
	<p>(定量指標)</p> <p>指標4-1：支援機関等の支援する者への支援件数100,000件以上</p> <p>指標4-2：講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数1,200件以上（アウトカム指標） 【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標4-3：地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数80,000人以上</p> <p>指標4-4：支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数（※）10,000機関以上（アウトカム指標） ※支援機関等サポート事業（支援機関IT化支援サポート事業含む。以下同じ。）において提供し</p>	<p>(定量指標)</p> <p>指標4-1：支援機関等の支援する者への支援件数100,000件以上</p> <p>指標4-2：講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数1,200件以上（アウトカム指標） 【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標4-3：地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数80,000人以上</p> <p>指標4-4：支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数（※）10,000機関以上（アウトカム指標） ※支援機関等サポート事業（支援機関IT化支援サポート事業含む。以下同じ。）において提供し</p>	<p>○指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援機関等の支援する者への支援件数：20,000件以上</li> <li>・講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数：200件以上</li> <li>・活性化全国本部の協議会に対する相談対応・助言等が協議会の課題解決につながったとする協議会の割合：70%以上</li> <li>・拠点への研修受講者数：800人以上</li> <li>・拠点への研修の実施後、研修を通じて得られた支援事例や支援ノウハウ等を参考に、拠点運営の改善を図り、成果があったとする割合：80%以上</li> </ul>

	<p>た機構ノウハウ・ツールを活用した機関数</p>	<p>た機構ノウハウ・ツールを活用した機関数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数 : 16,000人以上</li> <li>・支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数: 2,000機関以上</li> <li>・中心市街地・商店街等診断・サポート事業（巡回型支援、パッケージ型支援）及び中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業の役立ち度: 70%以上</li> <li>・小規模企業共済の新規加入者数: 70,000者以上</li> <li>・中小企業倒産防止共済の新規加入者数: 50,000者以上</li> <li>・連携事業継続力強化計画支援件数: 300件</li> </ul>
	<p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>指標4-1: 4年度実績は24,327件であり、着実に支援件数は増加しているものの、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、前期(元年~4年度)実績の平均を基準に指標を設定する。</p> <p>指標4-2: 本指標は機構主催の講習会等により事業承継計画策定等を学んだ支援機関等が、実際に計画を策定した件数をカウントするものであるが、現状、事業承継計画策定は事業承継・引継ぎセンターが行っており、支援機関等はほとんど計画策定を行っていない。そのため、5年度の策定見込み件数は年間30件と見込んでいることから、これを5年後に10倍にすることを目標とし指標を設定する。</p> <p>指標4-3: 機構が実施する講習会等を通じて、重要な政策テーマに係る支援スキルをインプットした支援機関等の職員の数(8テーマ(※)を2,000機関(全国の主要な支援機関等の約半数)の職員が受講した数、16,000人)を基準として指標を設定する。</p> <p>※重要な政策テーマとは、売上拡大(販路開拓、経営計画等)、IT、経営改善(事業性評価等)、創業、事業承継、人手不足、カーボンニュートラル(以下、「CN」という。)、その他(インボイス、知財、SDGs、BCP等)の8テーマ。</p> <p>指標4-4: 前期で成果目標としていた対象はITプラットフォームの活用機関数のみであったが、今期ではそれ以外の支援ツール等の活用機関数も加味することとなるため、前期(元年~4年度)実績の平均</p>		

	<p>(1, 447機関)に(※)、新たに加味する他の支援ツール等の活用見込み(約500機関)を勘案したものを基準として指標を設定する。</p> <p>※4年度のITプラットフォームの活用機関数の実績は2,004機関であり、着実に増加しているものの、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、前期実績の平均を採用する。</p>		
	<p>&lt;重要度高・困難度高の設定理由&gt;</p> <p>指標4-2</p> <p>【重要度高】:事業承継ガイドラインや中小M&amp;Aガイドラインによる事業承継の進め方についての理解の促進、中小M&amp;A推進計画等に基づく各種支援施策等、円滑な事業承継・引継ぎに向けて国の取組は認識されつつある。一方で、依然として中小企業等における高齢の経営者や後継者未定の割合は高く、経営資源の散逸や地域経済への悪影響を防ぐために、事業承継を促進する重要度は高い。</p> <p>【困難度高】:地域における事業承継支援の定着、自走化を進めるため、支援機関等の相談対応力の向上や事業承継計画の策定スキル習得に向けた支援の強化が必要であり、また、5年度の策定見込み件数は年間30件に対し、これを5年後に10倍にすることから、困難度は高い。</p>		

<p>I-5 経営環境変化対応への支援</p>	<p><b>5. 経営環境変化対応への支援</b> (1) 経営環境変化への対応 経営環境変化(CN・グリーントランスフォーメーション(以下、「GX」という。))等への対応に向けた支援ニーズが今後さらに高まることを踏まえ、中小企業等及び支援機関等の双方への支援を拡充していく必要がある。そのため、第一義的には、中小企業等及び支援機関等へ広く施策対応の必要性への理解促進に繋がる活動、またそれだけに留まらず、実際の事業活動を促す支援を推進する。</p>	<p><b>5. 経営環境変化対応への支援</b> (1) 経営環境変化への対応 経営環境変化(CN・グリーントランスフォーメーション(以下、「GX」という。))等への対応に向けた支援ニーズが今後さらに高まることを踏まえ、中小企業等及び支援機関等への支援により、中小企業等のCN・GXの取組を拡充していく必要がある。そのため、中小企業等及び支援機関等へ広く施策対応の必要性への理解を促進するとともに、中小企業等のCNに向けた具体的な取組のための脱炭素と経営を両立させるための計画策定等を支援する。 また、支援機関等に対する支援ノウハウの提供を通じて支援機関等からのプッシュ型による支援の拡大を目指す。</p>	<p><b>5. 経営環境変化対応への支援</b> (1) 経営環境変化への対応 ・CN・グリーントランスフォーメーション(以下、「GX」という。)の普及・啓発を図るため、支援機関等と連携を図るなどして、中小企業等に対するセミナー等を実施する。 ・全国の地域本部にCN相談窓口等を設置し、中小企業等からの各種相談に対応するほか、専門家によるCO2排出量の算定支援や削減に向けた課題整理やそれに対応するための行動計画の策定等に向けた支援を行う。 ・支援機関等の中小企業等に対するCN・GX支援の取組の促進に向けて、支援機関等が中小企業等に対してCN・GXに係る助言等を適切に行うことができるよう、支援機関等に対し講習会等を実施し、CN・GX支援に必要な知識や情報を提供する。</p>
	<p>(2) 経営基盤の強化 ①中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等 国の中小企業政策が掲げる「経営者の経営力強化」、「戦略の実現のサポート」に応じた研修が求められており、急速な技術の進歩等経営環境の変化が著しい中、新たな知識やスキルの獲得を目指した人材育成が重要であり、中小企業等の中核人材を育成することは、経営の基盤を強化することに繋がる。機構は全国規模の公的機関として、中小企業等経営管理者の経営スキル、支援機関等職員の支援スキルを高め、中小企業活性化の一助となる研修を実施し、能力向上を図る。デジタル化や働き方改革等が進展している中、利便性やニーズ等に対応した研修手法を強化することが必要である。</p>	<p>(2) 経営基盤の強化 ①中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等 更なる研修効果と質の向上を図るため、中小企業等の経営者、管理者及びこれらの候補となる中核人材等に対し、経営知識の習得に加え、経営に関する分析力、洞察力など経営に必要な能力の向上等経営の基盤となる人材の育成を支援する実践的な研修、国の政策課題に対応した研修、及び著しい経営環境の変化に対応した研修を実施する。また、支援機関等の支援人材に対し、実践的な研修と国の政策課題に対応した研修を実施する。 中小企業等や支援機関等が、時間・距離・コストの制約を超えてアクセスできるITを活用した遠隔研修、支援機関等と連携した研修、地域の都市部などでの研修及び中小企業大学校を活用した研修を強化するとともに、新たに地域本部と一体で運営する都市型中小企業大学校での研修を展開し、利便性の向上やリーチの拡大を目指す。 令和7年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、賃上げや米関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する総合的なソフト支援に活用する。 令和7年度補正予算(第1号)により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	<p>(2) 経営基盤の強化 ①中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等 ・中小企業等の経営力強化や生産性向上を支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる中核人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用、デジタル化、生産性向上等の研修、また国の政策課題や経営環境の変化へ対応した人手不足対応、価格転嫁、事業再構築、DX、CN、事業承継等に関連した科目等を含む研修について、経営課題解決に資する実践的な事例研究や演習などを用いて実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得、経営者等のネットワークの構築などを目指す。 ・都道府県や地域の支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした研修、政策課題や経営環境の変化に対応した研修を実施する。研修は、中小企業等の成功事例等を取り入れた研修教材を用いて、演習等を交え実践的に行う。 ・中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第31条に規定する認定経営革新等支援機関の中小企業支援能力の向上のための研修を実施する。 ・中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関の認定に必要となる中小企業経営改善計画策定支援研修を実施する。 ・時間・距離・コストの制約を超えてアクセスできるITを活用して、経営課題の解決に向け遠隔地間でディスカッシ</p>

			<p>オンをするゼミナール、支援能力の向上を目的としたeラーニングによる研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支援機関等と連携した研修である「サテライト・ゼミ」に加えて、地域の都市部など地域本部等でも研修を実施する。</li> <li>・地域の支援機関等や企業に働きかけ、機構の知見・ノウハウを活用した自主研修を実施する。</li> <li>・ITを活用して小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資するような動画配信を実施する。</li> <li>・地域本部と一体で運営する都市型中小企業大学校においては、機構が実施する各種事業の専門家の講師起用、インターバル期間中の相談対応など、都市型・地域本部一体型の特徴を活かした研修企画や運営等を行う。</li> <li>・中小企業の喫緊の経営課題である人手不足に対して、人材確保の専門家を設置するとともに、関係機関との連携強化等により新たに人材確保等に関する支援に取り組む。</li> <li>・令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する総合的なソフト支援に活用する。</li> </ul>
	<p>②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援</p> <p>経営環境変化や経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った新分野展開や事業転換といった事業再構築を支援し、日本経済の構造転換を図っていく必要がある。中小企業等は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応していくことが必要である。機構には、これらを後押しするため、資金的な支援として補助事業の確実な運営を行う。</p> <p>さらに、補助金事業で蓄積されたデータを活用し、個社の課題を抽出できるようシステム面・体制面を整備し、より適切な支援をプッシュ型で提供する方策を検討し、支援を実現する。</p>	<p>②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援</p> <p>経営環境変化や経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った新分野展開や事業転換といった事業再構築を支援し、日本経済の構造転換を図っていく必要がある。中小企業等は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応していくことが必要である。機構は、これらを後押しするため、資金的な支援として補助事業の確実な運営を行う。</p> <p>さらに、補助金事業で蓄積されたデータを活用し、個社の課題を抽出できるようシステム面・体制面を整備し、より適切な支援をプッシュ型で提供する方策を検討し、支援を実現する。</p> <p>令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するための中小企業生産性革命推進事業に活用する。</p> <p>令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、</p>	<p>②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施するとともに、経営の革新に資する果敢な事業活動等に対し、補助事業を通じて必要な資金供給を支援する。</li> <li>・補助事業を活用して経営の革新を行った個別事例等を特設サイトに掲載する。掲載事例については、課題設定プロセスにスポットを当てることにより、中小企業等の気付き、腹落ちを促すものとする。</li> <li>・補助事業が中小企業等に与える影響について分析を行うとともに、機構の支援ツールの活用も含めた、補助事業のあり方について検討を行うとともに、不足する情報を収集する。</li> <li>・補助事業を通じて得られたデータを活用し、個別の中小企業等の経営課題や支援ニーズに即した支援をプッシュ型で提供する仕組み構築に着手する。</li> <li>・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業・小規模</li> </ul>

		<p>令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するための中小企業生産性革命推進事業に活用する。</p> <p>令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	<p>事業者の生産性向上を実現するための中小企業生産性革命推進事業に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するための中小企業生産性革命推進事業に活用する。</li> </ul> <p>上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更なる補助事業活用を促すため、補助事業を活用して経営の革新を行った支援事例の掲載等、アクセス数の増加を図るため特設サイトを充実させる。</li> </ul>
	<p>（3）緊急時への対応</p> <p>経営環境に甚大な影響を与える地震・風水害等の自然災害による突発的な事態に対応するため、機構の知見・ノウハウを結集した態勢の下、関係機関と連携し、機動的に復興・再生に向けた国の政策を展開することが重要である。</p> <p>特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島において、引き続きその求められる役割を果たし、中小企業等の帰還促進等やALPS処理水の処分に伴う風評被害を受け得る中小企業等に対して、関係機関等との連携した支援も求められている。</p>	<p>（3）緊急時への対応</p> <p>自然災害や感染症など経営環境に影響を与える事態に対応し、被害を受けた中小企業等に寄り添った伴走型支援、地域支援機関とのネットワークを生かした、連携・相互補完による支援など、これらに関する知見・ノウハウを結集した態勢の下、国の政策展開や関係機関と連携し機動的に復興・再生支援を実施する。</p> <p>特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島においては、引き続き国の復興計画や政策展開に基づき、中小企業等の帰還促進等に資する支援策を実施する。</p> <p>加えて、ALPS処理水の処分に伴う風評被害を受け得る中小企業等への支援については、国や日本貿易振興機構等の関係機関と情報共有等の連携を図りつつ、丁寧な相談対応等を実施する。</p> <p>また、令和6年能登半島地震で被害を受けた中小企業等に対して機構の総力を結集し、国及び地域の支援機関等と連携して支援することにより、地域の特性を活かした、持続可能な地域経済の再生に貢献する。</p> <p>令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業</li> <li>令和6年能登半島地震等において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業</li> </ul> <p>令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実</p>	<p>（3）緊急時への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な自然災害等が発生した場合には、関係機関と連携をとり機構の知見とノウハウを結集し、中小企業等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。</li> <li>令和6年能登半島地震により被災した石川県、富山県、福井県及び新潟県の中小企業等の求めに応じて、専門家の派遣等を通じた相談・助言を行う。</li> <li>また、被災した地方公共団体からの求めに応じ、地方公共団体が整備する仮施設に対する技術支援及び整備等費用の助成を行う。</li> <li>この他、国の要請・法令等に基づき、必要な支援施策を講じる。</li> <li>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更（令和6年3月19日閣議決定）を踏まえ、地域により復興の異なる進捗状況に合わせ機構の知見とノウハウを最大限活用し、被災した地域及び中小企業等の復興と自立化に貢献する。</li> <li>東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）に基づき著しい被害を受けた中小企業等のための工場・事業場・店舗等の仮施設整備及び当該施設の有効活用（移設・撤去等）に係る支援については、福島県原子力災害被災12市町村からの依頼等に基づき、引き続き実施する。</li> <li>原子力災害により被災した中小企業等の事業・生業の再建、自立化を支援するため、国・福島県・民間で設置する福島相双復興官民合同チームへ参画し、被災中小企業等への個別訪問等を通じて実態の把握等を行うとともに、これをきっかけとして、事業再開や自立化に向かって再スタートを果たそうとする意欲のある被災中小企業等に対し、機構の知見、ノウ</li> </ul>

		<p>績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業</li> <li>・令和6年能登半島地震等において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業</li> </ul> <p>令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	<p>ハウを活かし多様な支援策を提供していくことで福島の産業復興の加速化に貢献する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ALPS処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日）及び「ALPS処理水処分に伴う当面の対策のとりまとめ」（令和3年8月24日）を踏まえ、国等と連携しながら、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（令和6年8月）に基づき、ALPS処理水の処分に伴う風評影響を受け得る北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の中小企業等へ専門家派遣等の支援を行う。</li> <li>・このほか原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、被災中小企業等の事業再開と自立化に貢献する。</li> <li>・東日本大震災で被害を受けた中小企業者等の二重債務問題に対応するため、2011年度に設立された産業復興機構への出資等を行う。加えて、産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援を行う。</li> <li>・大規模な自然災害等により被害を受けた中小企業等を対象とする都道府県が実施する貸付制度への支援を継続する。</li> <li>・原子力発電所事故によって甚大な影響を被る中小企業等を対象とする福島県が実施する貸付制度への支援を継続する。</li> <li>・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。</li> <li>・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業</li> <li>・令和6年能登半島地震等において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業</li> <li>・令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。</li> <li>・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業</li> <li>・令和6年能登半島地震等において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業</li> </ul>
	<p>(定量指標)</p> <p>指標5-1：政策テーマ（CN・GX）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数18,500件以上</p>	<p>(定量指標)</p> <p>指標5-1：政策テーマ（CN・GX）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数18,500件以上</p>	<p>○指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策テーマ（CN・GX）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数：3,700件以上</li> </ul>

	<p>指標 5-2 : 政策テーマ (CN・GX) 等の事業者による機構支援施策等の利用件数 2, 200 件以上 (アウトカム指標) 【重要度高】</p> <p>指標 5-3 : 有料研修における受講人日数 464, 000 人日以上</p> <p>指標 5-4 : 研修受講による業務への貢献数 11, 700 件以上 (アウトカム指標) ※研修終了から 2~3 ヶ月後に行うアンケートにて調査</p>	<p>指標 5-2 : 政策テーマ (CN・GX) 等の事業者による機構支援施策等の利用件数 2, 200 件以上 (アウトカム指標) 【重要度高】</p> <p>指標 5-3 : 有料研修における受講人日数 464, 000 人日以上</p> <p>指標 5-4 : 研修受講による業務への貢献数 11, 700 件以上 (アウトカム指標) ※研修終了から 2~3 ヶ月後に行うアンケートにて調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策テーマ (CN・GX) 等の事業者による機構支援施策等の利用件数 : 440 件以上</li> <li>・有料研修における受講人日数 : 92, 800 人日以上</li> <li>・研修受講による業務への貢献数 : 2, 340 件以上</li> </ul>
	<p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>指標 5-1 : 本事業は、政策上の要請により、機構として積極的に推進する必要がある事業という認識の下、今後の CN・GX 支援の体制の拡充を図っていくことが必要であることから、5 年度実績見込みに今後、積極的に事業を推進することを踏まえた 6 年度の伸びを加味したものを基準に指標を設定する。</p> <p>指標 5-2 : 水準感については上記の考えと同様。</p> <p>指標 5-3 : 4 年度実績はおよそ 10 万人日である。実績は着実に伸びており、回数を増加させることも重要である一方、機構の研修のキャパシティに加え、質の高い研修を充実させることも考慮する必要があることから、前期 (元年~4 年度) 実績および 5 年度見込みの平均を基準として指標を設定する。</p> <p>指標 5-4 : 本指標は、新たな考えに基づき設定するものであり、参考となる実績が存在しない。そのため指標を算定するのに際しては、試行的に実施したアンケートにより貢献したと回答があった件数をもとに、想定される研修回数から貢献があると回答される件数を求めた推計値 (2, 340 / 年) を基準に指標を設定する。</p>		
	<p>&lt;重要度高・困難度高の設定理由&gt;</p> <p>指標 5-2</p> <p>【重要度高】: 「GX 実現に向けた基本方針」において、2050 年 CN の実現に向けて、中堅・中小企業の GX は極めて重要であると位置づけられおり、中堅・中小企業の GX の推進のため、機構の支援を通じた CN の実現への対応策を知るための支援や中小企業等の取組を支援機関等からプッシュ型で支援する体制の構築等の対応が求められていることから、施策推進に係るため重要度は高い。</p>		

<p>Ⅱ－1 顧客重視</p>	<p>Ⅳ. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の縦割り等を排し、顧客重視の視点で支援現場のニーズに即した柔軟な発想による取組や支援施策への反映を行い、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。</li> </ul>	<p>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客重視の視点で支援現場のニーズに即した柔軟な発想による取組や支援施策への反映を行い、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。</li> <li>・顧客の多様で複雑化した経営課題に対して、適切かつ総合的に支援できるよう機構の各事業の連携、職員の業務遂行にあたっての目的意識の明確化が図られるような仕組の構築を行う。</li> <li>・支援範囲の拡充・補完のため、引き続き支援機関等及び政府関係機関との連携並びに新たな連携先の開拓を図る。</li> </ul>	<p>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視の業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客重視の視点で支援現場のニーズに即した柔軟な発想による取組や支援施策への反映を行い、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。</li> <li>・顧客の多様で複雑化した経営課題に対して、適切かつ総合的に支援できるよう機構の各事業の連携、職員の業務遂行にあたっての目的意識の明確化が図られるような仕組の構築を行う。</li> <li>・経営方針の徹底及び組織全体に関わる重要課題への対応を行い、そのために必要な組織体制の見直しを図る。</li> <li>・支援範囲及び内容の拡充・補完のため、引き続き支援機関等及び政府関係機関との連携及び新たな連携先の開拓を図る。</li> <li>・中小企業SDGs応援宣言に基づき、中小企業等へのSDGsに関する普及・啓蒙、幅広い相談対応、個社への支援等を実施する。</li> <li>・そのために、SDGsに係る相談対応や支援機関等と連携した取組から得られる支援ノウハウを共有することにより、職員の支援力のさらなる向上を図る。</li> </ul>
	<p>(2) 認知度向上による支援施策の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援施策の利用促進には、顧客に機構及び提供するサービスを認知してもらい、機構のプレゼンスを高めることが不可欠である。そのため、支援成果や社会変化に即した情報、支援施策等のコンテンツの充実を図り、目的と対象者に応じたアプローチやメディアツールを使い分けて発信する。</li> <li>・更なる知名度の向上、提供するサービスの高度化に向けて、中小企業庁との連携による支援策・事例等の紹介を拡充することを初め、中小企業等及び支援機関等にとって機構サービスの利用喚起に繋がる戦略的広報・発信の充実を図る。</li> </ul>	<p>(2) 認知度向上による支援施策の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援施策の利用促進には、顧客に機構及び提供するサービスを認知してもらい、機構のプレゼンスを高めることが不可欠である。</li> <li>・そのため、第5期中期目標期間においては、目的と対象者に応じたアプローチやメディアツールを使い分けて発信するなど、機構全体の広報力向上も含め、戦略的な広報活動を行う。</li> <li>・具体的には、新聞やテレビなどのマスメディアを活用した情報発信のほか、WEB、SNS、動画配信等のデジタルを活用した情報発信を強化するとともに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」においては、それぞれの役割と機能に即した運用を適切に行う。</li> <li>・また、更なる知名度の向上及び提供するサービスの高度化に向けて、機構の認知度や支援施策の利活用状況を把握、分析、検証することで、情報発信の改善を行うとともに、「J-Net21」等において、支援成果や社会変化に即した情報や中小企業庁と連携した支援策・事例等のコンテンツを拡充するなど、ユーザー目線に立った最適な環境を整備する。</li> </ul>	<p>(2) 認知度向上による支援施策の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構と支援施策に関する支援現場に即した情報を、国の重点政策や社会課題と関連させるなどしてタイムリーに分かりやすく発信する。</li> <li>・SNS、動画配信等のWebメディア、新聞・テレビ等のマスメディア、パブリシティ活動、ロコミによる情報拡散等を目的と対象者に応じて活用する。</li> <li>・組織的な広報活動の実現に向けて、広報ノウハウやスキルの共有等を行うとともに、優れた広報活動の横展開を行う。</li> <li>・機構の認知度や支援施策の利活用状況を把握、分析、検証することで、情報発信の改善を行う。</li> <li>・「J-Net21」については、中小企業庁、関係機関等と連携しつつ、中小企業等の経営環境の変化に対応する情報、支援策、支援事例等のコンテンツを拡充する。</li> <li>・機構ホームページは、ユーザビリティに配慮しつつ、顧客目線に合った情報発信を行う。</li> <li>・令和6年能登半島地震の被災事業者に対して、特設サイトやメディア・関係機関との連携強化により、迅速に支援策や情報を届ける。</li> </ul>

<p>II-2 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制</p>	<p><b>2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念を実現するため、各役職員が行動指針に基づいて行動する。</li> <li>・この行動を促すため、職員の育成、組織内のコミュニケーションの活性化に資する活動、組織内の情報共有の仕組の深化について引き続き取り組む。</li> <li>・関連する政策の変化、業務の進捗状況に応じ、理事長のトップマネジメントの下、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、支出の増加の抑制を図るため、事務・事業の見直しに努めるなど、業務全体のメリハリ付けを行い人員及び財源等リソースの有効活用を図る。加えて、DXの推進などを通じ、更なる業務効率の向上を図り、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。なお、新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。</li> <li>・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に反映する。</li> </ul>	<p><b>2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念を実現するため、各役職員が行動指針に基づく行動により、顧客の期待と信頼に応え質の高い支援を提供する。</li> <li>・この行動を促すため、職員の育成、組織内のコミュニケーションの活性化に資する活動、組織内の情報共有の仕組の深化について引き続き取り組む。</li> <li>・関連する政策の変化、業務の進捗状況に応じ、理事長のトップマネジメントの下、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、支出の増加の抑制を図るため、事務・事業の見直しに努めるなど、業務全体のメリハリ付けを行い人員及び財源等リソースの有効活用を図る。加えて、DXの推進などを通じ、更なる業務効率の向上を図り、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。なお、新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。</li> <li>・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に反映する。</li> <li>・海外向け情報発信及び海外との交流や協力を通じた国際社会における機構のプレゼンス向上を図る。</li> </ul>	<p><b>2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の行動指針について、階層別研修をはじめとした職員研修やイントラネット・機構内ポータルサイト等を通じて浸透・徹底を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上により、顧客の期待と信頼に応えた質の高いサービスを提供する。</li> <li>・業務改善やコミュニケーションの円滑化等を推進し、業務の充実・効率化と組織の活性化を行う。</li> <li>・事務・事業の見直しに努めるなど、業務全体のメリハリ付けを行い人員及び財源等リソースの有効活用を図る。加えて、DXの推進などを通じ、更なる業務効率の向上を図り、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。</li> <li>・人事評価制度により、前年度の評価結果を職員の賞与及び昇給・昇格の処遇に反映させる。</li> <li>・海外向け情報発信及び海外との交流や協力を通じた国際社会における機構のプレゼンス向上を図る。</li> </ul>
<p>II-3 業務の改善と新たなニーズの対応</p>	<p><b>3. 業務の改善と新たなニーズの対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標の達成に向け、PDCAサイクルに基づいて業務実績・活動を把握し、一層の業務改善、効率化に取り組むこととする。また、新たなニーズに対応するため、不断の業務の見直しを図る。</li> </ul>	<p><b>3. 業務の改善と新たなニーズの対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標の達成に向け、PDCAサイクルに基づいて業務実績・活動を把握し、一層の業務改善、効率化に取り組むとともに、新たなニーズに対応するため、不断の業務の見直しを図りながら対応する。</li> <li>・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実行」、「業績の評価・検証」及び「事業の再構築等」の観点から、事業成果を向上する。</li> </ul>	<p><b>3. 業務改善と新たなニーズへの対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、政策的な使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の支援機関等との類似のサービスについては、その必要性を検討し、改善又は廃止することで、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中することを検討する。</li> <li>・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実行」「業績の評価・検証」及び「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。</li> </ul>
<p>II-4 業務の電子化の促進</p>	<p><b>4. 業務の電子化の促進</b></p> <p>(1) DXの推進、情報収集分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等が置かれている状況に応じて適切なサポートを選択的に受けられるよう、機構は中小企業庁が保有する補助金交付実績などの過去の支援実績等のデータとハンズオン支援など支援情報等のデータの連携を進め、支援の連続性を持たせることで、支援効果の最大化を目指す。</li> <li>・さらに、それらを中小企業等支援に有効活用するため、両者それぞれのデータ基盤の整備状況を踏まえ、システム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進め、支援の効果的な</li> </ul>	<p><b>4. 業務の電子化の促進</b></p> <p>(1) DXの推進、情報収集分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客本位のサービスの向上のため、機構のDXを推進し、データ連携や効果的なデータ利活用を通じた中小企業等支援への有効活用に向けた取組や必要となる環境、基盤の整備を行う。</li> <li>・具体的には、デジタル技術を駆使し、蓄積された中小企業等や専門家等の情報の一元化・共有化、提供するサービスの迅速化、ユーザーアクセスの容易化、付加価値業務への集中化などを図り、機構の総合力を発揮するためのデータ</li> </ul>	<p><b>4. 業務の電子化の推進</b></p> <p>(1) DXの推進、情報収集分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客本位のサービスの向上のため、機構のDXを推進し、データ連携や効果的なデータ利活用を通じた中小企業等支援への有効活用に向けた取組や必要となる環境、基盤の整備を行う。</li> <li>・具体的には、デジタル技術を駆使し、補助金事業をはじめ、蓄積された中小企業等や専門家等の情報の一元化・共有化、提供するサービスの迅速化、ユーザーアクセスの容易化、付加価値業務への集中化などを図り、機構の総合力を発揮する</li> </ul>

	<p>運用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済事業のオンライン化については、顧客利便性の向上及び運営主体としての生産性の向上を目的として、業務フローの見直しによる業務の効率化・合理化を行うとともに、システムの刷新を進める。</li> </ul>	<p>基盤を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等が置かれている状況に応じて適切な支援を選択的に受けられるよう、機構と中小企業庁それぞれのデータ基盤の整備を踏まえ、支援情報等のデータやシステム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進める。</li> </ul>	<p>ためのデータ基盤を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等が、その置かれている状況に応じて適切な支援を選択的に受けられるよう、機構と中小企業庁それぞれのデータ基盤の整備を踏まえ、支援情報等のデータやシステム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進める。</li> </ul>
	<p>(2) 情報システムの整備及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則った、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</li> </ul>	<p>(2) 情報システムの整備及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則った、以下の情報システムの適切な整備及び管理を行う。</li> <li>・ PMO (Portfolio Management Office) を通じて、PJMO (Project Management Office) への支援を実施し、クラウドサービスの効果的な活用等、機構の情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。</li> </ul> <p>上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。・PMOによるPJMOへの支援実績</p>	<p>(2) 情報システムの整備及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則った、以下の情報システムの適切な整備及び管理を行う。</li> <li>・ PMO (Portfolio Management Office) を通じて、PJMO (Project Management Office) への支援を実施し、クラウドサービスの効果的な活用等、機構の情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。</li> </ul> <p>上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMOによるPJMOへの支援実績</li> </ul>
<p>II-5 基金・補助金の適切な執行・管理</p>	<p><b>5. 基金・補助金の適切な執行・管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在機構において管理している基金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに基金を管理する場合には、「基金の点検・見直しの横断的な方針」(令和5年12月20日行政改革推進会議)及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等について、適切に取り組む。なお、基金事業の管理をする上で重要となる体制整備については、重要かつ困難度の高い課題と位置付けることとする。</li> <li>・ 現在機構において執行している補助金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに補助金等を執行する場合には、補助金事業受託当該年度以降に発生する後年度業務も含め、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第七十九号)を踏まえ、適切に執行管理を行うものとする。</li> </ul>	<p><b>5. 基金・補助金の適切な執行・管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在機構において管理している基金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに基金を管理する場合には、「基金の点検・見直しの横断的な方針」(令和5年12月20日行政改革推進会議)及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等について、適切に取り組む。なお、基金事業の管理をする上で重要となる体制整備については、重要かつ困難度の高い課題と位置付けることとする。</li> <li>・ 現在機構において執行している補助金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに補助金等を執行する場合には、補助金事業受託当該年度以降に発生する後年度業務も含め、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第七十九号)を踏まえ、適切に執行管理を行うものとする。</li> </ul>	<p><b>5. 基金・補助金の適切な執行・管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在機構において管理している基金及び令和6年度に国の要請等により機構が新たに基金を管理する場合には、「基金の点検・見直しの横断的な方針」(令和5年12月20日行政改革推進会議)及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等について、適切に取り組む。なお、基金事業の管理をする上で重要となる体制整備については、重要かつ困難度の高い課題と位置付けることとする。</li> <li>・ 現在機構において執行している補助金及び令和7年度に国の要請等により機構が新たに補助金等を執行する場合には、補助金事業受託当該年度以降に発生する後年度業務も含め、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第七十九号)を踏まえ、適切に執行管理を行うものとする。</li> </ul>
<p>II-6 業務経費の効率化</p>	<p><b>6. 業務経費の効率化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費(所要額計上を必要とする経費を除く。)及び業務経費(所要額計上を必要とする経費を除く。)の合計について、新規追加分、拡充分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。</li> <li>・ 新規追加分、拡充分は、翌年度から1.05%以上の効率化</li> </ul>	<p><b>6. 業務経費の効率化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費(所要額計上を必要とする経費を除く。)及び業務経費(所要額計上を必要とする経費を除く。)の合計について、新規追加分、拡充分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。</li> <li>・ 新規追加分、拡充分は、翌年度から1.05%以上の効率化</li> </ul>	<p><b>6. 業務運営の効率化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費交付金を充当して行う業務については、第5期中期目標期間中、一般管理費(所要額計上を必要とする経費を除く)及び業務経費(所要額計上を必要とする経費を除く)の合計について、新規追加部分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。</li> <li>・ 給与水準の適正化に引き続き取り組み、その検証や取組状況</li> </ul>

	<p>を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。</li> <li>・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。</li> <li>・政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・中小企業庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合を進める。</li> </ul>	<p>を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。</li> <li>・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。</li> <li>・政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・中小企業庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合を進める。</li> </ul>	<p>を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費交付金の会計処理として、「独立行政法人会計基準」等に基づき、業務達成基準を原則とし、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</li> <li>・令和7年度調達等合理化計画に基づき、本年度重点的に取り組む分野である競争性のある契約における一者応札・応募案件回避に向けた調達の取組として、年間調達計画のホームページ公表、業務実施に係る準備期間の確保や複数回に亘り繰り返し実施している案件については、仕様書に前年度実績報告書等をサンプルとして例示することとする。また、企画書提出型の調達においては、類似の内容かつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより競争参加の機会を拡大する。</li> <li>・なお、契約事務実務マニュアル及び調達等合理化計画に基づくチェックシートの活用を徹底することにより、発注担当者に対して競争性の確保に向けた意識付けを行うこととする。</li> <li>・障害者就労施設等への優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して定めた同計画の調達方針に基づき前年度実績を上回る調達に努めるものとする。</li> <li>・調達に関するガバナンスの徹底の取組として、随意契約に関する内部統制の確立のために新たに随意契約を締結する案件については、「入札・契約手続委員会」で検証を行うこととする。</li> <li>・不祥事の発生の未然防止・再発防止については、各会計機関の契約担当職員を対象として、定期的に研修を行うとともに、本部調達担当者による指導や情報交換を通じて、契約担当職員のスキルアップを図る。さらに、入札談合を未然に防止するために必要な知識、法制度について、役職員等を対象とした研修を実施し、不祥事の未然防止等に努めることとする。</li> <li>・一定基準以上の案件の調達方針については「入札・契約手続委員会」に事前に諮ることにより契約手続きの適正性を確保するとともに、事後評価については外部有識者や監事を委員とする「契約監視委員会」において点検を行う。契約監視委員会等で指摘された事項については、実効性等を検討しその後の調達手続きに反映するなど、契約手続きの一層の改善に向けた不断の見直しに引き続き取り組むとともに、地域本部等の契約担当職員への周知徹底及び情報共有を図る。</li> <li>・また、入札・契約の適正な実施については、監事等による監査を受けるものとする。</li> <li>・なお、調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構のホームページ</li> </ul>
--	--	---	--

			<p>ージで公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・中小企業庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合を検討する。</li> </ul> <p>上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期中期目標期間における競争性のある契約に占める一者応札・応募案件の平均比率を下回る。</li> </ul>
--	--	--	--

<p>Ⅲ－１ 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組</p>	<p><b>V. 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）に基づき定める「運用の基本方針」に沿った運用を行い、安全かつ効率的に運用するための措置を講じる。また、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言をうけ、運用に係る資産構成の見直し等適切な措置を講じる。</li> <li>・繰越欠損金が存在する等の理由により財務の健全化を確保すべき業務については、自己収入の確保や出資事業（ファンド出資事業を除く）における早期の株式処分等を進めるための措置を講じる。また、貸付に係る不良債権額の抑制及び債務保証に係る代位返済率の抑制等を図るための措置を講じる。</li> <li>・特に施設整備等勘定については、計画的に繰越欠損金の解消を図ることが必要であり、インキュベーション施設に係る入居率の向上、賃料増加、管理コストの削減等の収支改善策の着実な実施を図る。これらの収支改善策を通じて、繰越欠損金の着実な縮減が図られないことが明らかになった場合には、要因分析を行ったうえで、同勘定で実施している事業のあり方について、政策的な意義も踏まえ、事業そのもの的大幅な縮小等も含む抜本的な見直しを行うものとする。</li> <li>・ファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査の維持、継続的なモニタリング、出資先管理の徹底等を行うなどの措置を講じる。また、管理報酬、成功報酬の水準について、公的性格を有する独立行政法人が負担するものとして適正かどうか検証した上でその適正化に取り組む。</li> </ul>	<p><b>Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第25条第1項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針に沿って安全かつ効率的な運用を図るとともに、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ（運用に係る資産の構成）等の見直しを検討する。</li> <li>・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収は、着実な債権回収を進める。</li> <li>・施設整備等勘定については、入居率の向上、賃貸料の見直しのほか、修繕計画の見直しなど可能な限り業務経費の効率化を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。</li> <li>・出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。また必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。</li> <li>・高度化事業においては、貸付時に適正な審査を行い、貸付後に経営状況の適切な把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県等と連携した経営支援等により不良債権の額の抑制を図る。</li> <li>・債務保証業務は、新規保証に係る代位返済率の抑制を図るための確実な審査を行うとともに、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理の実施、求償権による回収管理の徹底、適切な償却処理を行う。</li> <li>・その他出資事業（ファンド出資事業を除く）は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。</li> <li>・ファンド出資事業では、引き続きG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査の維持、継続的なモニタリング、出資先管理の徹底等を行う。</li> </ul>	<p><b>Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業共済資産の運用においては、法令に基づき定める「運用の基本方針」に沿って、共済金の給付を将来にわたり確実に行えるよう、安全かつ効率的な運用を実施する。</li> <li>・資産運用状況については、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価・助言を受けるとともに、アセットオーナー・プリンシプルにも適切に対応すべく必要に応じて課題について整理し、見直しに向けた検討を行う。</li> <li>・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収については、個人保証の原則撤廃や償却基準の見直しなど、債務者の負担軽減や回収事務の低減を図り、回収専門人材（経営セーフティ共済相談員）の活用等により、着実な債権回収を進めるとともに、延滞発生前の貸付先に対する機構の経営支援策の周知等により、貸付先の経営改善や経営悪化の防止を図るなど、回収率の向上に努める。</li> <li>・施設整備等勘定については、入居率の向上、賃貸料の見直しのほか、修繕計画の見直しなど可能な限り業務経費の効率化を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。</li> <li>・出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。また必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。</li> <li>・高度化事業における貸付審査においては、事業計画を精緻に把握し、実現可能性・返済財源の妥当性を精査するなどして、事業性評価を含め貸付先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行う。</li> <li>・多額の不良債権により新規案件の対応ができない都道府県を支援するため、償還財源確保のための貸付先への経営支援や、不良債権となった貸付先からの回収を支援するためのサービサー派遣等を実施する。（再掲）</li> <li>・これらを通じて、高度化事業に係る不良債権の額の抑制を図る。</li> <li>・債務保証業務の実施に当たっては、各制度趣旨に鑑み利用の促進を行い、代位返済率が抑制されるよう、確実な審査を実施する。</li> <li>・また、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を実施するとともに、求償権の回収管理の徹底を図り、適切な償却処理を行う。</li> </ul>
---	---	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分等の対応を図る。</li> <li>・産業用地事業における土地譲渡割賦債権等については、債務者の業況等のモニタリングを実施し、個別債務者の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、回収を進める。</li> <li>・ファンド出資事業では、引き続きG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査の維持、継続的なモニタリング、出資先管理の徹底等を行う。</li> <li>・機構の運用において、収益を損なうことなく、環境負荷の低減、防災対策等を発行目的とするSDGs債を継続的に購入し、社会課題の解決・達成に対して間接的に貢献する。</li> <li>・経理上の問題点を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、中間決算を作成し、正確な年度決算に向けて期中の指標・数値等を把握する。</li> </ul>
<p>III-2 保有資産の見直し等</p>	<p><b>2. 保有資産の見直し等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。</li> </ul>	<p><b>2. 保有資産の見直し等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。</li> <li>・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第4期中期目標期間迄に1,275億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業等対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。</li> <li>・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、適正な事業規模等を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を算出し、必要額を超える部分が生じた場合には、事務費の確保に留意しつつ適切に国庫返納を行う。</li> <li>・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。</li> <li>・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。</li> </ul>	<p><b>2. 保有資産の見直し等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。</li> <li>・令和6年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったり、あるいは緊急の中小企業対策等に必要な資金の不足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。</li> <li>・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、適正な事業規模等を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を算出し、必要額を超える部分が生じた場合には、事務費の確保に留意しつつ適切に国庫返納を行う。</li> <li>・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。</li> <li>・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。</li> <li>・中小企業大学の施設は、研修を実施することや、本来業務</li> </ul>

		<p>うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業大学校の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。</li> <li>・移転に伴い事業の用に供しなくなった中小企業大学校直方校と中小企業大学校関西校の施設及び土地については、処分に関し適切に対応する。</li> <li>・一般勘定の東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る政府出資金においては、道県から機構に償還のあった額について、年度ごとに国庫納付を行うこととする。</li> </ul>	<p>に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転に伴い事業の用に供しなくなった中小企業大学校直方校と中小企業大学校関西校の施設及び土地については、処分に関し適切に対応する。</li> <li>・一般勘定の東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る政府出資金においては、道県から機構に償還のあった額について、年度ごとに国庫納付を行うこととする。</li> </ul>
<p>Ⅲ－３ 自己収入の確保及び拡大</p>	<p><b>３．自己収入の確保及び拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一期から第四期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負担の抑制に引き続き取り組む。</li> </ul>	<p><b>３．自己収入の確保及び拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第１期から第４期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負担の抑制に引き続き取り組む。</li> </ul>	<p><b>３．自己収入の確保及び拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第１期から第４期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負担の抑制に引き続き取り組む。</li> </ul>
<p>Ⅲ－４ 財務運営の適正化</p>	<p><b>４．財務運営の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第５期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。また、業務ごとの経理を明確化するとともに、保有資産の規模やその用途について適切に管理する。その上で、自己収入の確保・拡大や業務経費等の節減に努め、自己資金を十分に確保することで、運営費交付金をはじめとした国の財政負担の抑制に取り組む。</li> </ul>	<p><b>４．財務運営の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第５期中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。また、業務ごとの経理を明確化するとともに、保有資産の規模やその用途について適切に管理する。その上で、自己収入の確保・拡大や業務経費等の節減に努め、自己資金を十分に確保することで、運営費交付金をはじめとした国の財政負担の抑制に取り組む。</li> </ul>	<p><b>４．財務運営の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和６年度における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。また、業務ごとの経理を明確化するとともに、保有資産の規模やその用途について適切に管理する。その上で、自己収入の確保・拡大や業務経費等の節減に努め、自己資金を十分に確保することで、運営費交付金をはじめとした国の財政負担の抑制に取り組む。</li> </ul>

<p>IV-1 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p><b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b>  <b>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長のリーダーシップに基づくトップマネジメントとともに、法令順守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて、規程や体制の見直しを図る。また、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</li> </ul>	<p><b>VI. その他業務運営に関する重要事項等</b>  <b>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等を遵守し業務を行い、機構の使命を有効かつ効率的に果たすため、機構業務の適正を確保する。</li> <li>・内部統制については、その維持・向上を図るため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書及び関連規程等に定めた事項に基づき着実に運用するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行う。</li> <li>・財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスについて維持・向上を図る。具体的には、金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等について必要に応じた見直しを行うとともに、外部専門家等による職員研修の充実、事業別収支情報等の情報公開を行う。</li> <li>・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正化・効率化を行うため、監査計画を策定の上、監事や会計監査人との連携を密に行いながら実施するものとし、監査結果に基づく改善内容について、モニタリングを適切に実施する。</li> <li>・災害その他の危機発生時における迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるなど機構に内在するリスクの管理を適切に行う。</li> <li>・業務の適正かつ公正な運営に支障及び支障が生じる恐れのある事実の発生時において、速やかに対応できるよう引き続き対策を講じるとともに役職員の意識の向上に努める。</li> <li>・コンプライアンスへの対応は、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的使命を果たすため、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき積極的に行動・実践する。</li> <li>・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守、操作マニュアル等の整備・周知等に取り組む。</li> <li>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</li> </ul>	<p><b>X. その他業務運営に関する重要事項</b>  <b>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制の維持・向上を図るため、引き続きリスクの把握、評価及び対応を行い、内部統制委員会及びコンプライアンス委員会で報告するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行い、適正なガバナンスを確保する。</li> <li>・また、関係部署と連携して、機構のBCPの充実を図り、実効的な事業継続力を高める。</li> <li>・金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図るため、金融業務ごとの特性に応じたリスク管理状況についてリスク管理委員会で審議し、その結果を内部統制委員会に報告して当該委員会の意見等を踏まえた適切な業務運営を行うとともに、必要に応じて関連規程等の見直しを行う。</li> <li>・また、外部専門家等を活用して職員の能力向上を図り、事業別収支情報等について情報公開を行う。</li> <li>・内部監査については、業務の一層の適正化・効率化を行うためリスクベースに基づいた監査テーマや監査対象部署を選定し、ポイントを明確にした監査計画を策定する。さらに、監事や会計監査人との連携を密に行うとともに、外部専門機関からの助言等を受け、より適切な監査を実施する。また、過去の監査結果に基づく改善内容の確実な実施を確保するため、改善措置状況のモニタリングを適切に実施する。</li> <li>・役職員として法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき積極的に行動・実践するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき研修等を着実に実施することでコンプライアンスを徹底する。</li> <li>・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理（状態の変化の察知）、CSIRTによるインシデント管理を行うことで、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守を行うとともに、マニュアルの見直しや整備に取り組む。</li> <li>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</li> </ul>
<p>IV-2 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保</p>	<p><b>2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等のニーズや課題、経営環境の変化、DX推進等に対応できる人材の育成を図る研修や勉強会等の実施及び人材確保並びに人事制度等の改善を積極的に推進する。</li> </ul>	<p><b>2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等の抱える様々な経営課題の解決の一端を担い、成長・挑戦する中小企業等への支援や支援機関等への支援による施策普及を通じ、日本経済の活性化と付加価値向上に向け</li> </ul>	<p><b>2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の専門性の向上を図るため、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、研修の実施及び資格取得の支援を行う。具体的には、階層ごとに求められる役割を効果的に発揮するための階層別</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、職員の専門性向上に取り組み、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進するとともに、専門家等を適切にマネジメントすることで機構の組織力向上も図る。加えて、職員の国際感覚の更なる醸成に努め、中小企業等の海外展開ニーズへの対応力を高める。</li> </ul>	<p>た役割を果たしつつ、時代の要請に合わせたメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こうした考えの下、限りあるリソースのなか、中小企業等を取り巻く経営環境変化への対応、経営基盤強化をはじめ、成長志向の中小企業等やスタートアップに対して、積極的な直接支援を的確に提供し、効率的かつ着実に成果を挙げていくため、戦略的な人材確保・育成方針を策定する。具体的には、多種多様な支援を提供できる機構ならではの複合的な支援のほか、高度な支援施策の企画立案、実効性のある業務遂行やDXを推進するための効果的なジョブローテーションのほか、専門的な知識・スキルの習得のための研修等の実施により職員の専門性の向上を図る。特に、中小企業等の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際マインドの更なる醸成に努める。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む関係機関との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。</li> </ul>	<p>研修、支援施策を理解し適切に対応できる力を養うための現場力強化研修、事業部門別人材育成体系に定められた業務遂行能力向上のための各種研修を実施する。また、中小企業支援の専門性の向上やDX・ダイバーシティ等の推進を目指し、中小企業診断士養成課程、外部機関や関係省庁が実施する研修等への派遣、通信教育、eラーニングなど多様な手段を講じ、人事グループと事業部門が連携して計画的に職員の専門性向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手職員には将来のキャリアパスを描くための業務経験を積みませ、中堅職員には専門性を磨く人事運用に努める。</li> <li>・業務効率を向上し、組織を活性化することによりお客様のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、管理職層のマネジメント力の向上のための研修等を行う。また、ワークショップなどを通じて、組織内コミュニケーションの活性化などに取り組む。</li> <li>・職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努めるため、海外研修等の機会を提供する。</li> <li>・機構職員のグローバルマインド醸成に資する取組や情報提供・共有を行う。</li> <li>・事業ニーズに適合する高度な専門性を有する優秀な人材を確保するため、新卒採用にこだわらない採用や民間を含む関係機関との人事交流を行う。</li> <li>・また、DX推進の実効性を高めるため、DX人材育成計画に基づき、DXを中核的に推進する人材の育成、また機構職員全体のIT資質向上に向けた取組を計画的に行うほか、外部出向、経験者採用等による人材の確保及び育成に努める。</li> </ul> <p>上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DX推進の実効性を高めるため、DX人材育成計画に基づき、DXを中核的に推進する人材の育成、また機構職員全体のIT資質向上に向けた取組を計画的に行う。</li> </ul>
<p>IV-3 情報公開による透明性の確保</p>	<p><b>3. 情報公開による透明性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</li> </ul>	<p><b>3. 情報公開による透明性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</li> </ul>	<p><b>3. 情報公開による透明性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織・業務・財務等に関する情報その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</li> </ul>
<p>IV-4 情報セキュリティの確保</p>	<p><b>4. 情報セキュリティの確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。</li> </ul>	<p><b>4. 情報セキュリティの確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。</li> </ul>	<p><b>4. 情報セキュリティの確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近のサイバー攻撃の動向及び「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的対応、CSIRTによる組織的対策を行</li> </ul>

			う。加えて、標的型攻撃メール訓練や研修や自己点検により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。
--	--	--	---